

第五部 思想團體及思想運動

概 說	七九
第一篇 社會主義的運動	七一
第一章 社會主義的團體の設立及解散	七二
第一節 社會主義的團體の設立	七二
第二節 社會主義的團體の解散	七三
第二章 社會主義的團體及個人の活動	七三
第一節 社會主義的團體及個人の活動	七三
第二節 其他の社會主義的團體及個人の活動	七六
第三章 特殊事件	七九
日本共產黨事件	七九
第四章 學生運動	七四
第五章 藝術家の運動	七八
第六章 婦人運動	七九
第七章 水平運動	七一
第八章 植民地に於ける運動	七五
第一節 朝鮮	七五
第二節 臺灣	七八
第九章 社會主義運動の取締及對策	七九
第二篇 國家主義的運動	七五
國家主義的及國粹團體一覽	七三

概 説

我國に於ける左翼運動は昭和六年九月滿洲事變勃發以後の社會情勢の急激なる變化につれて急速に凋落して行つた。昭和十年に於てもたゞこの全面的後退が深められて行つたに過ぎない。此種運動の指導的地位にある日本共産黨は關斷なき彈壓のために一切の運動部面を奪はれて茲數年來僅かに地下に餘命を保つに過ぎない。ブルジョア新聞に散見する記事を綜合するに、昨年一月より五月に至る間の檢舉によつて宮本、秋笹等の組織再建運動が阻止されて以後は、反中央派の宮内勇、山本秋等が同年三月中央部反對の旗幟を掲げ中央奪還全國代表者會議準備會(多數派)を結成し、分派運動を開始すると同時に東京を初め京阪地方の組織再建を企て、殊に大阪に於いては關西地方委員會の支持を得て水害の混亂に乗じて京阪神地方の組織の擴大を計る一方、東北地方凶作に着眼し同地方の農民層獲得のために活躍した。然し乍らこの多數派の活動も本年三月の關東、關西、東北地方に及ぶ檢舉によつて再び中斷せられ再建組織も亦悉く破壊されるに至つた。多數派の再建運動と並んで、宮本等の指導部に在つた殘黨員袴田里見及び分派の神田茂夫等によつて中央部再建運動が進められた。昨年九月兩名は指導部を構成して地下の殘黨員の

糾合につとめ、本年三月袴田檢舉の後は神田首腦となつて某國共産黨の指導下に組織再建の運動を進めた。然しこの運動も本年七月東京に於て中心人物が檢舉されたゆゑ遂に挫折するに至つた。また黨外廓として、左翼文化運動を統一リードして來た日本プロレタリア文化聯盟(コップ)は、その加盟團體中最強力團體であつた日本プロレタリア作家同盟並に日本プロレタリア演劇同盟が昨年二月及び七月に自ら解體するに至つたゆゑコップは實際的勢力の凡てを失つて遂に自らも解消するの已むなきに至つた。かくて本年は只勞農救援會のみが獨り左翼の孤壘を守つてゐるに過ぎぬ有様で文化運動の戦線もまた凋落の一色に閉されてゐる。作家同盟は本年「獨立作家クラブ」を結成し、劇方面では昨年舊プロットの村山知義の提唱によつて「新協劇團」が組織せられたが、もとよりその何れもナルプ及びプロットの再現ではなかつた。この左翼戦線の全面的後退は植民地の思想運動にも強く影響を及ぼしてゐる。殊に臺灣に於ては昭和六年以降の臺灣共産黨の檢舉の後はその影響下にあつた臺灣文化協會、臺灣農民組合とも徹底的に組織を破壊され、一切の解放運動は根こそぎ刈除されて了つた。只僅かに臺灣自治制の確立を單一目標とする臺灣地方自治聯盟のみがその目的のための運動を續けてゐる。本年自治制實施と同時に一般的解放團體への改組が問題となつたが、結局從來の單一目標に向つて邁進することゝな

つた。之に反し朝鮮に於ける運動は滿洲事變以後滿洲に於ける抗日運動に刺激されて年々相當の活潑な運動が繰返されてゐる。しかし本年も未だ從來の運動の分散的傾向が清算されず、本年も可成有力なる共產黨再建運動が行はれてはゐるが、その何れもが連絡統一を缺く地方的騷擾に止まつてゐる。次に學生運動を見るに茲にも左翼思想運動の凋落の強い影響が見受られる。學生左翼運動も昭和七年を最高潮としてその指導的地位にあつた共產青年同盟及左翼文化團體の崩壊によつて急速に萎微不振の状態に陥つたことは昨年より本年にかけての學内に於ける思想事件の激滅、檢舉、起訴學生數の減少が之を實證してゐる。思想運動取締當局が、徹底的彈壓の方針を依然繼續する一方特に本年は轉向者に對する保護乃至救助の施設を種々考究しつゝある事實は、我國思想運動の没落の一面を語るものであらう。かくの如く左翼思想運動の凡てが沈滯の状態にある時、特記すべきは、昭和八年復興の聲を擧げた水平運動が、本年も興隆の一路を辿つてゐると數年來我國の思想運動から姿を消してゐたアナキストの一團が日本無政府共產黨の指導によつて再び思想運動の舞臺に登場せる事であらう。日本無政府共產黨は昭和九年六月二見相澤兩名の指導下に從來の地方分權的自由聯合的組織を捨て共產黨の組織と戰術とを多分に採り入れる事によつて樹立されたもので、結成以後東京及關西地方に組織の伸長を圖りつゝあ

つたが本年十一月各地の檢舉によつて破壊された。

次に右翼思想運動、即ち我國國家主義運動を見るに、滿洲事變を契機として飛躍的發展を遂げた此種運動は翌年の五・一五事件を頂點として漸次鎮靜に歸し、以降各團體とも一步後退して陣營の整備を計る如き有様で概して不振の状態を續けて來た。本年もまたその状態の繼續であつたと云ひ得るであらう。本年は各團體一齊に立つて全國的な團體明徴運動を捲き起したため一應從來の沈滯状態は打開されたかに見えたが此の明徴運動も各團體相互間には何等有機的連絡なく、沈滯の國家主義運動を轉回せしむべき力とはなり得なかつた。また今秋の府縣會議員選舉に際しては皇道會、明倫會、愛國政治同盟等の團體は夫々候補者を立て政治的進出を企て、もつて運動の行詰りを打開しようとしたが、見るべき結果は擧げられなかつた。政治的進出の意圖の下に改組を企てたものに國民協會があるが、來る可き總選舉を目標とする準備工作に止り本年は未だ積極的活動を展開するに至らなかつた。今年に於ける國家主義陣營内の變動として記すべきは、大川周明博士を首腦とし、五・一五事件に至る迄愛國團體の指導的地位にあつた神武會が本年二月所謂發展的解消を遂げ、大本教不敬事件のため昭和神聖會が瓦壞したのと、舊神武會系青年分子を中心に全國青年同志の連絡を目的とする北斗俱樂部が結成されたことであらう。國家主義運動の不振打開策としての戰

線統一運動は從來各種の團體によつて繰返されて來たが何れも不成功に終り、本年も只關西地方に統一を目的とする八月會が結成されたのみで未だ具體化されるには至らなかつた。

第一篇 社會主義的運動

第一章 社會主義的團體の設立

及解散

第一節 社會主義的團體の設立

我國における一切の左翼運動は、昭和六年滿洲事變勃發以後の急激なる社會情勢の變化に因つて昭和八年をその頂點とし以後急速に衰退の一路を辿つてゐる。左翼の地下的運動に關する直接資料がないので的確なことはわからぬが、新聞通信に見える記事によつて推斷するに、此種運動の指導的地位にあつた日本共産黨は昭和八年より九年にかけて山本正美一派の再建運動、及び宮本、秋笹等を主腦とするリンチ共産黨が何れも徹底的彈壓の鞭の下に一とたまりもなく破壊されて以來執拗に組織再建の運動は續けられてはゐるが指導部の内部的分裂その他に禍されて未だ到底その再建の曙光をすら望

み得ない状態にある。ユツプ以下の外廊諸團體も客觀的情勢の變化に壓せられて昨年解體の悲運に遭つたまゝ活動はとだえてゐる。かくの如く左翼思想運動の全線に亘つて後退が行はれつゝある時、本年、社會主義的團體の設立皆無であつたことはもとより當然であらう。たゞ本年十一月に勃發した東京市豊島區に於ける高田農商銀行のギヤング事件から久しく衰微の状態にあつて我國思想運動からその存在を忘れられてゐた無政府主義者の一團が、昭和九年六月日本無政府共産黨を樹立し、テロ行爲による資金調達によつて組織確立の運動を進めつゝあつた事が判明した。

日本無政府共産黨の樹立

我國に於けるアナーキズム運動は大正十二年大杉榮、和田久太郎等の指導的人物を失つてから、大正末年迄は福田大將狙撃事件その他のテロ行動によつて存在を示してゐたが、その組織が黑色聯盟以下無數の小團體に分裂してゐたので活動も稀薄で急速に凋落して行つた。その後左系團體の統一聯合體として自由聯盟が結成されたが、之も地方分權的自由聯合體と云ふその組織原則のために依然勢力は分散的であり運動は個人的であつたため依然として萎微沈滞の状態を續けるの他なかつたものである。

ところが昭和八年三月頃より從來の地方分權的自由聯合體の形式を捨て中央集權的な強固な中央指導部を組織し、その

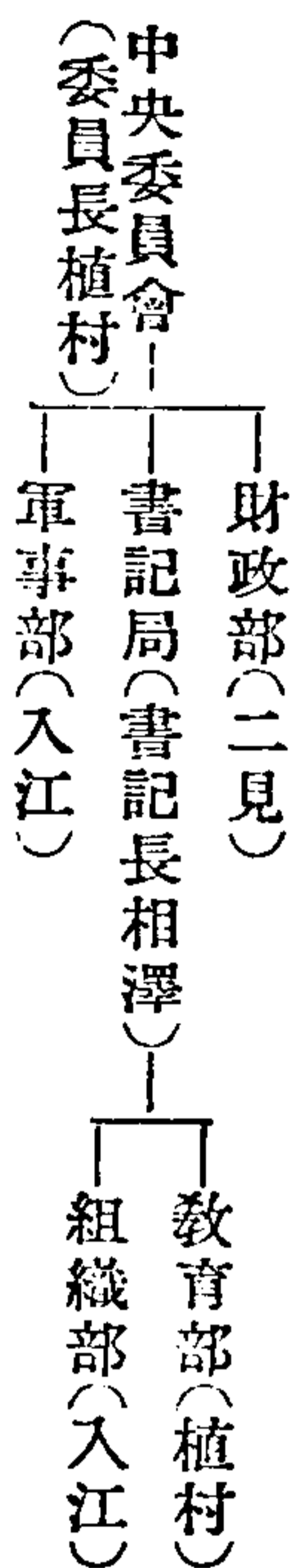
指導下に運動を進めんとする組織改革論が擡頭するに至つた。かくて改革派の指導者二見敏雄、相澤尙夫等によつて昭和九年六月日本無政府共産黨書記局が樹立された。

その組織並に綱領は左の通りである。

(報知新聞昭和十年十一月十三日)

〔組織〕 日本無政府共産黨の組織は中央委員會の下に書記局、財政部、軍事部を置き書記局は更に組織部、教育部の二部に分れ中央委員長には植村、書記長には相澤、財政部長には二見、軍事部長に入江、教育部長は植村兼任し、組織部長は入江がそれぞれ擔當してゐる。

日本無政府共産黨の組織



〔綱領〕 一××××の撤廢一、完全なる自治制の確立、一、私有財産制度の××、一、生産手段及び土地の××、一、賃銀制度の撤廢、一、労働者農民の生産管理、一、教育文化の享有、一、人爲的國境の撤廢

第二節 社會主義的團體の解散

我國に於ける左翼思想運動は昭和八年下半年より急速に衰微の傾向に向つた。從來日本共産黨の外廓團體として活潑な活動を續けて來た文化團體も其頃から客觀的情勢の急激な變

化に抗することが出来なくなり、昨年に入つてまづ日本プロレタリア作家同盤が、續いて同年七月には左翼文化運動の指導的中央部としてナルプ以下十團體の運動を統率しつゝあつた日本プロレタリア文化聯盟が正式に解體され、同じ月にナルプと共にコツプ加盟の最有力團體として活動を續けて來た日本プロレタリア演劇同盟(プロット)が解散し、同年中に我國左翼文化運動の最前線を形成してゐた各勢力は全て解消し去るか、或は全く合法的活動を鎖されて了ひ何れも再起不能の状態に陥つた。従つて本年は此種團體の解散せるものとして茲に特に記録すべきものとてない。

第二章 社會主義的團體及び

個人の活動

第一節 社會主義的團體及個人の活動

日本共産黨は昭和九年宮本等によつて組織された中央部が五月の檢舉によつて破壊された後は、宮内、山本秋等の黨中央奪還全國代表者會議一派とリンチ事件當時の黨中央委員袴田及び之を支持する神山等所謂本部派との兩派によつて夫々黨指導部再建並に黨組織確立の運動が行はれてゐるが、その經過は次章に之を記述した。また上記多數派は昨年秋より本

年にかけて、かの東北の凶作に乘じ同地方の農民層を獲得する意圖をもつて東北各地を初め關西に於ても果敢な組織擴大の鬭争を行つてゐるが、之等の運動は本章第二節に記載した。黨の外廓を形成するコップ並にコップ加盟の各團體は既に昨年中にその大部分が解消を遂げたので、之等の團體を中心に展開されて來た左翼文化運動は昨年來全く停滯の状態に陥つて了つてゐる。此種左翼文化團體のうちでは只日本勞農救援會のみがよく命脈を保つてゐるやうである。昨年來不振の状態にあるとは云へ尙、その本來の活動たる犠牲者救援をはじめ醫療託兒等の事業を續けてゐる。今茲には救援會の本年に於ける活動と、昭和九年六月に樹立され、本年十一月東京初め全国各地の一齋檢學によつて破壊された日本無政府共產黨の組織經過概要を記述する事とする。

日本無政府共產黨

本年十一月六日東京市豊島區高田町高田農商銀行を襲撃せる事件あり、犯人相澤尙夫は同月十六日神戸で檢學されたが取調べの結果右銀行襲撃が相澤等日本無政府共產黨員の資金調達のためのテロ行爲なる事が判明すると同時に、昭和九年六月相澤、二見、入江等によつて樹立された日本無政府共產黨の全貌が暴露されるに至つた。かくて當局は十一月十一日より十二日にかけて、東京市を初め大阪、神戸の各都市に於て一齋檢學を行ひ東京市五十三名、大阪市三十餘名、兵庫縣

十五名、靜岡縣數名と夫々關係アナキストを檢學した。引續き同月中に愛知縣、岸和田市、岡山市、倉敷市及び福島、三重、茨の各縣に檢學が行はれ多數の關係者が檢學せられた。

同黨の組織並にその綱領は前章に之を掲げた。右の綱領によつて明な如く、今回の組織は多分に共產黨の組織方法及びその戰術を取り入れて居り、勞働者、貧農及び小農の結合及びその豫備軍の集結を要求し、この情勢の下に勞働者農民の××的黨として日本無政府共產黨の建設を企畫したものである。組織結成に至るアナキズム運動の經過は次の如くである。(東京日日新聞、十一月十三日)

大正十二年大杉榮の死後大正十五年の銀座街頭、谷中墓地爆彈事件、和田久太郎、古田大次郎の福田大將狙撃事件後一時沈滯の情勢にあり、更に昭和六年ごろ運動の自己批判の結果同系團體結合して自由聯盟に統一されたが、昭和七年五月のメーデーにおけるスローガンが排斥され、全く勞働運動陣營から孤立的立場に陥り、その結果、一、自由聯合主義勞働運動の再認識、一、その再認識の上に立つ戰略戰術の研究の必要、この二つの題目を中心として全國的に討論された結果從來の理想的觀念論を綜合統一化の方向に進ましめることとなり、昭和八年の三月アナルコ・サンヂカリズムと人生アナキズム二潮流の合同問題が起つた。その結果機關として自由聯合新聞に根據を置き、植村、二見、相澤、入江等が中心

となつて共産黨の長所を取り入れることとなり、杉並區馬橋の植村宅に昭和九年五月第一回の會合を開き、その後黨結成の準備會を數回開き、昭和九年六月末、東中野の相澤宅の會議以來、別項の如き日本無政府共産黨の組織を樹立するに至つたものである。そして本年に入つては梅本榮藏、高橋光吉三村利員、尾村幸三郎等と共に活潑な活動を開始した。まづ關東地方に於ては相澤が中心となつて關東地方委員會の組織が進められ、大阪地方においては二見等の指導の下に志岐義勝、韓國東等によつて關西地方委員會準備會が結成された。

また名古屋市、豊橋市に於ても中央の戰線統一とともに夫々組織の再建が進められつゝあつた。これ等の組織確立のための資金調達の必要から本年十一月の上記銀行襲撃を惹起するに至り、ひいて組織全貌の暴露となり、一齊檢舉となつて組織確立の運動は中道にして挫折するに至つたものである。尙黨首脳部の一人であり、銀行襲撃の首魁であつた二見敏雄は一齊檢舉の網を逃れ逃亡中であつたが、本年十一月二十四日東京市に於て檢舉された。

日本勞農救援會

左翼運動の衰微と所謂非常時に當面して合法制を奪はれ、昭和八年には彈壓のため中央に於ける中心活動分子の多數を失つた勞救本年頭初に於ける狀勢は、その自ら言ふところによれば「分散と沈衰のド心底にある」有様であつた。本年初

め支部として活動してゐるのは大阪、名古屋（準）、新潟醫療同盟と富山に存する一連絡團體のみであつた。然も之等の全國的組織は分散の狀態で全く有機的連絡を缺いてゐる有様であつた。かゝる不振の狀態を打開し、勞救の組織を確立する意圖の下に本年初めから勞救本部は「大衆的組織の上に立ち合法性を獲得して活潑なる救援活動を行ふ」方針を採り、一月の三・Lデー闘争、三・一五記念日闘争等何れも超黨派的性質の鮮明、農村、工場、長屋への浸透による大衆性の獲得の強調を主眼として闘はれた。かく勞救は本年何よりもまづその組織自體の確立に全力を傾注しなければならぬ状態にあつたので、本來の任務たる救援活動は本年もまた活潑に行はれたと云ふことは出来ない。本年中に於ける此種活動として見るべきものは、三月東京における東邦争議の犠牲者救援、大阪支部の東北地方救援運動、同大阪支部の中村、北野、井藤、垣見氏等に對する救援カンパ等と本年六月東京本部並びに大阪、名古屋兩支部が一齊に立つて健康保險暴露の運動を起し、之を同保險實施改善運動にまで發展せしめんとした事などであらう。

尙名古屋支部準備會は勞救再組織問題を解決すべく本年五月全國代表者會議開催を提唱したが、實現の運びには至らなかつた。

終りに勞救が本年一月發表せる、昭和十年事業方針草案

(拔萃)を掲げて置こう。

勞農救済會は「無産者の救済は無産者の手で」のスローガンの實踐のために無産者の恒常的救済機關として各種の事業を經營する。

一、事業の種類

勞農救済會は法律相談所、診療所、産院、託兒所、失業者の家、労働者クラブ、農民クラブ、食堂文庫、學校等の諸事業を労働者、農民、無産市民、失業者、無産婦人、無産兒童の救済活動として經營する。ブルジョア社會事業と異なり、勞農救済會の事業はかゝる恩惠的社會事業と對立して、その××性を暴露し「眞實の救済は無産者自身によつてなされる」ことを具體的事實をもつて大衆の目にハッキリ認識させる。

一、事業の超黨派性

勞救の超黨派性は事業を通じて最も明確、直截に表現されてゐる。勞救の中心のスローガン「無産者の救済は無産者の手で」を貫徹した事業に於て、彼が社會民主主義者であれ、共產主義者であれ、ファッシストであれ、若しくはブルジョア政黨の支持者であらうと政治的意見の如何を問はず彼が無産者であり、救済を欲してゐる限り暖く包容して行かねばならぬ。此の事業の性質こそ無産者にとつて母の如く親しく慈しみ深い勞救の性質であり、あらねばならぬ。

一、事業活動と組織活動との關係

事業の意義には救済活動の方面と組織活動の方面と二重の意義

第五部第一篇 社會主義的運動

がある。事業はそれ自體として一つの日常不斷の救済であり、同時に組織の最大の武器である。だが我らは今日まで事業經營にのみ斃々として追はれ通して今日迄事業を通じての組織活動を等閑に附して來た。事業によつて高められた關心、影響力を組織化することなくしては事業は大衆から浮上りブルジョアの慈善事業と擇ぶ所がなくなる。我等は單なる救済の爲めの救済に終つてはならない。

組織の發展は事業に負ふ所大であり、事業の繁榮は組織の活潑なくしてはあり得ない。現在の事業を見ると事業が膨脹してゐる割合に組織が延びてゐない。事業活動と組織活動の跛行、この組織の立遅れを克服するが當面の急務でなければならぬ。巡回法律相談、借家法、健康保險法、出張診療、健康相談、衛生講話、母の會、産兒制限の話、育兒相談等の事業の街頭進出が組織のために利用されなければならぬ。

一、勞救とセクト主義

勞救の事業といふことは事業が勞救の専有物であるといふことを意味せずして廣く大衆の利用にまかせられてゐることを公示するものである。一定の組織の專屬の事業に非ずして、むしろ一切の無産團體、すべての組織全無産階級に事業が開放されてゐるといふことを明白にしてゐるものである。これこそ共同戦線體として超黨派性を高く掲げる勞救の特殊性であらねばならぬ。色々な組織が勞救の事業を利用するのは事業の超黨派性からして當然であり、色々な組織が事業を利用すればする程、勞救の超黨派性が

事業を通じて愈々發揮されて來るのである。

第二節 その他の社會主義團體及個人の活動

日本共産黨及びその外廓團體が昭和八年を頂點とし爾來急速に凋落して行つてからは、此種團體にして活動を續けつゝあるものは、上來記述した通り極めて少數である。日本共産黨及び日本無政府共産黨は双つながら昨年來組織再建の闘争を行つてゐるが、この兩共産黨の概況は本論第二章第一節及び第三章に記述した。茲には昨年來主として東北地方に組織伸長の運動を續けた日本共産黨多數派の各地方に於ける運動にして各地方官憲によつて檢舉された事件および中央部と連絡なきかもしくは有無不明の地方團體若くはグループの活動の主なるものを列記することとする。

(東朝、大朝、東日、大毎、讀賣、報知等諸新聞記事に據つた)

▲東北九・一一事件

昭和九年九月十一日仙臺市内外を中心に東京、山形等各方面に渡つて日本共産黨並に共青同盟員の一齊檢舉が行はれ、爾來引續き半ヶ年に亘る檢舉によつて五十一名が檢舉せられ、仙臺地方裁判所には取調の結果本年三月指導者鈴木善藏以下十三名が治安維持法違反にて起訴せられた。同地方に於ける組織再建の過程は次の如くであつた。

昭和八年秋内崎、佐藤、金矢等は黨中央部の指導下に再建運動を開始し、先づ東北帝大、東北學院を中心に黨仙臺地方委員會を組織し、次で黨中央部と聯絡を保持しつつその指導下にある日本共産青年同盟の組織を通じて仙臺市内の學内左翼細胞を指導せんとする意圖の下に、「共青仙臺學生對策部」を組織し、一方高橋、眞野、五島等を中樞として「プロレタリア科學同盟仙臺地邑書記局」を組織せしめ、同盟員をフラクションとして東北帝大、東北學院、二高、仙臺高工、宮城女專、尙綱女學校を初め街頭婦人等に迄働きかけ、更に同年暑中休暇を利用して五島を隊長とする突撃隊を編成し、旭紡、片倉製絲、キリンビール、東洋双物、三越、藤崎、市電、バス等あらゆる職場に突入した。

次で内崎は中央より仙臺における全協組織確立の指令を受け、五島、阿部等と會合の結果遂に「全協仙臺支部準備會」を結成し前記各工場はもとより一般労働者の左翼組織化を意圖して評定河原及び八幡町等の内鮮人、土工飯場に屢々「居住委員會」を開く等積極的闘争を開始した。かくの如くして縣下左翼陣營の基礎工作完了するやいよいよ戦線の大統一を計るため、團體協議會を組織し、全協(五島、阿部、内崎)仙消(鈴木)、コッブ(黒川)、共青(友常、岩間)、が會同を續け、ここに縣下全左翼組織はその基礎を確立すると共に鞏固なる聯絡統制を獲得した。その後この運動方針に基き職場懇談會が持たれるに至り、縣下左翼戦線は猛然たる攻勢に展開したのであつた。

當時中央に於ては「黨中央奪還、全國代衣者會議準備委員會」

が組織され次第に強力化しつゝあつたので、縣下の組織はその影響下に入り、多数派を支持するに至つた。

黨中央奪還派は昭和九年初夏早くも東北凶作の見透しを得るやこの機会に乗ずべしとなし、全農全會派再建の指令を發すると共に鈴木は佐竹金造、篠原源吉、菅原恂一、武山貞一等を通じて機關紙「多数派」その他の文書を縣下農村に流入して積極的働きかけを行つた。同年八月鈴木が奪還派中央部に入つた後は全農全會派本部書記原田密玄を東北オルクとして派遣、縣下では坂猶興、光間幹男、眞野正毅、武山貞一、菅原恂一、黒川利雄、杉山一郎、渡邊孝次郎等と巧に聯絡し漸く活潑なる活動に入らんとした際、檢舉が開始され縣下全左翼組織はまたもや崩壊粉碎されるに至つたものである。

起訴者氏名は左の如し。(黨員)鈴木善藏、内崎良雄、金矢俊男、佐藤敏也、小林六郎、黒川利雄、(共青)、岩間幹男、眞野正毅、友常武雄、高橋實、(全協、共青)、五島芳夫、阿部正。

▲青森縣下の組織再建運動

本年十一月六日縣下青森弘前兩市に於ける檢舉によつて大澤久明以下十四名が起訴された。大澤、杉沼秀七等全農系闘士が中堅となつて本年八月のコミンテルン第七回大會に於て決定された方針によつて黨再建を企て、青森地方が連年の打續く凶作に極度の飯米飢饉を告げてゐるのを機とし、九月初旬から社大黨準備會を組織して運動を開始し、凶作農村に喰ひ入つて、漸次活潑なる活動に移りつゝあつたものである。

第五部第一篇 社會主義的運動

▲福島縣一・八事件

縣下に於ては昭和七年十一月の全農全會派金子、後藤等の檢舉により一時左翼組織は潰滅の形となつてゐたが、山内二郎、栗城柴田等の残存分子が昭和八年初めより組織再建運動を開始し、活潑に組織擴大の運動を進めつゝあつたところ本年一月八日縣下に於ける檢舉によつて山内はじめ二十五名が檢舉されて運動は阻止されるに至つた。事件は――

山内、栗城、柴田の三名は八年十一月若松市に會合協議し、會津コンミニストグループ(A・C)を結成し、會津地方各種階級闘争を統一し、活潑なる活動を申合せ廿九聯隊のエネルギーたる會津地方東電、東部各發電所の赤化運動、凶作農民の救済等を主たる闘争目標とし、それぞれ部署を定め、山内が昨年一月上京(A・C)と黨とを完全に連絡づけ、先づ會津消費組合に働きかけ、同組合を日本消費組合聯盟に結びつけ、柴田が責任者となり、高田町全農事務所を組合本部として多数のメンバーを獲得し、昨年五月に入り會津無産團體の協議會を組織し同年六月の若松市議選舉に際しては會津一般労働組合代表保志宗助を擁立して、選舉闘争で組織の擴大強化につとめると共に同年八月は黨中央奪還派の影響下に入り、山内、栗城、佐々木、佐瀬(重)、金子の五名が正式に入黨、同年十月には會津地方總本部派分子をも合同させることとしA・Cの會議を開き總本部派に働きかけて同派を完全に傘下に入れ合同による大衆獲得に成功せるものである。

一月二十八日檢舉せられた二十四名中主なる者の氏名は左の如く

である。

全農縣聯組織部長山内二郎、會津消費組合理事長柴田清作、佐藤一郎、全農縣聯書記長栗城勇、全農縣聯常任執行委員佐々木喜左衛門、金子宗四郎、佐瀬重一。

▲北海道全協組織再建事件

北海道に於ける左翼組織は北海道全協系組合の組織が昭和八年四月の一齊檢舉によつて破壊されて以來潰滅の状態にあつたが、昭和九年一月頃より當時の殘存分子洪達善等が中心となり北大を温床として再建運動が開始されるに至つた。即ち昭和八年の北大事件に連座して學崗に復歸した北大生洪達善ほか二名が中心となつて同年末暗躍を治め九年一月全協中央部から派遣された全協オグ須田朱八郎と共に同月末北大自治學生會を組織してシンパ網の確立に専念した結果、北大豫科教授横岡雅雄氏等三職員を獲得し、「北大助手團」を結成した。かくて前年の全協事件の殘存分子を糾合して學外に進出し、全協札幌、函館兩地區協議會準備會を組織し、更に同年一月初旬には小樽高商を中心に全協小樽地區協議會が成り、前記地區を始め旭川、土別、釧路等道内重要都市に觸手が伸び着々組織化されて行つた。これを探知した道廳警察部では七月十日未明を期して一齊檢舉を行ひ札幌廿一名、小樽十名、函館十名、旭川三名、土別二名の中心人物を檢舉し遂に關係者百八十四名を檢舉するに至つた。うち洪以下左の九名が治安維持法違反として起訴せられた。起訴者氏名左の如し。

高松典三、金子健治、洪達善、武田文雄、横岡雅雄、笠原正雄、

佐貫徳義、遠山一郎、村上由。

▲茨城縣に於ける組織再建事件

茨城縣下に於ける全農全會派系の山口太一、寺神戸等が中心となつて加藤四悔一派の常南赤化事件の檢舉以來數次にわたる大弾壓により潰滅となつた左翼陣營、主として全農會議派系の組織網再建を企畫し、昨年四月山口が上京し黨中央部内多數派上層部からの指令をうけて歸縣するや四月下旬筑波山上で再建運動會議を開き具體的な黨活動方針を決定し、寺神戸が水戸地方責任者となつて組織活動に移り、木村、大塚等を獲得し、山口は總本部派系の全農縣聯内の重要地位にあるを奇貨とし全農の全協化を企策し、爲我井ほか八名を獲得し漸次廣範圍な全農を地盤とした黨活動に移り、折柄の冷害電害で痛手をうけ小作米減免要求が各地で農民の自主的な動きとなりつつあるに結びつき、縣下四萬の小作農民の赤化方針を樹立し實行に移らんとする矢先十一月八日一齊檢舉により廿五名檢舉された。

山口等檢舉の後を受けて武藤谷次、小林貞一等が中心となり組織再建を目標に活躍を開始、縣下水戸地方專賣局、水戸交換局、東茨城郡助川製絲工場等に觸手を伸し、組織の再建を圖つたが本年一月十一日武藤、小林等十五名が檢舉され、同地方の組織は全く破壊された。

▲埼玉縣下の組織再建事件

本年九月十八日埼玉縣下に於いて全農縣聯執行委員鞠子稔が檢舉され、同人取調の結果縣下に多數派の組織ある事が判明し、同

月二十三日全農書記田島、永井が、十月十二日には東京市に於て多数派最高幹部にして縣下組織の指導者たる種村本近が檢舉され、引續き塚越以下六名、合計十名の檢舉を見るに至つた。

種村以下十名は本年四月コミンテルンに對しその屬する多数派を以て國際共產黨日本支部、日本共產黨と正式に認定せんことを求めるためアメリカ、ロサンゼルスに居住し同國共產黨員たる前記鞠子の實弟吉田弘を通じてコミンテルン西歐書記局にその旨を申込んだ外、本縣を中心として多数派のシンパ網並びに機關紙「多数派」の配布網を組織せんとしたものである。組織再建の經過は――

種村等は先づ本年七月神山茂夫を盟主とする再々建共產黨の大檢舉の後、再度農民層を主力とする黨の再組織を計畫し、その第一歩として日本共產黨埼玉地區委員會準備會を結成、運動の根本方針を決定した。即ち前記多数派の陣營にあつた種村一派は、去る七月神山等檢舉に遭ふや新運動方針による黨再建を決意し、八月四日北足立郡片山村吉村參貳方に種村、吉村のほか新井條治、北條英、田中正太郎の五名が參集、農民層を構成要素とする黨の再建を目的として、日本共產黨埼玉地區委員會準備會を組織し、引續き五日、六日、十六日と三回の會議により運動方針として次の「四根本原則」を決定、一、全然獨立した非合法組織内にあつて運動を續けることは再建共產黨に與へられたコミンテルンの指令に見るも誤謬故今後は合法團體の假面に隠れること、その手始めとして全農全會派は總本部派に復活しフラクション活動に全力を注ぐ。一、農民層を重視する黨の方針により、先づ農民調査委員會を設

ける。一、財政の確立並びに各地方責任者の決定。一、出版活動の擴大強化。かくて田中は館林から深谷に移住し運動を開始せんとしつゝあつたものである。

第三章 特殊事件

日本共產黨事件

日本共產黨の組織は昭和七年十月山本正美一派の所謂非常時共產黨壊滅後は野呂、宮本、秋笹、大泉、小畑等によつて再建運動が續けられた。然るに昭和八年再建委員長野呂の檢舉後はインテリ派宮本、秋笹等と勞働者派大泉、小畑の對立が激化し兩派別個の中央書記局を構成する有様であつたが、兩者の對立抗争は遂に昭和八年來の所謂リンチ事件に迄發展し、この事件を契機として行はれた一齊檢舉によつて兩派の指導者悉く檢舉され、之がため黨の表面的活動は全く終熄するに至つた。

黨のかゝる完膚なき迄の勢力失墜に對し一部黨員は之をもつて中央部の指導方針の設謬に基くものであるとなして、中央部否認の態度を示してゐたが果然反幹部派全國農民組合全國會議派フラクション宮内勇、日消フラクション山本秋等は昭和九年三月廿日に至り「中央部を信任せず」との聲明を發

し全国的分派闘争を展開した。黨關西中央委員會まづ之に和し、同年五月二十五日日本共産黨史上未曾有の黨内分派運動となり、東京をはじめ京阪神、東北中國の反中央派によつて、遂に日本共産黨中央奪還全國代表者會議準備委員會（略稱多數派）なるものが結成され、機關紙「多數派」を發行、東京では地下鐵ストライキ、關西では昨年九月の風水害の混亂に乗じて街頭闘争を展開し、漸く階級戦上に登場するに至つた。關西中央委員會では京阪神にオルグを派遣、川崎造船所、神戸製鋼、神戸税關、大阪工廠、藤永田造船所に工場細胞を結成せんともくろみ、更に京大、同大に働きかけ、大機爭議、和氣鐵線爭議、辰馬汽船永代丸船員餓首事件における反戰鬥争等に活躍するに至つた。更に多數派は昭和九年初夏頃より東北凶作に着目此機に乗じ東北地方一帯の農民層を獲得して組織を擴大せしめんとし、本年十一月頃に至る間に北海道、宮城、福島、秋田、青森、茨城、埼玉、栃木の各地方組織確立の運動を展開したが、別項記載の如く關西地方では本年四月より八月に至る大阪、京都における檢舉で、東北地方では昨年秋季より本年秋に亘る北海道、仙臺その他各地方に於ける檢舉によつて再建運動は阻止されるに至つた。

一方リンチ共産黨壊滅後、舊全協刷新同盟指導者神田茂夫は逃亡中の黨中央委員袴田里見と共に昭和九年九月十二日再建指導部を構成し、地下の殘存黨員にその存在を示して之が

糾合につとめ、本年三月袴田檢舉の後は鹿島、伊藤等刷新系分子を中心に米國共産黨より再建指導方針書を受け、その方針に従つてまづ關東地方の組織再建指導方針書を受け、その方針に従つてまづ關東地方の組織再建を計る一方モツブルその他文化團體の組織回復を企てつゝあつたが本年七月東京に於ける中心人物の檢舉にてこの再建運動も挫折するに至つた。更にコミンテルンより黨組織再建の指令を受けて歸國せる神達、飯塚の兩名は未だ運動に着手せざるうちに檢舉せられ、兩名の袴田派並に多數派の兩幹部を罷免して全く別個の黨中央部を再建せんとする計畫も畫餅に歸した。

次に獄中の佐野、鍋山等の轉向首腦部は轉向と同時に一國社會主義を主張しつゝあつたが、本春舊黨員西村祭喜を中心に舊黨員並舊共青同盟員等數名によつて日本政治新聞社が組織され、之が「一國社會主義運動の前衛隊」となつてその主張を實踐に移さんとし諸方面の注目をひいた。（此項主として大毎並讀賣新聞に據る）

1 共産黨關西地方委員會事件（多數派）

昨年三月、重松、川西等指導分子の一齊檢舉に致命的創痕を受けた共産黨關西地方委員會は、昭和九年五月東京より多數派責任者宮内勇、山本秋等の來援を得て、組織部長平葦信行、財政責任者岩本巖らが組織再建に狂奔、同六月初め甲子

園で關西地方擴大執行委員會を開催、其の決議に基き京阪神にオルグを派遣、川崎造船所、その他阪神大工場に細胞組織の結成をもくろみ更に京都帝大、同志社大學に働きかけて、學生層獲得を企て大阪機械工作所等の爭議には工場街のゼネストを畫策、殊に昨年九月の風水害にはその混亂に乗じて果敢な街頭鬭争を展開してゐたが、本年三月まづ前記岩本が檢舉された。委員會ではこの檢舉をもつて黨内スパイの裏切行爲に基くものと見做し、その責任者伏見に對する査問が三月末に行はれ、茲に所謂第二の赤色リンチ事件を惹起するに到つた。このリンチ事件より運動の内容が暴露され、本年四月から八月に至る間大阪府特高課による一齊檢舉が行はれ、合計六十一名が檢舉せられ、内七名が起訴されたものである。事件の内容として傳へられるところは左の通りである。(主として八月十六日大阪毎日新聞による)

前記多數派責任者宮内は昭和九年五月末來阪、川西、重松等の有力分子檢舉後の關西地方委員となつてゐた同組織部長平葦信行、同大衆團體及び財政係岩本巖、大谷兵吉等と北通中之島大ビル食堂屋上で協議を重ね、その結果阪神沿線濱甲子園で二日間にわたり「關西地方擴大執行委員會」を開催、大阪を中心に神戸、京都、中國、九州地方の工場地帯に組織を作る可く積極的活動に入り、大阪では大阪工廠、藤永田造船所の赤化、軍需、金屬、化學關係工場をはじめ辰馬汽船永代

丸船員解雇問題をとらへて港灣従業員ならびに軍用船のゼネ・ストを計畫、さらに同年七月の大阪機械工作所爭議、本年二月の和氣鐵線爭議には附近一帶の工場ゼネ・ストを策し、また昨秋の關西地方風水害當時は人心の不安に乗じてアジ・ビラを撒布してその片鱗を見せる等、中央部奪還の旗幟をかかげつつ主として工場労働者の獲得に狂奔してゐたが、いづれも失敗に歸した。

本年三月十八日岩本巖が市内に於て逮捕されるや、之を以つて黨員伏見史郎のスパイ行爲によるものと見て關西地方組織部長平葦信行は黨員、大谷、山道、李等と伏見の査問會を開く事を決定、三月三十一日より二日間岩本檢舉當時の狀況を取調べつゝ、暴行を加へ打撲傷を負はしめた。このリンチ事件を採知せる府特高課は四月三日檢舉を開始し、六月中旬に至る迄に大谷以下七十一名を檢舉した。かくして關西に於ける共産黨の陣營は根底から破壊し盡されたのであつた。檢舉された主要黨員は次の如くである。

黨關西地方委員會大衆團體及び財政係北地區オルグ、岩本巖、黨關西地方委員會組織部長平葦信行、黨關西地方委員會印刷局責任者京都市補助オルグ大谷兵吉、元黨中國地方吳地區オルグ黨關西地方委員會配布係山道繁、藤永田造船所オルグ共青大阪市委員キヤップ原金吾、元同志社文理同攻會オルグ本田鴻輔、同志社出身、神戸電氣製造所オルグ渡邊博。

一方同じく多数派の一員澤田平八郎は見解上對立的立場にあつた上記平葦、岩本等とは別個に、自ら責任者となつて本年二月下旬大阪港南地區、京都地區等の組織を作り、その擴大強化を圖るため漸次京都地方に進出し同志社大學、同高商、女專等の學校および市電、鐘紡、織物工場等に組織を伸長せしめんと努力したが、本年四月七日の檢舉によつて澤田以下十四名が檢舉され内澤田のみが治維法違反にて起訴された。即ち澤田は同志社大學同高商、女專の赤化を計り夫々の學生を通じて校内に組織を結成する一方大丸その他の百貨店に於て女店員と連絡をとつて店内の赤化を計つたものである。更に澤田は同大學生の手を通じて機關誌「多数派」その他の印刷物を配布し、京都消費組合員宅をアヂトとなし労働者を糾合し、左翼組織の結成を目指して活動しつゝあつたものである。その他の多数派各地の組織再建運動の主なるものは前章第二節に之を掲げた。

2 共産黨再建事件

日本共産黨は昨年一月所謂非常時共産黨の一齊檢舉によつて組織を破壊され潰滅の状態にあつたが、その後をうけて同年末頃より、神山茂夫及びリンチ事件の殘黨員袴田里見等が指導者となつて黨再建の運動が開始された。

神山、袴田はまづ指導部の更生を計り、昭和九年十二月に

労働者農民運動の大綱方針を樹立し殘存勢力の糾合に努め、本年三月袴田の檢舉後は神山が中心となつて、第二次的準備にかゝり、アメリカ共産黨の指令を受けて組織の確立およびその擴大に努力するところあつたが、今春より六月にかけての檢舉によつて神山、鹿島宗二郎、伊藤貞、等首脳部をはじめ百八十七名が檢舉せられ、再建運動は中道において挫折するに至つた。檢舉と同時に發表せられた再建運動の經過は次の通りである。(主として七月十七日東京日日新聞による)

昭和五年頃全協刷新同盟の指導者として全協本部派に對立して暗躍してゐた神山茂夫は、全協刷新同盟がプロフィンテールの指令に依つて解體後は一時運動から遠ざかつてゐたが、リンチ共産黨檢舉に依つて黨組織が潰滅するや同人は黨中央委員袴田里見と連絡をつけ、袴田と共に、黨再建に當ることになり、再建指導部を構成し、先づ再建の準備工作として各地に散在する黨殘存勢力に對し黨の新しき指導部の存在を知らしむるため、昭和九年十二月労働者農民運動の大綱方針を樹立し「幸運の手紙」を利用しこれを日本全土に傳へる手段を採つた。本年三月袴田が檢舉されるや神山は自己が黨再建の中心となるの外なしと考へ、鹿島宗二郎並に伊藤貞と三名で再建運動の最高指導部を結成し、本年四月「轉換點に立つ全労働者農民運動方針書」を發表し、黨の新しき指導部の存在を指示し、ひそかに同志の獲得に努めるうち二月から四月

の間二回に互つて米國共產黨から日本共產黨再建運動方針書が國際通信日本版として送られて來た、三浦からこの方針書を渡された神山はこれミンテルンの方針が自己の考へるところと一致したのに力を得自ら中心となつて黨再建を企圖する決意をかため川島治作、寺田貢、渡邊久男、望月二郎、磯部彰介、金仁瑞、狩野雅雄等を語らひ、自分は直接再建指導部に參加せず、指導部の顧問となり川島を責任者とし、まづ關東地方から組織化すべく、京濱地區(寺田)、城南地區(望月)北部地區(狩野)、江東地區(渡邊)と各地區の責任者を定め、これと並行的に長谷川忠は直接神山の指導下にあつて工場労働者の組織殊に大工場内の組織獲得に當り、吉富勇、鄭龍茂と共に特別な指導部を構成し、瀧野川區仲崎機械製作所經營者仲崎喜平治を同志に引入れこの工場を赤色労働者養成所としてここで工場労働者を養成し、軍需工場、大工場に送り込み組織扶植の手段とせんとし、現に長谷川忠、吉富勇の兩名が技術の養成に當り、またこの工場を種々の會合の祕密會合所に當ててゐた。このほか黨員小澤道子は獄外被告の獲得を擔任し、轉向者の再轉向を勧誘し廻り、三浦重道はモツプルの組織回復に當り、達林明は文化團體の再建を擔當し、かくて全面的に黨組織の再建を計らんとしてゐたところを探知され、六月二日から十五日までの間に神山以下中心物ごとごとくが檢舉されたものである。

3 共產黨事件公判

▲赤色辯護士團公判

昭和八年九月檢舉起訴せられた所謂赤色辯護士團の布施辰治氏外十二名の辯護士及びこれと連絡して赤色救援會に活躍した六名に對する治安維持法違反事件の公判は本年八月以來東京地方裁判所大塚裁判長、吉江檢事係りで審理中であつたが、十二月十七日次の如き判決言渡があつた。

▲徵役七年(未決拘留七百日通算)松尾茂樹▲同三年六月(未決通算六百日)太田慶太郎▲同三年(未決通算三百日)角田守平▲同二年(執行猶豫二年)梨本作次郎▲同二年(執行猶豫四年)推原操▲同二年(執行猶豫二年)俣野旭▲同二年(執行猶豫二年)青柳盛雄▲同二年(執行猶豫三年)松岡松平▲同二年(執行猶豫二年)窪田貞三郎▲同二年(執行猶豫一年)土屋英雄▲同四年(未決通算二百日)布施辰治▲同三年(未決通算百五十日)上村進▲同三年六月(未決通算二百日)瀧澤一郎▲同三年(未決通算二百五十日)神道寛次▲同二年(執行猶豫二年)三浦次郎▲同二年(執行猶豫三年)河合篤▲同二年(執行猶豫三年)大森詮夫▲同二年(執行猶豫一年)鳥海滋▲同二年(未決通算三百日)逢田武、

▲大森ギヤング事件控訴判決

昭和七年秋共產運動資金獲得のため川崎第百銀行大森支店を襲撃せる所謂大森ギヤング事件の控訴審は東京控訴院垂水を

裁判長係りで審理中であつたが本年十一月三十一日強盜竊盜銃砲火藥取締違反、私文書並に有價證券偽造行使、爆發物取締違反及び治安維持法違反の罪名の下に左の如き判決言渡があつた。

▲徴役十二年(原審は同十五年)久喜勝一 ▲同十三年(同十五年)今泉喜一 ▲同十年(同十年)石井正義 ▲同五年(同六年)三ツ木金藏 ▲同八年(同八年)中村經一 ▲同七年(同七年)西代義治 ▲同七年(同七年)根岸長造 ▲同四年(同四年)田村香磨 ▲同五年(同五年)大木利雄 ▲同五年(同五年)渡邊惣助 ▲同二年—執行猶豫五年(一審同上)櫻井巧

尙立岡正秋は分離して徴役六年(未決四百三十日通算)になつたが大塚有章も分離となり、前記の今泉以下實刑組には何れも百日以上四百日以下の未決通算があつた。

第四章 學生運動

1 學生左翼運動

我國に於ける左翼運動は昭和八年を頂點として以後急速に凋落に向つてゐる。學生左翼運動もこの一般の左翼運動不振の影響を受けて、昭和七年をその最高潮とし茲兩三年全く萎微不振の状態にある。學生社會科學研究會解散の後學生の此

種運動の指導的立場にあつた共產青年同盟及び左翼文化諸團體が活動力を全く失墜して了つたことが、學生左翼運動衰退の主たる原因であらう。殊に昨年から本年にかけて學内における事件数は激減して本年の如き僅かに弘前高校に於いて社會科學研究會組織のため三名の檢舉學生を出したことが傳へられてゐるのみである。文部當局は本年却つて轉向學生保護救濟の方針を採り、各大學は何れもかつて左翼事件にて學籍を奪はれた學生にして轉向の實顯著なる者に對しては門戸を開放し再入學を許可しつゝある。高等學校に於ては高校再入學規定を緩和して轉向學生の再入學を容易なしめてゐる有様である。(本編第九章参照)本年に於ける此種事件の數字は不明であるが、文部省思想局調査にかゝる昭和十年四月末迄の大學、高校、専門學校及び中學教職員等の全教育關係の思想事件数は學生左翼運動の最近の趨勢を示してゐるから茲に再録掲載して置く事としやう。

文部省思想局の調査によると、大學、専門、高校、中學、教職員等の全教育關係の思想(左翼)事件数は大正十四年一五、昭和四年一一七、七年三〇八と激増し七年が最高潮となつて、これから漸次減少し、八年一五七、九年八三となつてゐる。これと共に檢舉者数は大正十四年四五、昭和四年二九二、七年一、一七〇、八年六七〇、九年三〇一となつてゐる。これを學校別にみると大學では事件数に於て七年度は帝大五七、官立三二、公立七、私立四

九、八年度は帝大四四、官立九、公立一、私立四三、九年度は帝大三九、官立一、私立二〇で、檢舉者數に於ては七年帝大三二八、官立八一、公立二一、私立二〇二、八年帝大二四七、官立三九、公立二三、私立一四四、九年度帝大九八、官立一、私立七三といふ状態で學校別にみても七年度最高位を示してゐる。高等學校では事件數、檢舉者數、處分數、起訴者數とも大學と同じく七年から八、九年と下り坂である。即ち事件數は七年官立五五、公立九、

八年官立一二、公立二、九年官立五で、檢舉者數は七年官立二四九、公立二七、八年官立一〇二、公立一七、九年官立八〇となつてゐる。

本年四月末に至る迄の三ヶ年の大學並に高等學校に於ける事件數、檢舉者數、處分者數および起訴者數は左表の如くである。

	事件數					檢舉者數					處分者數					起訴者數				
	七年	八年	九年	七年	八年	九年	七年	八年	九年	七年	八年	九年	七年	八年	九年					
帝大	五七	四四	五九	三八	四七	九八	一五九	一四〇	一八	四	一	四	三	三	九					
官立	三三	九	一	八一	三九	一	四六	一	一	一	一	一	一	一	一					
公立	七	一	一	二	一三	一	一九	八	一	一	一	一	一	一	一					
私立	四九	四三	二〇	二〇二	一四四	七三	一四〇	九六	二	一四	一四	二	二五	二	一					
計	一四五	九七	六〇	六三三	四四三	一七三	三六四	三〇〇	八三	四八	四八	六七	五九	一	一					
高																				
官立	五	三	五	二九	一〇二	〇	二〇八	一三	元	三	三	四	六	一	一					
公立	九	二	一	二七	七	一	四	三	一	一	一	一	一	一	一					
私立	一	一	一	一	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					
計	六	一五	五	二七	二八	〇	二五三	一五	二九	三	三	四	六	一	一					

2、學生自治運動

學生の自治要求を中心とする自主的運動は昭和四年から六年をもつてその頂點に達したが、爾來左翼運動同様萎微振は

ざる状態にある。文部省並に學校當局の學生ストライキに對する強壓的鎮壓政策及び嚴罰主義の採用、それに勞働運動殊に左翼運動の衰退などがその原因をなしてゐるのであらう。もとより年々學生自治運動、學校騒動は依然として相當數勃

發してゐる。然し乍ら此種運動は常にその數に於て減少を見たのみでなく、その質に於いて著しく低下してゐる。近年の學生運動の多くは自由、自治の要求をめぐつての運動ではなく却つて學校當局者間の軋轢に基因する騒動とか、處分學生若くは罷免教員に對する同情罷校、理事、校長その他學校當局者の排斥の如きものがその大部分を占めてゐる。殊に昨年以來此特徴が顯著である。本年最大の事件であつた東京商科大学の事件の如きまたその一に過ぎない。本年における學生運動の主なものゝは悉くさうであつたと言つても大過ないであらう。

本年中に勃發せる此種運動の主なるもの並にその原因若くは要求等を示せば次の如くである。

浪華高等商業學校(三月、盟休) 一學園淨化、更生のため、不祥事件を惹起せる理事長兼校長並に一教員の引責辭職を要求し、三月十七、八兩日全校生三百五十名盟休、府下長野町山林に籠城。

要求事項——校長及一教員の即時辭職、理事長及理事の更迭、學校名稱の變更、理事長の校長兼任不可等。十九日校長の辭職承認により解決。

福岡高等商業學校(五月、生徒大會) 罷免四職員に同情し理事長排斥、學園淨化を要求。

帝國美術學校(五月、盟休) 校長北吟吉氏排斥、經營方針の改革、校内自治制の擁立等を要求して五月十五日同校生徒三百二十五名盟休、六月二十四日北校長の罷免と共に盟休解除。

高岡高等商業學校(五月、生徒大會) 罷免教官の解職理由明示要求。

中野高等無線電信講習所(六月、盟休) 一理事二教授罷免に同情し生徒約八十名六月十五日より盟休。

應慶豫科(十月、生徒大會) 十月十九日服裝規定の強制に反對して、要求事項——短髮令絶體反對、服裝に對する干涉反對。

以上の外同志社高商では六月新築武道場に部員生徒が神棚を無斷で説置したところ、學校當局が之が撤去を命じたため柔劍道部員は撤去反對の運動を起した。事件は一轉して配屬將校——十六師團對學校當局の問題となつて相當紛糾したが學校側奉祀を容認して解決。更に十月神戸高等工業學校では同校機械科長川井教授の解職問題より同科卒業生が憤起し古宇田校長不信任、排斥の運動を起した。運動は在校生をもまき込む形勢となり憂慮されたが、在校生は合流するには至らなかつた。

東京商科大学(十月十一日—二十五日盟休) 東京商科大学に於ては、同大學助教授杉村廣藏氏の學位請求論文をめぐり之に對してとられた教授會の處置並に佐野學長の彌縫的態度が問題化され杉村助教授を支持する助教授・助手團は九月初旬佐野學長一派の教授團に對し學園振肅のため奮起するに至り、學園内に紛擾を生ずるに至つた。更に休暇明けと同時に上京せる全學生は助教授團を支持して盟休を決行し、學園の紛擾は遂に學生運動にまで進展するに至つた。先に杉村助教授の提出せる學位論文「經濟哲學の

基本問題」は審査委員高垣、山内兩教授の審査を通過し、七月九日開催の教授會に回附された。教授會では採決に二十一票中白票七票を算したため賛票は規定の四分の三に達せず遂に否決として葬られることとなつた。この否決に憤慨せる杉村助教授は辭表を提出するとともに「通過せざりし顛末」を序文に掲げ該論文を上梓するに至り、茲に問題は初めて表面化されたのであつた。一方豫て同大學の學問的沈滞にあきたらず老朽教授連に不満を抱いてゐた山口、常盤、杉本氏等助教授、助手二十餘名は、この前例なき教授會の否決に對し、之をもつて不通過を策する一部教授の内部工作による所謂學問の惡弊なりとなし、「學問擁護」のため結束して主査高垣教授並に佐野學長問責の運動を起すに至つた。九月五日助教團は「學園刷新」方法につき協議會を開き、同月十二日如水館に於て杉村助教授の問題の著書に關する公開讀書會を、十四日には國立商大講堂にて學生を對象とする同著書の學術的批判講演會を開く事を決定した。越えて七日局面打開のため教授、助教授懇談會が開かれたが、徒らに激論に終始して何等の結論を見るに至らなかつた。此間校友團は同日一橋舊役員會を開き「學長の圓滿辭職要望」を貫徹すべき事を決議すると共にその趣旨の聲明書を發して校友並に學生に喚びかけるに至つた。學校當局は學生動搖防止のため新學期開講前に解決を計らんとし堀首席教授以下長老教授連は學長、助教授團の間を種々奔走したが、助教授團の態度は依然強硬にて、未解決の儘休暇明けを迎へ事態は一層紛糾するものと見られるに至つた。十二日校友は公開讀書會の際緊急校

友大會を開き「一橋學園振肅同盟」を組織し助教授團を全幅的に支持し佐野學長及教授會の責任を問ふ申合せをなし、次の三項目の決議をなし前記一橋舊役員會を實行委員會として目的貫徹に進する事となつた。決議——一、學長、教授の引退を希望 二、學生運動彈壓の看視 三、如水會全體への運動の擴大。一方九月十日新學期と共に上京せる本科、豫科、専門部の各學生はそれ／＼クラス會を開き騷擾に對する態度並對策を協議しつゝあつたが、十四日に開催された「杉村助教授近著研究會」閉會後引續いて開かれた學生有志大會によつて商大騷動は遂に學生運動へと進展するに至つた。即ち十四日午後國立商大講堂に開かれた新著研究會には學生約一千四百名出席、助教授團は夫々の立場より新著の専門的批判をなして助教授團の立場を闡明した。午後三時閉會となるや直ちに學生有志大會に移り「學園の振肅、明朗化のため學長並に教授の善處を熱望する」旨の決議を採決、實行委員三名は之を學長に手交すると同時に白票教授の公表を迫り、該教授の自決を要求した。次いで學生は十六、七兩日夫々クラス會を開いて學生の總意を纏め、更に十八日には第二回學生有志大會を開き「學長並に教授會の責任を追究する」意味の強硬なる決議を採決、之を學長に手交した。助教授團對學長教授の對立は教授側が杉村助教授の序文字句に關し問責狀を發したる事等から更に激化されるに至つたため、十八日學長は「助教授、教授の兩者が釋然と握手し學園のため盡力するならば全責任を負ふて善處」する旨提案した。この學長の辭意表明により助教授團側は從來の行懸りを捨て

無條件で凡を六長老教授に一任するに至り、茲に事件解決の曙光を望み得るに至つた。然るに圓滿解決を議すべき十九日の教授會では正教授團側高垣教授以下十一名が、助教授團の陳者を要求して上記學長の提案に應ぜぬため事件は再び收拾困難の状態に陥つた。この教授會の結果に憤激せる全學生は二十日講堂前に集合デモを行ひ、二十日午前の教授會が再び決裂のまま解散されるや直ちに學生大會を開き長老教授並助教授團の支持を決議した。更に二十一、二兩日に亘り學生大會が開かれ助教授團支持の態度を強調すると共に運動を組織化するため統制部の他に交渉、情報、文書、會計の各部を訪けて陣容を整えた。豫科も亦本科、専門部と歩並を揃え全學を擧げて事實上の盟休を續けた。然るに佐野學長は二十日文部當局に辭意を表明し二十五日三浦新七博士後任學長就任を内諾するに及んで白票教授組も大部分は同博士を歓迎する意を明にしたので事件は急轉直下解決に向ふことゝなつた。即ち校友團よりなる振肅同盟先づ積極的活動を停止し、學生團は三浦博士の説得により同博士を信賴して二十六日より盟休を解き一齊に登校授業を受け、旬日に亘る學生運動は漸く終熄するに至つた。

第五章 藝術家の運動

左翼藝術家の諸團體は昭和七年十一月日本プロレタリア文化聯盟結成後はその加盟團體の一としてコップの統一指導下に闘争を展開して來た。そして同年末に於てはコップの主體

的勢力であつた日本プロレタリア作家同盟(ナルプ)、日本プロレタリア演劇同盟(プロット)の運動はその頂點に達した。然るに滿洲事變勃發以後の急速なる社會情勢の變化、運動の強化と共に激化せる彈壓、そしてかゝる受難期に處する各指導方針の誤謬等が原因となつて、ナルプ、プロット初め左翼藝術家の運動は漸次沈滞下向し、ナルプは遂に昭和九年二月、コップは同年七月何れも自發的に解體するの已むなきに立到つた。ナルプ解體後はナルプ作家は「文學評論」、「文學建設」、「現實」等の諸雜誌によつて夫々活動を續けてゐた。之等左翼作家は本年末林房雄氏の提唱により「獨立作家クラブ」を結成した。同クラブは單に舊ナルプ系の左翼作家のみでなく文戰系作家その他のプロ作家をも抱擁するもので所謂「プロ文學の同伴者」の團體であり、またその性質は「政治的主張」並に「組織的文學運動」を一切排する純然たる社交クラブであり、隨つて從來のナルプの如き運動は期待されないが、しかし文藝懇話會やペン・クラブ等ブルジョア藝術家の團體に對抗する一勢力として相當の活動を期待されてゐる。

ナルプと並んで昭和七年下半期まで華々しい活躍を續けた日本プロレタリア演劇同盟も上記の如く昨年遂に解體するに至つた。かくて左翼劇團としての活動は遂に封鎖されるに至つたが、昭和九年九月舊プロット村山知義氏の提唱によつて從來分立抗争しつゝあつた諸々の新劇團の大同團結なつてそ

の全體的機關としての日本新演劇協會が、單一劇團として「新協劇團」が結成せられ、舊プロット同盟員の一部はこの劇團にあつて「進歩的な、藝術的な新しい演劇の創造普及」の運動に邁進することゝなつた。

ナルプの左翼作家群と相對峙するものに勞農藝術家聯盟がある。同聯盟は從來青野、金子氏等の左翼藝術家聯盟と前田河、葉山氏等のプロレタリア作家同盟の二派に分裂して對立を續けてゐたが、昨年二月荒畑寒村氏の斡旋によつて再び合流するに至り、茲に永年の内部的紛争を一掃し「新文戦」に據つて正しきプロレタリア藝術の完成を目標に一路精進することゝなつた。ナルプ解體による左翼作家の全面的後退により勞農藝術家聯盟とのギャップも漸次狭められる傾向にあり、本年十二月に結成された「獨立作家クラブ」を通して舊ナルプ作家と或程度の接近が見られるに至つた。

第六章 婦人運動

無産政黨の一翼として階級的立場を標榜せる所謂、無産婦人團體の運動については之を第二部第三篇第四章の記述に譲り、茲には從來の所謂婦人團體にしてブルジョア・イデオロギイの上に立つて婦人參政權獲得を主要目標とする運動について記述するのである。我國婦人參政權運動に於いて從來主

要なる役割をつとめて來たのは婦選獲得同盟、婦人參政同盟、キリスト教婦人參政權協會、婦人矯風會等の團體であるが、昭和七年から社會大衆婦人同盟及び東京婦人聯合が加つて「婦選後援團體聯合會」が結成され、この各派の聯合會によつて運動が進められてゐる。然るに我國に於ける婦人參政權の問題は、近來所謂國家非常時の状態となつてからは、非常時重要事項續出のため、議會に於ても、一般社會に於ても兎角輕視されがちとなり、ために此種運動は直接その影響を受けて近年不振の状態を續けてゐる。この不振打開のために獲得同盟以下各團體は懸命の努力を續けてはゐるが、本年に於ける婦選獲得同盟の活動狀況は次の如くである。

婦選獲得同盟の活動 十年度において婦選の獲得は勿論出來なかつたが、十年の初頭に於て金子しげり氏が記者として議會内の席を獲得し、更に十月同氏が東京市囑託に任せられ市政に直接關與し得たことは廣義の參政權の獲得と言ふことが出來やう。六月から起された選舉肅正運動に於て、婦人が選舉肅正中央聯盟の役員の椅子を獲得したのを初め、各地方町村に於て選舉肅正委員會委員に任命された事も事實上に於ての參政權の獲得であり、更にこの運動に各種婦人團體が動員された事は當局者が婦人の協力なくしては政治の肅正淨化の出來ないことを承認したとも見られやう。この事は日本婦選運動に於ては劃期的の事と言つて差支あるまい。東京都制案の立案には牛塚市長が婦人を公民とすべき事の必要を内務省當局への意見書中に加へたが、婦人公民權の問題が

實際問題として考慮されんとする傾向は本年において特記すべきとである。

婦選獲得同盟英文ニュース月刊

コロンビア大學で研究中の大月照江女史が昭和九年末百ドル寄贈し來つたのを基礎として同盟では毎月四六判八頁英文ニュース「ジャパニーズ・ウイメン」を出すことに一決、藤田たき、市川房枝兩女史編輯委員。

第六回日本婦選大會

於神宮外苑日本青年館、二月十七日、參會者約三百名、主催團體は「婦選獲得同盟」、「日本基督教婦人參政權協會」、「社會大衆婦人同盟」、「婦人參政同盟」の四團體であり、後援團體は日本基督教婦人矯風會、婦人同志會、日本紡織労働組合、婦人平和協會、東京基督教各派聯合婦人會、日本婦人記者俱樂部、東京婦人市政研究會、佛教女子青年會、東京府産婆會、基督教女子青年會日本同盟、東京聯合婦人會、全國小學校聯合女教員會、東京女子藥劑師會、青バス現業員組合、友の會、全關西婦人聯合會、母性保護法制定促進婦人聯盟、東京婦人市政淨化聯盟、子供の村お母様學校の十九團體である。「議案」一、婦人參政權案、二、産師法案、三、母子扶助法、四、家事調停法、五、民法改正案、六、二十五歳禁酒法案、七、労働婦人保護法、八、學制改革案等、

〔決議〕我等は一九三五年の所謂非常時に立つて、婦選獲得の急務を痛感する。非常時とは何ぞや。我等は徒らに危機を叫ぶものに答へやう。女性は國民の半數を占むるもの、女性の力を充實せしめ、女性をして安じて本務につかしむる事こそ、眞に國家百年

の計にして且つ非常時局下の最大急務であると。我等は女性を無視したる國家政策を斷乎として退ける。而して我等は第六十七議會に最小限度の要求として婦選諸案並に母性保護諸案、婦人労働立法の制定を迫る。

〔委員長〕金子しげり〔議長〕市川房枝〔副議長〕千本道子〔書記長〕堺真柄の諸氏。

選舉肅正共同線戰 「選舉肅正は婦人の手で」との標語で、婦選獲得同盟、參政同盟、參政權協會、社會大衆黨婦人同盟の諸團體は七月十二日東京日比谷松本樓に聯合女教員會、女性保護聯盟、婦人記者クラブ、聯合婦人會等二十四團體の代表者卅餘名を招待して肅正運動懇談會を開催。婦人團體全部が共同戦線を張つて實際運動を開始することを申合せた。出席者市川房枝、河口愛子、千本道子、山田わか、杉原鶴子、ガンドレット女史等。

上記各團體は婦選運動の他母性保護、母子扶助法制定要求の運動を續けてゐる。此の運動は最近の母子心中の激増に刺激せられ昨年来頃に活潑に行はれたものである。即ち昨年十月獲得同盟以下六團體によつて「母性保護法制定促進婦人聯盟」が結成され山田わか女史を委員長として新議會運動が進められてゐるが、同聯盟は本年二月十六日神宮外苑日本青年會館で婦選大會に先つて最初の全國代表者會議を開催した。協議事項は一、母子保護デー開催の件 二、母子ホーム増設に關する件 三、婦人方面委員任用の件 四、會名改稱の件。

右の四事項を協議せる後左の二つの決議を萬場一致可決した。

〔決議〕一、「我等は第六十七議會に對し母子扶助法並に家事調停法の制定せられん事を要求す」二、「我等は内務當局に對し母子ホームの建設助成並に婦人方面委員の任用を獎勵せられんことを要望す」

第七章 水平運動

1 運動概況

我國に於ける被壓迫部落民解放運動としての全國水平社の運動は大正十一年三月全國水平社の創立とともに活潑に展開されて來たものである。然し乍ら初期の水平運動は主として差別的事象に對する糾弾に集中されてゐたため、近年差別事象が減少するにつれて運動は次第に沈滞の状態に陥つて行つた。而も運動のかゝる状態がその極に達した昭和七年には全水内部に水平運動の無産者運動への解消、水平社の××××黨への解消論すら擡頭するに至つた。この解消論に對立する合法政黨支持、水平社第一主義等が三つ巴に入り亂れ政治的混亂期を齎し、ためにその組織は弱められ、運動は愈々不活潑の状態に陥つた。然るに昭和八年高松裁判所事件を契機とし

て總本部は廣汎なる大衆的闘争方針を採用し、全國的動員によつてその糾弾闘争を開始するや、再び部落大衆の關心を喚起し、水平社自體を著しく強化し餘裕ある運動へとその歩を踏み出すに至つた。かくして昭和八年高松事件を契機に復興の波にのつた水平運動は本年も上向の傾向を續けてゐる。差別糾弾闘争の如き、本年は近年にその比を見ない程數多くそして活潑に展開されてゐる。而もその闘争の多くは本年度大會に於て確立された闘争方針に従つて政治的、社會的にと發展せしめられて來てゐる。昨年來活潑に展開されて來た應急施設費廢止反對闘争、地方改善費増額要求闘争は共に本年も全水戦線の日常闘争として取上られて勇敢に闘はれ相當の成果をあげてゐる。その他糾弾闘争に關聯して闘はれた軍隊内に於ける融和政策確立の運動並に近年急激にその數を増した差別事件を取扱える映畫、演劇、小説を掲載せる新聞、雜誌に對する糾弾を融和方針に基く檢閲制度の樹立に迄で押進める運動は何れも大衆的動員に成効し、事件の政治的意義を大衆に實踐的に理解せしめたと云ふ點で、可成効果的に闘はれたと言ふことが出來やう。そしてこの大衆動員の成効は組織の擴大強力となつて現はれ、京都府、東京府大阪府、香川県その他では次々に支部が結成されてゐる。

尙本年度第十三回全國大會に於ては全水三重縣聯の提唱によつて青年部組織の確立が提案可決せられ、大會直後に召集

された青年部組織確立準備会で活動準備につき種々協議が行はれた。

2 大會その他の會合

▲全國水平社第十三回大會——五月四、五日、於大阪市浪速區西濱榮第一小學校講堂。「出席代議員」百七十三名。「議長」松本治一郎氏。「副議長」三木静次郎、上田音市、朝倉重吉の三氏。「大會スローガン」一、封建的身分制の廢止。一、一切の賤視差別を絶滅せよ。一、全額國庫負擔による徹底的部落改良施設の獲得。一、軍隊内の差別徹廢方針を確立し。一、差別を容認する檢閲方針を改正せよ。一、一切のファツシヨ運動を粉碎し。一、偽まんの反動融和運動を撲滅し。一、地方改善費の全額國庫負擔並に増額。

大會第一日は司會者泉野利喜藏氏によつて開會が宣せられ、總本部並に地方の情勢報告とそれに對する質疑應答がなされた。第二日は議事に入る。「議事」一、漆葉社會課長糺彈に關する件(可決)。二、佐藤中將糺彈闘争に關する件(可決)。三、東西兩本願寺問責に關する件(可決)。四、差別素行調査事件糺彈に關する件(可決)。五、財政確立に關する件(可決)。六、部落改良施設費増額要求署名運動提唱に關する件(可決)。七、差別糺彈方針確立に關する件(可決)。八、青年部設置に關する件(可決)。九、呼稱統一、役員改選、一九三五年度豫算に關する件(一括上提、夫々決定)十、地方協議會組織に關する件(可決)。「緊急動議」一、育

英資金増額による高等小學生の給與要求の件。一、高等小學生國史研究參考書内に於ける差別的文字撤廢の件。一、部落婦人に適切な職業指導要求の件。(以上可決)「新役員」委員長松本治一郎「大會宣言」第十三回全國大會代議員諸君の周到なる討議と、全國被壓迫部落大衆の熱烈なる支援の下に、本大會は勝利的に、戦ひ抜かれた。この成功は高松地方裁判所事件以來、大衆の間に盛り上つて來た自由と權利に對する要求、並にその獲得闘争が全国的に、如何に熾烈であるかと云ふことを現實に示すものである。全國水平社は部落大衆の總意を代表して、今後凡ゆる日常闘争を活潑に展開するであらう。特に佐藤中將糺彈闘争を契機として、軍隊内の融和政策樹立要求闘争並に改善費増額要求署名運動を捲き起し、部落大衆の日常生活の凡ゆる向上發展を計ることは、本大會の成果を生かし大衆の要求に答ふる所以である。差別と迫害によつて、その最低生活すら保證されなかつた部落大衆が、自分自からの力によつてその生活權を主張する時が來たのだ。この意義ある闘争に全被壓迫部落大衆を動員し、人民的協力によつてその完き解放を戦ひ取ることは、當面全國水平社に課せられた最大の任務でなければならぬ。この任務の勝利的遂行の爲に、大會は新らしき闘争への劃期的進出を宣言するものである。第十三回大會の勝利的遂行萬歳、全國水平社運動の進展萬歳、全被壓迫部落大衆團結萬歳。

▲第一回中央委員會——一月二十日、總本部。出席者 松本氏外十五名。議事——一、大會開催に關する件。一、大會中心議案決

定の件。一、佐藤中將糺彈の件。一、緊急動議（豊田巡查糺彈の件外四項）。

▲第二回中央委員會——八月二十日、大阪市浪速市民館。出席者松本氏外十五名。議事——一、中央委員移動に關する件。一、松本強二糺彈闘争の件。一、犠牲者石碑建立の件。一、東西兩本願寺問責の件。一、佐藤中將事件に關する件。一、部落施設費獲得闘争の件。

3 差別糺彈闘争

昭和八年水平運動が數年の沈滞状態を脱して復興の軌道にのつて以來、一時行詰を懸念された糺彈闘争も同年の高松事件を皮切りに漸次活潑に行はれるやうになつた。本年も頭初の佐藤中將糺彈闘争をはじめとし全国各地に多くの闘争が行はれてゐる。そして之等の糺彈闘争を單なる個人的闘争にとゞめず、之を社會、政治的闘争にまで高めると云ふ方針は本年も引續き實踐されてゐる。特に本年は五月開催の第十三回全國大會に於て之が議題にとりあげられ「糺彈闘争はその性質上、當に多分の政治的性質を具備してゐるから、苟も反社會的行爲を認めた場合、大衆動員による政治的闘争形態によつて執拗に戦はれなければならない」と云ふ趣旨の差別糺彈方針が確立された。もとより本年闘はれた多くの糺彈闘争中には尙可成の自然發生的闘争に止まるものをも見るが、上記

佐藤中將糺彈闘争をはじめ、漆原京都府社會課長糺彈、奈良における松本辯護士糺彈、滋賀縣下の差別教員糺彈、東京市における神社合祀に關する差別事件等々重要事件に對する糺彈闘争はよくその方針に従つて實踐されたものとして注目されるべきであらう。

本年に於ける主なる糺彈闘争は次の如きものである。

▲佐藤陸軍中將の差別糺彈（一月）▲漆原社會課長糺彈（三月）▲東京市深草區今戸町白山神社合祀に關する差別糺彈（四月）▲福岡縣糸島郡前原町板持區の高島更正組合長の差別糺彈（四月—七月）▲滋賀縣犬上郡日技村大町の日技小學校の差別暴行教員糺彈（六月）▲奈良縣生駒郡片桐小學校内の差別事件（六月）▲三重縣渡金郡西郷村乾熊における差別區制糺彈（六月）▲奈良市松本辯護士糺彈（七月）▲西本願寺熊本教區の石松管事糺彈（八月）▲廣島縣双三郡三次町藤井商工會長の差別糺彈（八月）▲京都府賀茂郡造賀村小學校長の差別糺彈（八月）▲福岡市に於ける福岡署差別暴行警官の糺彈（八月）▲久留米工兵大隊における差別事件糺彈（九月）▲熊本市における九州日日新聞の差別小説連載事件糺彈（十月）▲大阪府今宮警察署差別警官糺彈（十二月）▲熊本縣菊池郡菊地村における同村助役の差別糺彈（十二月）

以上の諸闘争中佐藤中將の糺彈闘争は、糺彈を單に中將個人の問題として局限せず、かゝる行爲に出しめた當局の責任を糺彈するとともに、軍隊内に於ける徹底的融和政策の確立、並に融和方針に基く檢閲制度の確立のための闘争にまで高め

られた點に於て上記諸闘争中最重要性をもつものと言はれてゐる。同事件の經過概要は次の如くである。

▲佐藤中將糺彈闘争 陸軍中將佐藤清勝氏が昭和九年十一月二十日萬朝報紙に掲載せる「貴族と××」なる論文が踐視觀念を露骨に表示せるものとして全國水平社總本部は昨年未早くも之が糺彈を聲明し、更に九州聯合會、廣島縣聯、熊本縣聯等も總本部の運動に合流するに至り、中將糺彈闘争は全國的規模において展開されることとなつた。全水總本部にては、九年十二月二十日全國より委員を招集して中央委員會を開き次の如き闘争方針を決定した。即ち差別當事者が社會的に重要な地位にある事及び某團體に屬し社會改革の先頭に立つてゐる事などの理由によつてその社會的・政治的重要性を認め之を單に中將個人の問題に止めず、進んでかかる差別問題を惹起せしめる要因となつた軍隊内差別の一掃のため徹底的融和政策の樹立を軍事當局に要求する方針、並にまた同中將の糺彈闘争は單に中將の個人的糺彈に止めず、最近續發せる文學、映畫、新聞、雜誌等による差別事件の本源は現行檢閲制度にあることを指摘し、支配階級が自らこれを容認して一般社會に各種機關を通じて差別觀念の助長をなせるものなるを追及し、これを政治闘争にまで發展せしむると云ふ方針でもる。そして事件調査委員六名を選び本年一月二十四日上京調査の上糺彈闘争の火蓋を切つた。調査委員は東京代表と共に二十五日まで本郷區の佐藤邸を訪問し正式會見を行つたが、中將は今回の事件が自己の不明に基く事を認め陳謝するところあつた。委員は之に對し、全水の

根本的態度は軍事當局が融和政策を樹立實施しない限り、佐藤個人の問題を切離して解決出來ぬ旨を説明したが、中將は問題の政治的擴大をおそれ、個人的範圍内に於て解決せんとし、左の如き解決案を提示し誠意をもつて實行すべき事を誓言した。一、萬朝報に陳謝文を掲載し、二、在郷軍人會機關誌「战友」に事件の經過並びに陳謝の意を含めた感想を載せ、三、軍事當局に對して融和政策の樹立實行を慫慂する。委員は之に對し「誠意は一應諒とするが、軍事當局が融和政策を樹立するまでは解決出來ぬ」旨を答へて引上げた。

引續いて同日委員は、萬朝報社に於て長谷川社長と會見、差別論文を無條件で掲載したる責任を問ひ、更に翌二十六日は、林陸相と正式會見をなし「軍隊内に於ける融和政策の確立」を要求した。

この佐藤中將糺彈を契機とする軍隊内の融和政策確立の運動は第十三回全國大會に議事として討議せられたのをはじめ各府縣聯の會合でも論議せられ、所定の方針に従ひ實踐せられた。即ち三重縣聯は三月「軍隊内に即時徹底的融和政策樹立の件」につき請願書を陸海軍大臣及政府に提出すべき運動を開始し、兵庫縣聯は五月「軍隊内差別撤廢要求」の決議文を姫路第十師團長參謀長に手交し、大阪府聯は軍部當局、旅・師團長に對する陳情運動を夫々行つてゐる。全水九州聯合會は實行委員を選出して第六、第十二兩師團當局と會見せしめ徹底的融和政策の樹立を要求し、第十二師團に於ては相當の成果を期待し得るものがあつた。

第八章 植民地に於ける運動

第一節 朝鮮

朝鮮に於ける思想運動は昭和七年に朝鮮唯一の合法的民族的解放團體であつた新幹會並にその系統の團體が解消された時運動の民族主義的傾向が清算されると同時に一切の左翼運動が非合法化されるに至つた。そして滿洲・上海兩事件の影響、當時の日本の國際的孤立の情勢、所謂一九三五・六年の危機等々の情勢は朝鮮に於ける此の種運動を刺戟し、昭和八年頃から本年にかけて年々全鮮各地に數多くの運動が起されてゐる。

然乍ら朝鮮には之等の左翼運動を統一指導すべき中心的力量が缺けてゐるので、年々繰返される各地の共產黨再建運動は何れも相互に關聯を有せざる地方的組織の盲動に止まるものが多かつたので、昨年は分散的左翼運動の統一を目標とする二つの重要な運動を見たが、無論本年は未だ何等の成果も擧げられてゐない。本年度に於ても慶州赤色勞働組合再建（二月）、江陵の共產黨再建（二月）、平壤赤色勞働組合運動事件（五月）、金泉に於ける共產黨再建事件等相當有力な運動が行はれてゐるが、何れもその範圍が各地方に限定されて居り

相互に有機的連絡はない。只茲に注目すべきは上記の各共產黨運動が何れも勞働者農民層の組織を意圖し茲に運動の基礎を置こうと努力してゐる事である。從來朝鮮の思想運動は殆んどその凡てが少數インテリ層の秘密結社によるものであつたが、茲兩三年來此の秘密結社の色彩は次第に清算されて行きつゝある。以下本年行はれた此の種運動および前年の事件にして本年發表されるに至つたものゝ概要を記述することゝしよう。（尙次に掲げる諸事件概要は主として大朝、大毎、東日各地方版及び京城日報等諸新聞紙の記事に據つたものである）

慶州赤色勞働組合事件 本年一月初旬より二十日に至る間に慶尙北道慶州、浦口、甘浦、迎日等に於いて李七星以上約五十名が檢舉された。事件の内容は、上記李が中心となつて昭和七年夏慶州赤色勞働組合を結成し、宣傳、組織、連絡、交通の各部署を定め各責任者を置く一方、川北面には勞働學校を設置して組織的に赤化運動を行ひつゝあつたが、九年末頃より農村振興組合、砂防工事人夫等に運動の手をのぼし、一九三五・六年の國際危局を契機とする不穩計畫の準備工作をなしつゝあつたものと傳へられてゐる。

江陵共產黨再建事件（江原道） 昨春朝鮮共產黨事件に連座せる崔鐘睿等は釋放後江原道江陵に至り江陵共產黨再建無名秘密結社を組織し港灣勞働者及び農民に働きかけ、農村振興反對、港灣勞働者の賃銀値上、學校ストライキ等の運動を展開しつゝあつたが、本年一月一齊檢舉により組織は破壊された。檢舉者中四十一名は

本年四月取調の結果治安維持法違反として送局された。

平壤赤色労働組合の組織並に朝鮮共産黨再建運動

本年五月十二、三兩日に亘り平壤府平川里兵器製造所初め府内數工場より労働者二十二名が、更に兼二浦より數名の労働者が檢舉された。これは朝鮮共産黨再建運動および太平洋赤色労働組合所屬平壤赤色労働組合を組織して労働者層の赤化を計畫したためであり、檢束者中二十三名は本年九月治安維持法違反として送局された。事件の内容として發表されし所は左の如くである。ロシア共産黨大學卒業の金溶範、朴正愛の二名は昭和七年秋モスクワより朝鮮共産黨再建の指令を受けて歸鮮し、平壤の自由労働者の赤化を試みたが失敗に歸し、本年春から工場労働者の獲得を目指し、先づ上記兵器製造所に働きかけて赤色労働組合の組織につとめ、さらに同地の靴下職工の組織、日本製鐵業二浦工場職工の組織に狂奔中發覺檢舉されたものである。尙一味の朴君心はプロフィンテルンと平壤同志間の連絡に當り、朱寧川は金と協力して赤色組合の組織に當る一方モスコウの指令により朝鮮共産黨再建運動のため同志獲得に奔命しつゝあつたと言はれてゐる。

朝鮮共産黨再建運動(慶尙北道)

慶北金泉地方を中心とする朝鮮共産黨再建運動並に全朝鮮赤色労働組合建設、金泉地方グループ再建設等の運動のため本年五月十三日指導者李秉一、朴勝源以下六十二名が檢舉され、うち李、朴以下三十五名が本年十二月維治法違反として送局された。事件の内容は次の如くである。指導者李秉一は先に破壊された金泉グループの再建を企圖し、昭和七年

羅弼雲、白樂道と共に、金泉グループ再建協議會を組織した。そして三名は各自分擔を定めて各々組織の擴大を計つた。即ち鐵道運輸交通關係方面を擔當せる李は朝鐵金泉機關庫に工友會を、金泉消費組合に使用人グループ及讀書會を各組織し、更に諸官署銀行會社の使用人に對し親睦會を組織して黨再建の準備運動に資せんとした。また農民、學生方面擔當の白樂道は金泉郡金陸面に農民委員會、農友夜學會、農民親睦會を組織して農民層の教化指導をなし、羅弼雲は學生、その他の労働者方面を擔當し、昭和八年女子労働者グループ並讀書會を組織、次に眞鎔工、大工グループ等を組織する一方金泉高等普通學校内に研究會を組織して夫々が指導に當つて組織の擴大強化につとめ、之を基礎として黨の再建を計らんとしたものである。他方京城に於いては丁吉成が朴勝源、徐丙民等と共に本年當初より京城内に全朝鮮赤色労働組合準備會、朝鮮共産黨再建準備會の中央機關を組織して活動しつゝあり、朴は金泉の上記諸組織を京城の中央組織に連絡せんとして奔命中一齊檢舉となつて各組織は破壊されるに至つたものである。全朝鮮赤色労働組合準備會は今年一月丁、朴、徐の三名が非常時に於ける共産主義者の任務として赤色労働組合の全鮮的結合集結を計らんとする趣旨の下に京城に建設委員會を組織して各自の分擔區域を定めて活動せんとしたるものであり、朝鮮共産黨再建準備委員會は本年三月朴及徐によつて組織されたもので、目下の國際時局の危機を狙つて黨の再建設を實現せんとし、京畿、平南、江原、慶尙の各地に分擔區域を定めてまさに活動に移らんとしてゐた。

のである。

慶尙南北道赤化事件(昭和九年) 昭和九年十月慶尙南北兩道に股がる工場農村の赤化運動を行へる李春根以下七十七名が檢舉され、うち李以下二十名が本年三月治維法違反として起訴された。

事件は九年二月指導者李が釜山に潜入し鄭忠乾と協力し労働組合準備委員会の組織を計り、鄭の檢舉後は成相鎬と提携して九年五月黨の金丹治の使命を受け組織を更に擴大強化せしめんと努力するに至つた。實行方法としては從來の既成労働者の赤化を廢し、先づ農村婦女子を教養訓練して工場労働者として送り出す事に努力し、多數女工を通じて労働大衆の獲得を計る一方、各工場内に労働調査會、工場研究會等を組織し、テキストを發行する等して工場内に漸次根幹を張らんとしたものである。

朝鮮共產黨再建同盟事件(昭和九年、京城) 在中國民族派の巨頭金元鳳及M・L 共產黨の安光泉を中心とする朝鮮共產黨再建同盟事件は昭和八年九月より翌九年五月以降全道に亘る檢舉によつて、五百餘名の檢舉を見たが、取調の結果實に第四次共產黨事件の李載裕指導下の赤勞並に學生組織、權榮臺を中心とする赤勞組織もまた相互に關係を有する事が明にされ、同事件は全鮮的共產黨再建事件たる事が判明した。事件關係者百十一名にかゝる豫審は本年全部終結し、うち五十九名が治安維持法違反として京城地方法院の公判に付せられた。同事件關係者中城大教授三宅鹿之助にかゝる公判は昨年分離して行はれ、同年十二月徵役三年の刑の言渡を受けた。其他は本年上記法院にて公判の結果本年末判決言

渡があつた。その主なるもの次の如し。▲徵役五年 權榮臺、鄭泰植▲同四年 李鏡相、▲同三年六月 安鐘瑞(以下略) 本年八月豫審終結と同時に發表せられたところによれば同事件の内容は左の如くである。

在中國民族派の巨頭金元鳳及M・L 派共產黨檢舉當時逸早く國外に逃走した安光泉等中心となり同地方に散在する民、共兩主義者有力分子を糾合して昭和四年暮頃北平に於て『朝鮮共產黨再建同盟』を組織し鮮内に於ける共產運動を指導すべく企て其の附屬事業として『レーニン主義政治學校』を附設し青年主義者の教養訓練に當つたのである。之が訓練を受けた李康明、李鎮一、魚魯植、吳尙善、吳永甦、權五勳外數名は昭和五年秋頃から幹部の命を受けて漸次鮮内に潜入し京城、江原道江陵、平壤、新義州、大邱等に散在し工場、農村を基礎として細胞組織に着手し京城に於ては鄭東源、劉基春、李鎮一、李康明等中心となり工場、街頭、學校、農村等各其の部署を定めて既に十數名の同志を獲得してゐたのであるがまだ具體的組織を見るに至らずして檢舉せられ、李載裕は第四次共產黨事件で檢舉せられ昭和七年の十二月出獄したのであるが、出獄早々舊同志や左翼青年の糾合に奔走し、崔子福(京城電氣學校) 邊雨植外二名、(培材高普) 李行を手先として京城府内私立中等以上の學内組織に着手し檢舉當時迄に敏新、養成、中央高普、同徳女高普、京城女子商業等十數校に各數名乃至十數名の同志を得て反帝及モツブルの組織を進め一方に於て李載裕は昭和八年七月頃から李鏡相、下洪大、李順今等も共に赤色労働組合の組

織に奔走し昭和製紙、ソウル護謨、朝鮮絹織物、鐘紡工場等に相次いで発生した爭議を煽動して職工の獲得に努め、尙永登甫の工場労働者に對する積極的活動を企て昭和八年九月以降安炳春、安三遠等をして産業別赤色労働組合準備委員會を結成して、邑内に散在する工場に働きかけ、又豫て反帝運動に奔走中であつた南萬熙を同志として學校工場等に十餘名の反帝メンバーを獲得して反帝組織に奔走し更に京畿道楊平に於ける李星出、下洪大、驪州に於ける嚴柱彦の組織に係る赤色農民組合をも統一指導してその強化に努めつつあつたのである。權榮臺は昭和七年共産大學を卒業してプロフインテルン極東部の指令を受けて入鮮し一時咸興に滞在八年四月入城し豫て學校方面に秘密組織を持ち活動中の安鐘瑞、徐升錫及姜文永、朴鼎斗等の學生を同志に引入れ活動中昭和九年二月京城帝國大學助手鄭泰植と知り、更に鄭を通じて同校教授三宅鹿之助に接近し同人の激勵に依り急に活氣を呈し權榮臺、安鎮瑞、朴鼎斗等は同年四月末メーデー徽文二種類千餘枚を印刷して工場學校等に撒布の計畫を進めてその一部を實行し「或は機關紙『プロレタリア』を秘密に出版して同志の結末を固め權榮臺を責任者とする『京城共産主義者グループ』及京城に於ても最も重要性を持つ『赤色労働者グループ』の組織を進めてゐたものである。一方鄭泰植は昭和八年四月城大在學中當時同校の助手であつた李明新及在學生數名と共に、社會科學の研究を続け、同年十二月京城法學專門學生韓澤成外數名を同志として共青年會法專班の組織を指導し、その他普成專門學校、龍谷女學校等にも各左翼生徒數名

を獲得して共青班組織を指導し、又京城專賣局義州通工場を初め川北電氣、和信商會、平田百貨店、昭和製絲、出光商會、向上會館等工場會社商店等の職工店員其の他の使用人に働きかけ職場班の結成に暗躍を続けつつあつたのである。

第二節 臺灣

臺灣の社會運動は臺灣民衆黨、臺灣文化協會、臺灣農民組合の活躍によつて隆盛を示したことがあつたが、昭和六年を頂點として、同年まづ唯一の合法的政治結社であつた民衆黨が左翼への方向轉換のため結社禁止を命ぜられて解體するし、文化協會、農民組合は彈壓と内部的紛争の爲め合法部面に於ける活動力を奪はれた結果昭和六年地下運動に邁進するの已むなき事情に立ち到り、遂に昭和六年の臺灣共産黨事件及び翌七年の太湖・竹南事件の兩者の大檢舉によつてその組織を根底から破壊されて了つた。かゝる事情から最近數年臺灣の思想運動は全く屏息の状態にあるのである。本年も之等諸團體の活動は全く傳へられて居らない。臺灣においては只昭和五年八月「完全なる自治制の確立」を單一目標として結成された臺灣地方自治聯盟が唯一の合法的政治結社として運動を續けてゐるに過ぎない。本年三月臺灣地方自治制案が議會を通過するや全島に政治結社組織の機運がみなぎり、自治制促進會(臺北)、自治俱樂部(新竹)、中政會(臺中)、市政研究會

(彰化)等々が各地に簇生したが何れも十月の選挙を當面の目標とするもので解放運動の一勢力と見る事は出来ない。

臺灣地方自治聯盟は昭和五年結社以來今日迄完全なる地方自治の獲得を單一目標として一貫して運動を續けてをり、臺灣に完全なる地方自治制が實施された曉には同聯盟は一旦結社を解體し運動を中止することになつてゐた。然るに上記の如く本年三月臺灣地方自治制は本年十月より實施される事に決した。然るにこの自治制は州、市、街、庄の議員半數は官選となし、而も街庄には議決權を附與せぬなどその他各般事項に著しい制限が附せられてゐるため、聯盟内部には、實施の曉にも依然完全自治を標榜して第二段の運動に入るべしとなす一派と、今回の自治制實施を期とし一旦運動を中止して聯盟結社を解體すべしとなす一派と對立するに至り自治制實施を前にして聯盟は分裂の危機を招くに至つた。

自治制案に對する態度を決定し、聯盟の解體か存續かを決定すべき自治聯盟第三回全島大會は本年八月十七日臺中市に於て開催された。同大會の最重要議案たる「自治聯盟改組の件」は今回の地方自治制實施を轉機として聯盟本來の運動目標たる「地方自治の確立」を改めて本島の經濟、教育、社會問題に迄活動範圍を擴大す可きやを決するもので、賛否兩論對立し大論戰となつたが、結局之が即時決定は聯盟を分裂に導くものなりとし同議案の決定は遂に保留される事となり、

聯盟は從來の儘存續される事となつた。かくて聯盟は十一月二十二日に施行される全島の地方議員選挙に備えるため全島民啓蒙の活潑なる運動を起し全島各地に講演を行つた。

第九章 社會主義運動取締及對策

左翼思想運動は時局の影響と社會情勢の變化によつて急激に萎微沈衰の状態に陥り取締當局は却つて釋放後思想犯人及び起訴猶豫者並に起訴保留者の保護觀察に重點を置き之に對する施設を考究しつゝあるが如き觀を呈してゐるが、從來此の種運動に對して當局がとり來つた峻嚴なる徹底的彈壓の方針が放棄されたわけではなく、それは依然として本年も繼續されてゐるのである。昨年第六十五議會に提出審議未了に終つた治安維持法改正案が本年第六十七議會に再び提出され——それはまた成立するに至らなかつたが——たのを初め、不法團結等處罰に關する法律案の上提、或は又特高警察網の充實、警察行政の刷新等々の諸施設によつても其方針を窺ひ知る事が出来る。そして本年思想運動に對する對策が自由主義的なものにまで及ぼされつゝあることは本年設立された文教刷新評議會の意圖によつて明である。

まづ政府の取締方針を明にするものとして警察部長會議

(五月十六日)における後藤内務大臣の訓示を左に掲げ、次で取締の衝に當たる内務、司法、文部の各省が本年に實施し若しくは決定したる取締対策を概観することとする。

「一時猖獗を極めたる共產主義運動は今日幸にして漸く萎微沈衰の状況を呈せるも尙此の種運動に對しては常に周密なる査察を怠らず引續き檢舉を要するは勿論改過遷善の方途に就きても一段の工夫を凝らすべき時機なりと信ず。斯の如き情勢に對し之が取締の任に在る者の責務は寔に重且大なるものあるを以て各位は常に社會情勢に對して正確なる認識と透徹せる洞察とを怠らず各種事犯の發生に間隙を與ふることなからしむると共に毅然として事に臨み苟も不法不當の行爲に對しては假借なく之を摘發糺彈し不穩矯激の運動に對しては徹底的制壓を加へて以て治安の維持に最善の努力を致されん事を期望す。」

1 内務省關係

一 治安維持法改正 現行治安維持法の改正案は昨年第六十五議會に提出され衆議院を通過したが、貴族院に於て握潰しの運命にあつたものであるが、爾來内務司法兩省に於て慎重審議を行つた結果第六十五議會に提案して修正されたものゝ中から豫防拘禁に關する條項を全部削除し、また不穩矯激行爲の取締は別に不法團結等處罰に關する法律案制定の上別に提案するとし、今年三月七日第六十七議會に再び上提されるに至つた。

改正案は上記二點を除き昨年議會に上提されたものと大差なく、改正要點は國體變革に對する罪と私有財産否認に對する罪とを區別して規定せる點、外廓團體に對する規定を新に設けた點、國體變革に對する宣傳罪を規定した點、檢事の刑事手續を改正した點、轉向者に對して新に保護觀察の制度を設けた點等である。改正法案は左の通りである。

第一章 通則

第一條 本法の罪を犯したるものに付ては刑事手續その他に關し本法に別段の規定ある場合を除くの外一般の例に依る

第二條 本法は何人を問はず本法施行地域外において罪を犯したる者にまたこれを適用す

第二章 罪

第三條 國體を變革することを目的として結社を組織したる者または結社の役員その他指導者たる任務に従事したる者は死刑または無期若しくは七年以上の懲役に處し情を知りて結社に加入したる者または結社の目的遂行のためにする行爲をなしたる者は三年以上の有期懲役に處す

第四條 前條の結社を支援する事を目的として結社を組織したるものまたは結社の役員その他指導者たる任務に従事したる者は無期または五年以上の懲役に處し情を知りて結社に加入したる者又は結社の目的遂行のためにする行爲をなしたる者は二年以上の有期懲役に處す

第五條 第三條の目的を以てその目的たる事項の實行に關し協議

をなし又はその目的たる事項の實行を煽動したる者は一年以上七年以下の懲役に處す、第三條の目的を以てその目的たる事項を宣傳したる者は六月以上五年以下の懲役に處す

第六條 第三條の目的を以て騷擾暴行その他生命、身體又は財産に害を加ふべき犯罪を煽動したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

第七條 第四條の罪を犯さしむることを目的として金品を供與しもしくはその他の方法をもつて便宜を與へたる者又は情を知りて供與し若しくは便宜をうけたる者は五年以下の懲役に處す

第八條 私有財産制度を否認することを目的として結社を組織したる者又は情を知りて結社に加入したる者若しくは結社の目的遂行のためにする行爲をなしたる者は十年以下の懲役又は禁錮に處す

第九條 前條の目的を以てその目的たる事項の實行に關し協議をなし又はその目的たる事項の實行を煽動したる者は五年以下の懲役又は禁錮に處す

第十條 第八條の目的を以て騷擾、暴行その他生命身體又は財産に害を加ふべき犯罪を煽動したる者は七年以下の懲役又は禁錮に處す

第十一條 前三條の罪を犯さしむることを目的として金品を供與しもしくはその他の方法を以て便宜を與へたる者又は情を知りて供與若しくは便宜を受けたる者は三年以下の懲役又は禁錮に處す
第十二條 第三條、第四條、及第八條の未遂罪は之を罰す

第十三條 本章の罪を犯したる者自首したる時はその刑を輕減又は免除する。

第四章 保護觀察

第二十二條 本法の罪を犯したる者に對し刑の執行猶豫の言渡ありたる場合又は其の性格年齢及境遇並に犯罪の情況に因り訴追を必要とせざるが爲公訴を提起せざる場合に於て檢事必要ありと認むるときは本人を保護觀察に付することを得、本法の罪を犯し刑に處せられたる者その執行を終り又は假出獄を許されたる場合に於て檢事必要ありと認むる時又同じ

第二十三條 保護觀察は本人を司法保護委員の觀察に付し保護者に引渡し又は寺院、教會、保護團體、病院若しくは適當なる者に委託若しくは送致して之をなす

第二十四條 保護觀察を行ふには本人の更に罪を犯すの危険を防止し且本人をして正業に従事せしむることに留意すべし

第二十五條 司法保護委員及保護觀察に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む

然るに同改正案は上提遲延したるめ審議の遑なく衆議院に於て遂に審議未了の儘葬り去られて了つた。尙同時に上提された不法團結等處罰に關する法律案も同様の運命に陥つたので内務省は司法省と緊密な連絡をとつてこれ等兩法案の對象となる不法行爲に對處することとなり、現行の刑法、爆發物取締規則、暴力行爲等處罰に關する法律等を運用して事態に善處し以て萬全を期する方針を採る事となつた。

二 不法團結等處罰法案の上提

第六十五議會に於て治安維持法改正案が審議され同院を通過せる際、暴力行爲取締に關する制裁法規を速に議會に提出すべしと云ふ希望條件が附せられたが、本法律案はこの希望條項の趣旨に依つて前記改正案と共に今議會に上提されたものである。本法律案は人の生命を害しまたは身體に傷害を加へんがため、相團結してその實行の豫備をなしたるもの、又は治安を紊す目的を以つて此の罪を犯したるものを處罰すべき事をその骨子とし、この犯罪の煽動及びそのシンパをも處罰せんとするもので五條の法規よりなるものである。治維法改正案と共に本年三月八日衆議院に提出されたが之亦審議未了の儘となつた。

三 特高警察網の充實

内務省警保局では共產主義運動の黨中樞機關壊滅後も極左分子の檢舉の手を緩めず、嚴戒を加へて來たが、更に釋放後地下に潜行して黨再建運動に従事しつゝある者多數を算し外廓團體の擴大強化に努めると共に當面の戰術として農民運動に働きかけるなどの實狀にあるので此の種左翼分子の掃滅と豫防警察に重點を置いて明年度豫算に特高警察特別施設費として四十五萬圓を計上し道府縣に思想警察專任の警官を増員して特高警察網の充實を圖り以つて要視察人の嚴重監視と左翼分子の撲滅に遺漏なきを期することとなつた。

四 警察行政刷新の調査機關設置

内務省は社會情勢の變化に對應して警察行政内容の再検討をなし、實狀に即する警察機能の整備改善を實行する必要ありとし、かねて警保局でその具體案を考案中であつたが今回警保局長直屬の綜合的調査機關を設置することに決し、近く右調査機關は活動を開始することに決定した。この新機關は警保局の各課の事務に超越して廣く政治、思想、社會各方面の動向を察知研究し警察行政の根本的刷新と内閣調査局との聯絡を計らんとするものであるが、この陣容は主任事務官三名の下に屬二十名を配し企畫、調査及び庶務の三班をおくこととなり、新機關で決定した重要事項については警保局長として着々とその實現を計ることとなつた。

八月十三日警保局に於て決定したる新機關の構成及び組織大様は左の如くである。

〔企畫係〕 一、所管事務概要 (イ)警察行政各般に亘り新規計畫又は改善刷新を要すべき事項 (ロ)警保局全體として考慮處理すべき重要事項 一、調査事項 (イ)警察教科書の編纂 (ロ)警察官勤務制度の改善 (ハ)教養訓練の改善 (ニ)任用採用制度の改正その他 〔調査係〕 一、所管事務概要 (イ)内外社會情勢特に思想の趨勢、輿論の歸趨、政治乃至社會運動の動向に關する資料の蒐集整理 (ロ)右に關する調査研究 (ハ)右結果の關係方面への配布、一、調査事項 (イ)一般政治問題 (ロ)法律問題 (ハ)左

翼運動 (ニ) 一般經濟問題、社會問題 (ホ) 右翼運動 (ヘ) 國內文化問題及び外國情勢その他。

その他内務省警保局では「機關説」問題以來出版警察上より國體明徴の趣旨を徹底普及せしむるため明年度より圖書檢閱施設を擴張する事に決し圖書檢閱擴張費豫算一萬五千圓を計上せる他「永田事件」勃發の原因が怪文書の横行によるものとなし、此の機に怪文書の徹底的一掃に乗り出す事に決し現行出版法とは別箇に嚴罰主義に基く怪文書取締に關する單行法を制定することとなり警保局は急ぎ原案作製にとりかゝつた。大綱決定次第司法省と打合せの上來議會に提出される筈である。

2 司法省關係

司法省に於ては、共產主義運動に漸く衰退の兆を認め得る今日此の機會を逸せず警察その他の機關を通してこの種「不逞兇惡なる思想運動を撲滅す」べき方針の下に種々新策を構じてゐる。本年は特に今夏開かれたコンミンテルン第七回大會で社會民主主義を擁護する一大左翼網を張る主旨の決議が行はれたので、思想係判檢事の本年度定例會に於ては之に對する取締對策が協議せられた。同例會に於ける法相訓示要旨並に諮問事項は次の通りである。

「我國に於ける共產主義運動は昭和八年を以て最高潮に達し其の

後は衰退の一路を辿つて居る。これは固より取締當局の努力の結果たることは勿論であるが又一面社會情勢の變化が重大なる原因を爲してゐる。併し從來大檢擧の行はれたる後共產主義運動が一時的に衰退し、其の後再び勃興した事例もあり殊に此の際注意を喚起したいことは、最近國際共產黨大會の行はれたことである。同大會は昭和三年に第六回大會が開催せられた後久しく中絶して居つたが本年七月下旬より八月に亘り、モスコウで第七回大會が開催せられ、左翼大結成の新しい活動方針を決定した。日本共產黨代表も之に参加したが此の大會の決議は我國に於ける共產主義運動に對しても大なる影響を與ふることを豫想しなければならぬ。又最近在米共產主義者より我國の共產主義運動者に對し宣傳煽動の文書を送付し又は我船員に對し之を交付した事實もある。此等の事實が我國に於ける共產主義運動に如何なる影響を及ぼすかは充分留意考究する必要がある。」

【諮問事項】 一、國際共產黨第七回大會に於て決議せられたる運動方針に鑑み檢察並に裁判上注意すべき點如何。二、治安維持法違反受刑者の刑務所における處遇及び釋放に關し判事檢事として留意すべき點如何。三、今次の府縣議總選舉の實績に鑑み改正選舉法令の運用上考慮すべき點如何。四、本年五月以降行はれたる所謂暴力團檢擧の實績に鑑み檢察並に裁判上考慮すべき點如何。

次に司法省では思想事犯釋放者の精神的指導並びに生活保護に關して法律制定の必要を認め、これが施行に要する經費を明年度豫算に計上要求したが、大體承認を得る見込がつい

たので本年十一月立案に着手し來議會に提出することになつた。その要綱は全國樞要地の検事局に保護監察所を置いて主として思想事犯に連座し起訴猶豫となりたる者、假釋放の恩典に浴したる者、並びに滿期釋放者の思想動向を監察し併せて思想的煩悶及び生活上の問題に關しても指導保護の機能を發揮せんとするもので、監察の主體は検事に置き保護司は民間から囑託任命する方針である。尙法律案の名稱は思想保護監察法案とする筈である。

3 文部省關係

一 教學刷新評議會の設置

政府は國體明徴對策の一として國體明徴、日本精神の涵養並に發揚の見地から我が國の教育學問を再検討しその刷新方針を樹立するため文部省に教學刷新評議會を設置することに決し、本年十一月四日文部省は左の如き評議會設立の主旨並に評議會要綱を發表した。

評議會の主旨 現下我國における學問、教育の實狀を見るに明治

以來輸入せられたる西洋の思想文化にしていまだ十分咀嚼せられざるものを含み、これが爲めに日本精神の透徹全からざるものあり、近時學問に關する諸種の問題、或は教育に關する改善の要望にしてその主たる理由をこの點に置くもの寡からざるはそのゆゑなしとせざるなり。今これを我國既往の歴史に徴するに外來文

化は常に我國體、日本精神の下に醇化せられ、もつて我國文運の發展に貢獻し來れり。

今や時勢に鑑み眞に國礎を培養し國民を鍊成すべき独自の學問教育の發展を計らんが爲めに多年輸入せられたる西洋の思想文化の弊とするところを芟除すると共にその長とするところを攝取しもつて日本文化の一新に努むるはまさに喫緊の要務といはざるべからず。ここに有力なる學者、教育家、有識者の集りたる教學刷新評議會に於て國體觀念、日本精神を根本として學問教育刷新の方途を議し宏大にして中正なる我國本來の道を闡明し、外來文化攝取の精神を明瞭ならしめ文政上必要なる方針を決定し、もつて我國教學刷新の歩を進めその發展振興をはからんとす。

評議會要綱 教學刷新評議會は文部大臣の諮問に應じて教學の刷新振興に關する重要なる事項を審議す。教學刷新評議會は上記の事項につき文部大臣に建議することを得。教學刷新評議會は會長一人、委員六十人以内を以て組織す。特別の事項を審議する必要ある時は臨時委員を置くことを得。會長は文部大臣これにあたり委員及び臨時委員は文部大臣の奏請により内閣においてこれを命ず。教學刷新評議會に幹事を置く。文部大臣の奏請に依り内閣においてこれを命ず。教學刷新評議會に書記を置く。文部大臣これを命ず。

評議會委員は樞密院、貴族院、政黨、内閣、陸・海軍、文部、司法、内務各省及び官私立大學關係よりそれ／＼選任十一月中旬決定をみた。かくて最初の評議會總會は十二月五日

文部省に於いて開かれた。第一回總會に於て評議員會に諮問された文相の諮問事項は次の如くである。

諮問事項

我國教學の現狀に鑑みその刷新振興を圖るの方策如何。

〔説明〕我國の教學は、教育に關する勅語を奉體し、國體觀念、日本精神を體現するを以てその本旨となす。然るに久しきに亘りて輸入せられたる外來思想の浸潤するところこの本旨の徹底において未だ十分ならざるものあり、ここに更めて我國教學の現狀を検討し、克く本末を正し、醇化攝取の實を擧げ以て大にその刷新と發展とを圖るは、刻下緊切の要務なりとす。即ち本諮問案を提出して、審議を求むるゆゑなり。

二 高等學校入學規定の改正

從來高等學校は生徒にして自發的退學したものは一年以内に再入學を志願した場合は詮衡の上入學を認めてゐた。その外思想關係等で放校處分になつたものは再入學を認めてゐなかつたが、本年度高校長會議で改悛の情顯著な者は再入學を許可しても差支へなしと一決し、その期間は學籍を失ひたる時より一年以内にては餘り短きに過ぎるのでこれを二年に延長することを申合せた。その結果文部省では高等學校規則中左記の通り改正し九月三日之を公布した。

第四十七條 高等學校生徒にして學籍を失ひたる者その學籍を失ひたる時より二年以内に再入學を志願したる時は詮衡の上當該學

年又は翌學年の學年始めより三十日以内に於て同一學年以下の學年に限り入學を許可することを得、附則本會は公布の日よりこれを施行す。

第一篇 國家主義的運動

昭和六年九月の滿洲事變を契機として一時に飛躍的發展をなした國家主義運動も、翌年の五・一五事件以後漸次後退し更に昭和八年八月の神兵隊事件を最後として、各團體は一步退却して思想的清算、陣容の再編成を餘儀なくされ、その過程において幾多分裂、内紛に終始して來た。かかる混亂狀態は九年に入つても依然繼續され、日本國家社會黨準備會は新黨樹立に先立つて分裂、大日本國家社會黨、勤勞日本黨の二派對立となり、青年日本同盟も亦分裂して、脱退派は正氣俱樂部を結成した。他方、下中彌三郎氏を中心とする維新會創設され、また昭和神聖會と生産黨、明倫會、皇道會の提携も行はれたものの如くであるが、殆んど影響力をもつには至らなかつた。

本年においてもかかる傾向はそのまま持越された。即ち新日本國民同盟の内紛、大本教不敬事件による昭和神聖會の壊滅、大日本國家社會黨、勤勞日本黨の不振等々。しかもかか

る運動の不振とこれが打開についてはひとしく痛感されつつあつたが、遂に二月、神武會は「改造運動の再検討」を提議して自ら解散を聲明し、更に之に續いて三月、國民協會は政治的進出を目ざして改組を宣言し、運動方針の再批判に當面しつつある國家主義陣營に大きな波紋を投ずるに至つた。その結果、一方に議會進出を以て國民的運動にまで發展せしめんとする國民協會をはじめ明倫會、皇道會、愛國政治同盟等の大衆的政黨論の一派と、これを以て「金融フアツシヨ的、公武合體的傾向」として神武會の提唱をそのまま繼承する青年分子の主張「前衛的中核組織論」に則つて結成された北斗俱樂部及び之を支持する維新會、核心社一派との二つの傾向が登場してきた。

更に戦線統一運動についても、かつては中心的な問題となり、統一的主體も結成されたが今日では殆んど無活動に近く僅かに政治戦線の統一を目ざして八月會が結成されたことと一部の青年分子の間にその聲を聞くに止まる。尤も労働組合戦線においては、九月日本労働組合會議を脱した總聯合を中心に「愛國労働組合」統一の機運が擦頭しつつあるかの如くである。

次に外部的運動にあつては、第六十七議會において美濃部博士の天皇機關説問題起るや、不振に悩みつたあつた國家主義陣營では絶好の政治的闘争テーマとして之を採り上げ、軍

部・郷軍と呼應して、殆んど全部が之に参加し、天皇機關説排撃、國體明徴の運動も遂には自由主義的思想に對する闘争にまで轉化したかの如くであつた。

其の他主なる活動としては、伊エ紛争によるエチオピア救援運動、北支自治の應援、眞崎大將更迭をめぐる軍部呼應の活動、臺灣自治制問題、不法黨與處罰法案反對、軍部パンフレット支持運動、床次遞相の五十萬元事件、改造斷行上奏請願運動、謂ゆる暴力團檢舉事件、府縣會選舉闘争等であつた。次に本年における各團體の動きを概観しよう。

1 天皇機關説排撃運動と國體明徴問題

愛國諸團體がその沈滞を破つて最も活潑な活動を示したのは、第六十七議會における天皇機關説排撃とこれに伴ふ國體明徴問題に關してであつた。二月十八日、貴族院において菊池武夫男(公正)が、美濃部達吉博士の憲法學説がわが國體と相客れざる點を指摘し、「叛逆思想・謀反人・學匪」と斷言した。ゆめに、同二十五日美濃部達吉博士は、一身上の辯明として自己の憲法學説の要領を論述し、菊池武夫男の質問に對し堂々反駁し天皇機關説についての所信を披瀝したことに端を發した。同二十八日衆議院議員江藤源九郎氏は、天皇機關説の故を以て美濃部博士を不敬罪にて東京地方裁判所へ告發し、同日同博士の學説に關し貴衆兩院議員有志は天皇機關説排撃の

徹底的糺明を申合はした。これと共に院外における同趣旨の運動は白熱化し政友會の一部はまたこれを問題として政府に迫り、三月二十日遂に貴族院において「政教刷新建議案」を、二十三日には「國體明徴決議案」を、何れも滿場一致にて可決するに至つた。

この點に關する美濃部博士の學説は數十年來、特に重大なる反對運動は起されてゐなかつたが、本年に至つて急激に排撃運動が盛んになつたのは、滿洲事變以來勃興した日本主義運動の必然的結果と觀るべきであらう。しかもこれは愛國團體にとつて名分の立つ恰好の問題であり、政友會さへ倒閣運動の有力なる武器としてこれを取上げたから、國體明徴運動となつて全國的に擴大した。愛國諸團體は、先づ反國體的思想撃滅、美濃部博士の司法および行政處分、岡田首相の引責辭職を掲げて全國的に運動を開始した。三月八日には日比谷東洋軒に頭山滿、菊池武夫、四王天中將、五百木良三、葛生能久、岩田愛之助、入江種矩、橋本徹馬諸氏を中心に三百餘名の發起によつて「機關説撲滅同盟」を結成し、次で十九日上野精養軒において機關説撲滅有志大會を開催し、宣言決議を滿場一致にて可決し、實行委員をして之を首相、内相文相、陸海兩相に手交せしめた。

機關説撲滅有志大會宣言 上に萬世一系の天皇を載き萬民その治を仰ぎて無窮なるは是れ我國體なり。天皇機關説は西洋の民主

思想を以て我が神聖なる欽定憲法を曲解し國體の本義を攪亂するものにして兇逆不道斷じて許すべからず。此の邪説を正さずして何の國民精神の作興ぞや。吾人は茲に國體の本義を明徴にし億兆一心誓つて此の兇逆なる邪説の撲滅を期す。

決議 一、政府は天皇機關説の發表を即時禁止すべし。二、政府は美濃部達吉及び其の一派を一切の公職より去らしめ自決を促すべし。

國家主義諸團體の中、最右翼として純粹國粹主義を標榜する國體擁護聯合會は、以前より美濃部・末弘兩博士の學説を排撃してゐたが、三月六日に「兇逆思想の掃討と國本の防護」なるパンフレットを發表し、同日、天皇機關説排撃の聲明書を公けにし、更に東京青山會館に總會を開き、美濃部學説の徹底的撲滅運動の方針を決定し、宣言・決議をば、實行委員をして即日各大臣に手交せしめた。三月十日には、青年日本同盟「國民協會」へ改組し、(會長赤松克麿氏)全代會議において美濃部思想糺弾を決議し、同日、新日本國民同盟は天皇機關説排撃を聲明した。翌十一日、勤勞日本黨も機關説撲滅の聲明書を發表した。

勤勞日本黨の聲明書 美濃部博士の天皇機關説は歐米の學説に追隨し、我國三千年の歴史を無視したる非道の論述にして吾人の斷じて採らざる所なり。我黨は美濃部博士が一學究として最高學府内に於て其所説を論述せる過去に於ては學説として暫く寛容の態度を採りたるも博士が己に學究としての地位を離れ貴族院議員

として其態度を表明せる以上非國民として之を糺彈するに吝ならず。茲に我黨の態度を表明し敢て博士の處決を促すものなり。右聲明す。

十二日には更に政友會の山本悌次郎氏が衆議院において美濃部學説を攻撃すると共に、大日本生産黨、皇道會、何れも天皇機關説排撃を決議し、國社黨其の他在名古屋愛國團體は市民大會を開き天皇機關説排撃を決議した。勿論政府も國體明徴に反對すべき筋合のものでないから、三月十五日には天皇機關説の處置は成るべく速に行ふ旨首相が言明し、翌十六日に林陸相も同意味の言明をした。同日在郷軍人會は機關説排撃の決議文を陸海相に提出し、國民協會は「美濃部思想絶滅」署名運動展開を指令した。

三月二十九日閣議席上、林陸相・大角海相は美濃部學説問題の處置促進を希望し、四月九日に至り内務省は美濃部博士の「逐條憲法精義」憲法撮要「日本憲法の基本主義」の三著を發禁に、他二書に改訂を命じたが、政府の態度を不徹底とし愛國團體の運動は却て激化し、また陸海兩相の硬論によつて閣内も一時危殆に瀕した。四月滿洲國皇帝の御渡來により暫く鳴りを靜めてゐたかに見えたが、御退朝と共に再燃し、四月二十三日陸軍は在郷軍人會の名で「大日本帝國憲法の解釋に關する見解」なるパンフレットを配布し機關説を排撃した。

四月十七日、機關説撲滅同盟では永田町の黑龍會事務所にて世話人會を開き、協議の結果、同盟代表者は司法首腦部を歴訪し、美濃部博士起訴處分を要請し、更にこれと呼應して政教社、建國會、洗心莊、地湧日本社、勤王聯盟、明德會、國士會等合計十三團體でも各一名の代表者を挙げ、首相、陸相、内相、文相を訪問し、中三名は陸相に會見し美濃部博士の起訴處分を要請した。又昭和神聖會も十日付にて「反國體學説徹底排撃」の聲明書を發した。六月一日に軍人將校、貴衆兩院議員、學界有志、法曹家有志、國體擁護聯盟會等右翼國家主義各種團體は「國體明徴達成聯盟」を結成し、天皇機關説問題の解決は現内閣の打倒が先決なりとの態度を表明し、七月九日に「國體明徴・内閣彈劾有志大會」を開催し、同日明倫會は國體明徴徹底を首相に勸告することにした。八月三日政府は遂に國體明徴に關する聲明書を發表するに至つたが中に曰く「……大日本帝國統治の大權は儼として天皇に存すること明なり、若し夫れ統治權が天皇に存せずして天皇は之を行使する爲の機關なりとなすが如きは、是れ萬邦無比なる我が團體の本義を愆るものなり。近時憲法學説を繞り國體の本義に關聯して兎角の議論を見るに至れるは寔に遺憾に堪へず、政府は愈々國體の明徴に力を致し其の精華を發揚せんことを期す、乃ち茲に意の在る所を述べて廣く各方面の協力を希望す」と述べ、尙ほ岡田首相は聲明發表後一木樞府議長の

問題に關し同氏の身上に影響の及ぶが如きこと斷じてなしと言明した。しかし愛國團體よりの追撃は尙ほ止まず、一木樞府議長、金森法制局長官の引責辭職、機關說信奉者の一掃その他機關說の徹底的排撃を主張し、岡田首相の桂冠をさへ要望するに至つた。

八月四日、大日本生産黨は政府の聲明を以て満足せず、進んで天皇機關說撲滅の實行運動に邁進すべきことを聲明し、十三日に黨幹部會を開き、その結果、岡田首相及び一木樞相金森法制局長官に辭職勸告書を手交した。同十四日には菊池武夫男等の憲法學說再檢討會は、機關說支持(?)の金森法制局長官を告發し、更に、生産黨は關東、關西兩本部相呼應して機關說撲滅徹底、岡田内閣打倒の大演說會及び國民大會を開催した。

八月五日、政府は國體明徴徹底のため實行中の諸對策を發表したが、同日明倫會は國體明徴徹底につき聲明書を發表し七日には國體明徴達成聯盟世話人會は政府の對國體明徴聲明に當つて、今後は更に政府の誠意監視を申合はした。

九月十七日に至り金森法制局長官に對する憲法學說告發事件は不起訴と決定し、十八日には美濃部博士は起訴猶豫處分と決定したので、愛國團體はこれに満足せず、十一月二十日に大阪市に於いて、關西地方の愛國團體を網羅せる協議會を開き、終了後、岡田内閣打倒の國民大會を開催し、左記宣言

及び決議を可決した。

宣言 岡田現内閣は天皇機關說に關し再度天下に聲明を發せり。然もその聲明は吾等臣下の要望に添はざる所多く、極めて優柔不斷にして該說信奉者への處分と雖も何等施す處なく到底國體明徴を期し得ず。如斯内閣の存在は我金甌無缺の皇統の尊嚴を侵し奉り延ては皇國日本の無窮の發展を阻害するものと確信す。故に吾人は現内閣の無責任と無能とを糺彈し以て即時總辭職を要望せんと茲に國民大會を開催し吾等が總意を明示す。

決議 現内閣は國體明徴達成に關し何等其の誠意を有せず、如斯は將に我が國體を破壊せんとするものにして、其の罪たるや萬死に償す。政府は宜しく罪を闕下に乞ひ即時總辭職をなすべし。

他方、明倫會は、天皇機關說問題が重大化すると共に、二月二十七日明倫會本部に於て緊急理事會を開催し、之が對策協議を重ね、同學說が國體の尊嚴を冒瀆するものなるが故に斷乎排撃する決議を政府當局、貴族院議長、其の他重臣、關係方面に手交し、斷然たる處置を要望した。四月に處つて總裁田中國重大將は自ら陣頭に立ち、大阪、岡山、福岡、鹿兒島都城等の大會に出席し、四月二十一日には明倫會第二會大會を日比谷公園市政講堂に於て開催し、宣言として「彼の天皇機關說の如き我國本を紊り建軍の本義を破壊せんとするに拘らず政府當局の優柔なる、斯る邪說に對して斷乎たる處置を講じ能はざるは吾人の憂慮措く能はざる所なり」と發表し、

決議の第一に、「日本精神の振興擴充に努め、國體の尊嚴を冒瀆する異端逆説の剿滅を期す」と可決した。

八月五日政府の聲明に對して、明倫會も亦聲明書を發表し更に政府の斷乎たる處置を要望した。聲明に曰く

〔前略〕將來此の政府聲明の實績を擧ぐるため政府の斷乎たる具體策即ち司法及び行政權の發動並に國體明徴に關する國民教育の徹底的刷新を觀ない限りは政府の折角の聲明も亦一種の畫餅に等しく從來機關説に絡まれる禍根を一掃することは到底望み難いと信じ吾人は引續き嚴重政府を監視し極力國體明徴の徹底を期さねばならぬ。若し夫れ從來國體の本義を愆る邪説を主張し、或は著者を刊行せる者に對しては其閱歴地位の如何を問はず容赦なく司法及び行政處分に付すべきであつて徒らに其人の身分や主張の年月の先後に捉はれて取捨すべき限りのものでない。〕

次で九月二十三日には機關誌「明倫」に左の如き聲明を發表した。

聲明 司法當局は九月十八日美濃部氏を起訴猶豫の處分に付せり。其理由とする所は同氏の機關説及詔勅批判を可能とする言説は、夫れ夫れ出版法第七條及同廿六條に牴觸し、有罪に相當するも刑事訴訟法第二百七十九條に依り情狀を酌量して起訴猶豫となすを至當と認めたるに依るものなり。然るに情狀酌量の主な理由たる美濃部氏の心境の變化は、同氏が貴族院議員辭表提出直後、新聞紙を通じて其心境を率直に吐露せる聲明の發表に依りて全然打ち消され、爲めに情狀酌量の主なる理由は根底より覆さ

るゝに至れり。

是に於て天下の正論は期せずして宛然鼎の沸くが如く聳々たるに至れるを以て、政府當局を始め當面の司民當局は愕然色を失ひ周章狼狽其極に達し、倉皇其善後策を調じたる結果、政府は其處置を一切司法大臣に一任するに決したり。爾來同大臣と美濃部氏との間に私的交渉を重ね、遂に九月一日に至り同大臣は法相談として「美濃部氏より自己の心情に就て過般檢事局に對し又書面を以て司法大臣に對し申述べたる處と何ら變化なく、去る十八日新聞紙上に掲載せられたる自己の談話は眞意に副はざるものあるを以て取消し度し」との書面を受領せる旨を新聞紙に發表せるも是れ全く個人たる美濃部氏と司法大臣との私的交渉に過ぎざるを以て兩者の間に如何なる折衝問答が交換せられ、其結果如何なる聲明が發表せらるゝも敢て吾人國民の關知する所にあらざるなり。今に至つて美濃部氏をして如何なる聲明を反覆せしむるも、吾人國民は之を一種の芝居狂言視する以外には何人と雖も之を信用する者にあらざるを以て、斯る國民を離弄する兒戲的策謀は益々國法の威信を損し、國民の反感を買ひ、政府及司法當局の信用を失墜するに過ぎざるに鑑み大に反省する所なかるべからざるなり。事茲に至つては美濃部氏に不當起訴猶豫處分を上申したる責任者の檢事總長及起訴猶豫處分に最後の決裁を與へたる司法大臣は、此際宜しく其重大なる責任を負ひ、自決して上は陛下に對し奉り、下は國民に向つて其罪を謝する所なかるべからざるなり。更に十月廿二日の聲明左の如し。

聲明 國體明徴に關し十月十五日岡田内閣の發したる第二次聲明は遂に統治權の主體が 天皇にましますこと及天皇機關説が神聖なる我國體に悖り其本義を愆るの甚しきものにして嚴に之を芟除せざるべからざることを述べ以て曩の第一聲明に對し釀成せられたる疑惑を解き國體の本義闡明に關し一步を進めたるものと認むるも尙 天皇及國家の二元主權説及國家法人論等 天皇機關説に類する各種民主的邪説に存在の餘地を残せるは不徹底にして吾人の頗る遺憾とする所なり。特に議會中心主義又は政黨政治と稱し若くは政黨に依る政權の獨占を以て憲政常道と主張するが如きは全く 天皇機關説と等しく畏くも 天皇の大權を制限し或は「君臨すれども統治せず」なる民主主義思想に立脚し「外國の事例學説を援いて」一筋に之を我國に移植したるものにして神聖なる我君主國體の本義を愆ること之より甚しきはなきに拘らず國民の多くが未だ敢て之を咎めんとせず政府の聲明も亦之に觸るゝ所なきは眞に怪訝に堪へざる所なり。抑も國體明徴は單に根本主義の闡明のみに依て其目的を達成せらるべきにあらず、此根本主義を「政教其他百般の事項」に適用して之を現實化せしむることに依て始めて「其實績を收め」得べきなり、例へば機關説信奉者の一掃の如き、國體の本義を基とする文教の刷新の如き、或は政黨の跋扈跳梁を彈壓して 天皇政治の振張を期するが如き是なり、岡田内閣は今次の聲明に於て「政府は右の信念に基き……國體觀念を愈々明徴ならしめ其實績を收むる爲全幅の力を效さんことを期す」と其決意を發表したる以上、當然是等諸施設を徹底的に實行すべきを

第五部第二篇 國家主義的運動

公約したるものなりと雖も果して其任に堪ふるや否や、毎に曖昧姑息輿論に強要せられて不本意から一步一步今日に至りたる政府從來の態度に徴して本問題解決の誠意と實力とを疑はしむるもの甚だ大なり。かかる神聖なる重大問題の前には一、二内閣の存否の如きは固より頓着するに足らざるを以て、吾人は飽迄目的の貫徹に向て邁進せんことを期す。右聲明す

天皇機關説排撃、國體明徴運動は、本年度における愛國諸團體にとつて最も良き活動への手懸であり、從來、國家主義運動が、その思想、指導精神、運動方針等によつて分立して居つたものを、この問題を契機として俄然愛國陣營は步調を整へ活動の方向を同じくした。殊に八月二十七日における帝國在郷軍人會全國大會は、天皇機關説排撃の強硬なる決意を宣明したるがため、愛國諸團體はその主張と響を並べ政府、陸海兩相、司法當局に聲明並に決議を手交し、檄文を發行して全國的に氣勢を煽るべく努力した。中部、近畿、九州の各地方においては機關説排撃、國體明徴の問題を中心に國民大會の名を以て會合し、ために愛國諸團體は各地の共同戰線の形態を採るに至り、必然的に、それは愛國團體の戰線統一運動にまで進展したのであるが、それは本年における愛國團體運動の一つの特質と云ふことができる。

2 神武會解散

大川周明氏を盟主とする神武會は、昭和七年二月十一日の紀元節を卜して、昭和維新國民運動の母體として結成された大衆團體であるが、同會は滿洲事變を契機として簇生した愛國團體中、最も果敢な闘争を續け、資金、人的要素、軍部關係等において有利の立場にあつたことよりして全國的に組織を擴大しつゝあつた。しかし同年五・一五事件の勃發に際し大川會頭が之に聯座して拘引されたことよりして、會の活動は俄然消極的、退嬰的立場を採るに至つた。昭和九年における神武會の活動は、維新懇話會への參加と活躍、滿洲國即時承認、國民生活窮乏打開國民大會の開催、司法省赤化問題、明糖問題等に關してとあつたが、特に大川會頭釋放闘争は九年度の主要闘争であつた。九年十一月に大川會頭釋放されるに及び、本年度に入つて神武會解散の噂が傳へられた。一月十日、神武會は、先づ大川會頭釋放闘争は、「目的を完全に遂行した」ことをよりして一ト先づ釋放闘争を打ち切ることを聲明した。——その聲明左の如し。

昭和九年二月三日、五・一五民間裁判に於て裁判長神垣秀六氏のなせる判決は、其不法不適正なる點に於て前古無類、一部特權階級の醜怪なる傀儡と墮せるのみならず、神聖無比の國體を危くも二元的法治國家にまで導き去らうとした。勃然として湧き起つた國民的義憤は、忽ち澎湃として世を壓し、激流となり奔馬と化した結果は遂に四月三日全國代表者會議に於て、控訴審下に於け

る會頭釋放闘争の可決を見るに至つた。然も會頭釋放闘争は斷じて小乘的闘争ではなかつた。此の闘争を通じて戦ふ所、必ず昭和維新の拍車となり、引いて五・一五同志を始め全愛國犠牲者の好轉を期して疑はなかつた。果せる哉、我等の熾烈果敢なる血闘は當局に對して著しき痛棒となり、其言ふ所爲す所悉く正攻的なるがために正面切つての反歴はなし得ず其彈壓する所は甚だ陰險にして卑怯なる方法を講じて來た。「我等の出版物にして唯の一つも發禁ならざりしものはなく我等の動勢は如何なる場合にも之を監視して自由を掣肘し甚だしきは地方同志の上京を途中に擁して故なく是を檢束留置の暴を敢てする等、明朗なる立憲治下に於て凡そ想像なし能はざる事のみであつた。依つて以て齎される精神的苦惱は我等の終生忘れんとして忘れ得ざる所である、斯くの如く當路に大衝動を與へたる控訴審下に於ける會頭釋放闘争も、文字通り臥薪嘗膽の數ヶ月を闘ひ抜いて十一月十二日、其の保釋實現によつて完全に遂行なされた譯である。十一月九日、吉田裁判長によつて下されたる判決は、我等に尙幾多の疑義ありと雖も不法極まる第一審判決を根底より覆へしたる、近來稀に見る英斷を以てせる名判決と目すべきであらう。然しながら是れもとより吉田裁判長高邁不羈なる卓見に俟つもの妙しとしないが、過去一年に垂々とする我等の巖をも徹す程の奮闘、或はまた更に遡つて二年有半に亘る赤誠の反映であつた事云ふまでもない(中略)。そして今やついに見事に目的を貫徹し得た事は只に我等神武會員のみならず廣く天下眞愛の同志の觀喜である。同時にまた、危かりし司法

權の嚴正を既倒に復して「天皇の御名を以て裁く」に耻かしからぬ眞乎の司法官の尙ほ未だ嚴然として存するあるを知るに至つて此處に二重の歡喜を感ずる者である。然してやがて來る大審院公判や全愛國犠牲者の釋放闘争等、尙今後幾多の大問題が残されてはゐるが、今日この歡喜と勝利とを一段階として、我等は此處に嚴肅なる勝鬨を高らかにあげて、一ト先づ會頭釋放闘争を打ち切ることにしたい。

十年二月十一日、神武會結成記念日に、麴町區東洋ビル二階會議室に於て全國代表者會議を開催し、會頭大川周明氏の挨拶があり、神武會の解散の宣言を發表した。解散後は、以前の行地社の精神に還り、思想研究、個人の修養を目的とする方針で進むこととし、神武會幹部の狩野、野竹、金内、松延、宇都宮、片岡、日野月、中島、高橋、齋藤の諸氏が中心となり地方支部とも連繫を採りつゝ進むこととなつた。

神武會解散の辭 昭和七年二月、全國の同志と共に我か神武會を結成して茲に三閱年、一顧して長望すればその間隣時の如く、又十年の長きを覚えしめる。滿洲事變勃發後の澎湃たる日本精神の最高潮時に棹して、我が神武會は昭和維新國民運動の醗酵要素として誕生し、その志す所の大綱を全國民に明かにした。爾來滿洲國の創建と承認、國際聯盟の脱退を實現し帝國六十年の追隨外交を清算して自主外交を確立し、今や軍備平等權の主張を世界に明徴ならしめむとしつゝある。昭和維新外交工作の基礎漸く成り東亞全局の平和を保持して有色民族を桎梏より解放し、皇道を世

界に宣布するの實力は備はらむとして居る。見よ、世界列國の政治的經濟的報復の重壓を突破して躍進しつゝある皇國の雄姿を。儒佛基の三教を吸収して更に西洋文明を最高度に咀嚼し、今やマルクス、レーニン主義を克服して、皇國が東西文化調和の最高峰に立たむとしつゝある。此の莊嚴なる世界史的使命を負擔する日本民族の生命力は無限の發展段階を登高する。維新外交の基礎成れるは實にこの大業の一半を達成したるもの、此の點に關し大川周明先生を會頭に推戴せる我が神武會は昭和史上に不朽の足跡を印するものと信ずる。乍去喜樂の背後に悲憂あり、輝しき神武會の首送に當つて五・一五事件は我等の會頭を奪ひ去つた。爾來長かりし二年有半、全國同志の憂何ぞ深かりし、而も我等は一切の批判を超越して飽迄最後の勝利を確信した。皇天の加護に拍手低頭するの全國同志の果敢なりし會頭釋放の闘争に對しては茲に改めて深き感謝と敬意を捧げる。

×

×

會頭の保釋出所を機として我が神武會は内外の情勢に深刻なる省察を加ふべき秋に際會した。端的に云はむと欲する所のものは滿洲事變五・一五事件後の國民的興奮の間に、國內改造の大事を執行し得ざりし日本國民は退一步して三思すべきであり、凡ての愛國維新運動は顔を洗つて出直すべきである。是れ維新運動の犠牲者に對する我等の責務である。而も我が神武會は大川會頭の思想の指導を中心として結成せられ、大川先生を以て海内無双の大勇者なりと信ずるが故に、會頭の拘束せられ居る今日潔く花と散

り又旋風の如き捲土重來を期したい。昭和七年九月十五日、大川會頭自ら宣する所の「吾等の志」一篇に明瞭なる通り我が神武會は維新國民運動の醗酵要素にして斷じて政黨にあらず、一城一廓に立籠りて政權掌握の白日夢を描くものではない。我等の志は無私無欲維新國民の捨石となり、興矢たるに在る。斯るが故に吾等の出所進退は自由無礙である。要すれば形をなし、要せざれば散ず。是れ悉く時宜に據る諦觀的敗北にあらず。やがて突撃への後方機動である。

X

X

滿洲國の健全なる發達は日滿支三國の經濟聯繫、而して支那の和平を必須條件とする。滿洲事變、五・一五事件以來、國內政黨財閥の横暴專肆少しく緩急を見るが如きも、今日の如き彌縫政策を以てしては國民生活難の諸問題は少しも抜本的に解決せられぬ。鬱勃たる民族の生命力は不等に抑壓されて居る。こゝにくわ心を藏する大嵐は一年後に來るや、將又三年後に來るや、唯天を知るのみ。非常時は駄々として加速度的に深刻化するとも斷じて解消せず、眼前の走馬燈的現象に幻惑して右顧左眄するは勇者のことではない。我等一旦芳盟を契りて昭和維新國民運動を發起せる者離合集散によつて志を二三にするものに非ざる事を誓ふ。内外何れにせよ單一改造國策に維新國民運動に結集し得るの日迄我等は不退轉に沈潜する。而して不斷の魂の鍛鍊は無形有形の連携を濃かにするであらう。茲に我が神武會は大なる矜持と抱負とを以て解散を天下に宣言する。全國の同志幸ひに加餐自重せよ。

神武會解散に當りて、會頭大川周明氏が、二月一日機關紙「日本」に寄せたる一文は左の如し。

花は開き花は落つ。落花と共に任運法爾である。いま神武會は梅花の如く咲き、梅花の如く散る。咲くべくして咲き、散るべくして散る。古語に曰く、梅は霜雪の先、花は猶風雨の後と。神武會の解散は即ち百花燈亂の春に先驅するものである。

神武會解散後、二月十一日神武會静岡支部は地行社を結成し聲明書、綱領、同志心得を發表した。社長狩野敏氏。

地行社綱領 一、維新日本の建設。二、國民的理想の確立。三、精神生活に於ける自由の實現。四、政治生活に於ける平等の實現。五、經濟生活に於ける友愛の實現。六、有色民族の解放。七、世界の道義的統一

同志心得 第一條 正大を以て志を立て事を行ひ信義を嚴守する事金鐵の如くなるべし。第二條 氣を以て相許し小異を胸中に置かず内敬愛をつくして相交はり外一丸以て大義を敢行すべし。第三條 最も仁俠の意氣を鮮かにし、窮迫せる同胞の爲に權力と黄金を壟斷する亡國階級と戦ふべし。第四條 樂しむに國家を以てし憂ふるに國家を以てす、行動はたゞ愛國の至誠を以て一貫すべし。第五條 常に全軍の經綸に従つて動き恣に先驅し又は後退するを許さず。第六條 世界の氣勢に通じ内外の思潮を明かにし大機を逸せず大事に善處する識見と眞勇とあるべし。第七條 生死任運妄りに之を口にすべからず。

則天會の創立 神武會京都支部は三月十日「則天會」を創

立し聲明書を發表し、尙ほ「則天塾」を開設した。西澤季績、城下重雄、直木宏瑞、榊原彌生、日下義宗、山田眞一、水口湧十郎、藤井芳人、辻信夫、東海林智、西尾繁、高橋義人、水上保太郎、丘本喜兵衛、諸氏。則天塾趣意書によれば日本精神の根本的把握のため國史、國學、時事を講義するに在る。尙ほ神武會大阪支部は、行地社に改組され、綱領として、静岡地行社と同一のものを發表した。福井支部においても地方行地社を結成し、將來の飛躍に備へつゝある。

3 北斗俱樂部の結成

神武會の解散は愛國諸團體に多大の打撃を與へたが、昭和維新斷行の主動的地位を占むべき母體の結成が必要なりとせられ、四月に至つて、舊神武會系の青年有志は、六日夜麴町區山下町東洋ビル、ツクバ食堂に參集し「北斗俱樂部」なるものを結成した。舊神武會系の青年有志の外、愛國政治同盟内の一部青年分子、昨夏赤松津久井氏らの青年日本同盟を脱退して正氣俱樂部を結成してゐた青年が之を解體合流し、前衛的中核組織の出現を確信しての過渡的形態と稱し、從來の大衆運動様式を排し、有能にして信賴し得る青年を地域及び團體別の如何を問はず、横斷的に結合し、軍部他力主義や觀念主義を嚴に戒しめ、議會主義的、公武合體的、金融フアッシュヨ化的傾向に挑戦してゐるもので、注目に値する一動向である。

北斗俱樂部趣意書 國民窮乏の聲巷に滿ち、維新斷行の叫び數

年に垂んとするも、愛國運動の陣營は一沫の寂寥を湛へ、今やその出直しを必須、不可避とする情勢に直面するに到つた。即ち滿洲事變直後の國民的興奮の券圍氣の裡に、その飛躍的伸展を期待された所謂愛國團體は、維新の緒動たらんとした五・一五事件前後の歴史的瞬間に應照するに由なく、或は不在の幻想を追ふて他力化し、或は半解の日本精神に捕へられて觀念主義の泥沼に陥り或は不淨の黃白を求めて金融フアッシュヨの軍門に移行し、或は支配階級の觸手に内應して個人的地位の確立に奔命せんとする傾向一部に顯著にして、全國の純眞なる青年同志の隱忍苦闘にも不拘愛國運動は今や運動様式に深刻なる省察を加ふべきの秋に際會するに至つた。我等はかかる現状の打開は先づ全國青年同志の強力なる結合、奮起に俟たねばならぬと共に、更に來るべき維新國民運動の飛躍的發展段階に照應しその推進の主動的役割を演じ得るものは所謂前衛的中核組織を措いて他なしと信ずるものである。北斗俱樂部は、斯る組織の出現を確信しつゝ、一の過渡的形態としてその全國的連絡を促進すべく生れたものである。全國同憂の士の參加、協力を希ふ次第である。

役員 常任幹事(榊原文史郎) 藪本正義、菊池一夫、大川兼一、小黒將永、石井實雄。幹事 奈良部光邦、牧野龍次郎、小松原正一、中村敬一、茂呂靜馬、井崎鐵馬、森勝治、野村泰彦

俱樂部の本質 一、本俱樂部は維新の主動的役割を演ずる第一義的組織として所謂前衛的中核組織を絕對必要なりとする基本的

觀念に立ち、而もその出現を確信するものである。二、本俱樂部は該中核組織の貯水池たらんとするものであり、其の確立に至るまでの過渡的組織である。三、本俱樂部の目的を一言にして盡くせば、維新日本の建設、皇道の世界宣布に献身せんとする青年の養成、研鑽、連結をはかるにある。四、本俱樂部は單一の同志的結合による同人組織であつて、所謂地方組織を單位として之を累積統一したる民主々義的組織でもなく、また少戦の所謂中央的指導機關の統制、拘束下に置かるゝが如き專制的集權組織でもない。

俱樂部の主要運動 一、(一)の俱樂部の本質の一、二、三の各項の達成を運動の基本精神として、左の如き諸點に力を傾注すること。二、皇道主義の研究、把握。三、皇道の對内的徹底のため研究(維新的政策及び維新運動方略の研究)——特に戰略の研究に重きを置くこと。四、皇道の對外宣布のための研究(國際情勢の概觀的把握、對外皇化の順序、方針及び其の對内的關聯の研究等)五、全國青年同志の連絡の強化。六、政治的、經濟的、社會的諸情勢を正確に認識把握するための研究会其他集會の開催。(各地別)情報發行等。

俱樂部の組織様式 一、(一)の四の俱樂部の根本様式に則り、支部又は之に類似の分權的機關を備へた地方的組織様式を排す。二、但し各地の部員は、部員外青年を地區的乃至地域的諸組織(例へば地方的俱樂部、塾、時局研究會、文化的團體等々)に結成し或は既存團體内青年有志との緊密化を計り、以て俱樂部の影響力を擴大強化すべきである。三、俱樂部の主たる組織目標は維新運

動に献身せんとする有能、信頼し得る青年乃至本俱樂部の意義に賛同協力し得る分子に置かるべきである。

4 國民協會の改組

國民協會は昭和八年七月二十三日赤松克麿氏等が日本國家社會黨を脱黨し、實際運動より一步退き、日本精神の國民的浸透を計るべく、倉田百三氏及び神兵隊事件によつて生産黨を脱黨した津久井龍雄氏と共に結成し、雑誌「國民運動」(現在雑誌「維新」に合併)を機關紙として發刊して居つたものである。更に日本精神昂揚を内容とするパンフレットを發刊し或は同目的の演說會を開催し、専ら文化運動を續けた。傍ら青年日本同盟、日本遞信從業員組合(現在遞信從業員聯盟に合同)等を指導しつゝあつたが、客觀的情勢の變化、特に十年度に入つてより秋に行はるべき府縣會總選舉を前に控へて更に政治的活動に進出することになつた。これと共に、從來國民協會の一翼として、前衛的活動を續けてきた青年日本同盟を解消し、廣汎に國民青年隊として活動すべく、茲に政治團體としての「國民協會」を結成した。これは神武會の解散と相俟つて轉換期にある愛國運動に對する一つの示唆を與へるものである。

〔改組の理由〕一、五・一五事件、その他二三のテロリズムも決定的な變革を齎らすことが出來ず、今日の客觀的情勢はむしろ積

極的な國民的實踐運動がより效果的であり、今日既に政治的進出發展をなすべき客觀的情勢に迫られてゐる。二、非常な改革期に際しては青年の昂揚した改革意識のために非合法運動も考へられるが今日の如く國民改造運動が軌道に乗つて來た時は前衛的運動では充分でなく新陳代謝の激しい青年組織は今日の如き運動自體の改革期に臨んでは其の存在性がない。従つて青年日本同盟は改組さるべきである。三、赤松、津久井、倉田の三氏は事實上青年日本同盟の指導者であり、現役として第一線に活動すべき時期に顧問名義で主動的機關となつてゐない。更に前記三氏の精神を慕つて集る者があるが、青年日本同盟では加入不能の事情がある。

四、以上の諸事情を考慮し、本質を清算し之を活用せしめるには青年日本同盟、國民協會を合體せしめ之を強化し幅の廣い深みのある國民運動を展開しなくてはならない。五、從來の愛國團體は一時跳梁した左翼に對抗する反動的のものであつた。斯様なものでは來るべき昭和維新に備へるに不充分であつて愛國團體それ自身が國民軍部等の支持共鳴参加を得なくてはならず、又國民の師表としての人格を持たねば機會が來ても昭和維新の斷行は覺束ない。故に國民代表の機關たるべき留意の下に今後の運動を進める。

〔國民協會創立の趣意〕 建國以來未曾有の重大時局に直面しながら、祖國日本の現狀は混沌として歸する所無き有様である。政治は低調俗惡を極め何等の經綸國策を有せず、全く便々としてその日暮しである。而して國民生活は一部の軍需工業關係方面を除いて、益々不安の度を増し、殊に農村の疲弊困憊は甚しいものが

ある。知識階級は前途に希望を失ひ、卑俗なる功利主義又は不健全なる官能主義に墮し、一般の國民思想も昏迷の濃霧を彷徨してゐる。斯くの如き憂ふべき國家現狀はすべて自由主義を基調とする政治、經濟、教育等の行詰りの結果生じたものであることは明かである。故に此の破局的現狀を打開して正しい眞日本を建築し世界史的なる民族的躍進を達せんがためには一切の自由主義的諸制度を清算し、日本精神に基く全體主義的國家革新を斷行することとは中節なる國民に課せられたる任務であると信ずる。區々たる功利心のため、また卑屈なる妥協意識のため、此の國家の現狀を維持することは斷じて昭和聖代の國民の取るべき態度ではない。今や日本は歴史的轉換期に立つてゐる。この歴史の進行に拍車を掛け一日も早く眞日本の姿を顯現し、高貴なる民族文明を世界に光被することは、日本國民としての心からなる念願でなければならぬ。我々同志は純正なる日本人的自覺に基き、現代國民に與へられたる歴史的使命遂行の戦野に聊かの貢獻を致すべく、茲に國民協會を結成した次第である。現代日本の歴史的段階を正しく認識したる天下の同志諸君に對し、我等と共に聖なる從途に就かれんことを御勵めするものである。

綱領 一、強力國策内閣の樹立 一、公益を基調とする國家統制經濟の確立 三、新世界平和秩序創建を目的とする大亞細亞主義の強行 四、軍備の完全充實 五、日本主義國民文化の創造及び宣揚

本部役員 〔會長〕赤松克麿、〔總務長〕津久井龍雄、〔常任理事〕

〔文化委員長〕倉田百三、〔幹事〕鶴島三郎、石塚幸次郎、伊地知義一、森本耕、會田甚作、濱口一郎、〔國民運動編輯局〕〔主筆〕倉田百三、〔編輯委員〕大木雄三、山村魂、會田甚作、濱口一郎、

5 八月會の結成

滿洲事變を契機として幾多の國家主義諸團體、愛國労働組合が簇出したが、中央部における思想的對立、運動方針の不一致、感情的衝突等によつて、分裂・解散・消滅するものがあつたため、右翼的諸勢力の大合同、乃至戰統一が要望されつゝ、實際においてその達成が困難であつた。今年において議會における天皇機關說排撃と國體明徴問題において共同的闘争題目乃至方向を發見し、更に今秋行はるべき府縣會選舉を控えて右翼諸團體の戰線統一の具體化を必要としたこと及び愛國團體の簇出等による客觀的條件の熟成は、八月に入つて右翼諸團體の間で大同團結への具體的準備工作が行はれた。八月二十六日午前十時より大阪市東區淀屋橋、千秋樓に於て退役陸軍少將村井清規、同志社大學助教授野村重臣、皇國農民同盟吉田賢一の三氏が世話役となつて、第一回の懇談會を開催した。その結果「八月會」を結成することになり左の如き申合をなしたが、結成の意圖は將來の愛國戰線の統一、右翼諸團體の大同團結への産婆役をつとめるために毎月會合を有つことにある。

申し合せ事項 一、八月會を組織して各種の連絡を保つこと

二、毎月會合を開催し、會員相互の親睦をはかること 三、世話人として吉田、村井、野村の三氏を推すこと 四、新加入者は世話人の推薦を受けしものに限る 五、會費は毎月一圓とす 六、事務所は當分の間大阪市北區會根崎北上ノ四二九吉田賢一氏事務所に着くこと

その重なる會員は左の如し。杉村勇次郎（陸軍少將）村井清規（同）金古忠吉（海軍少佐）野村重臣（同志社大學助教授）千家尊建（出雲大社教副總監）大道重次（立山塾頭）山崎常吉（大日本忠孝労働組合）伊藤長光（國社黨名古屋黨務局長）西光萬吉（大日本國社黨）山本龍介（日本産業軍）今井武吉（日本労働組合總聯合）末中勘三郎（同主事）大橋治房（國社黨大阪黨務局長）鶴野久吾（日本産業協働團理事）和田神力男（同幹事）藤岡文六（産業軍）赤崎寅藏（新日本海員組合）那賀源三郎（同）松田喬平（同）今村等（産業軍會長）手島剛毅（新日本國民同盟大阪支部委員長）中川裕（洛北青年同盟）吉田賢一（皇國農民同盟理事長）大谷安治（富山立山塾）橋本利市（大阪工廠）田中佐武郎（三重縣村長）等

その後毎月一回會合し日本主義の立場から國內政治經濟諸問題を討議し、やがては新黨の樹立、及その支持團體としての愛國労働組合の戰線統一をも企圖してゐる。

6 維新青年俱樂部の結成

維新青年俱樂部は在京國家主義團體間の青年分子により、

國家主義運動の「理論的統一」を圖り以て相互の連絡を緊密にせんとする意圖の下に結成されたものである。世話人及び方針次の如し。

〔世話人〕 高橋忠作(新日國同革正會)木島康陽(明倫會)大川兼

一(愛國政治同盟)舟口萬壽(經濟國策研究會)飯島與志雄(日本主義研究所)井崎鐵馬(正氣俱樂部)米持格夫(早大日本主義學會)藤

三雄(青年運動社)金子智一(直心道場)森本耕(國民協會)田邊三郎

(新興科學研究所)藪本正義(北斗俱樂部)庄司理利一(明德會)今里

勝雄(維新戰旗社)永富維徳(同上)永田健三(愛國新聞社)

〔運動方針〕 一、國家改造戰略戰術の樹立 (イ)日本の獨自性乃至特殊性の科學的把握 (ロ)國際的國內的政治經濟情勢の分析

(ハ)改造諸黨派行動の理論的檢討 (ニ)國民運動大衆化のための理論的工作 二、國策體系の建設 (イ)內閣審議會・調査局及一切の資本家的諸政策の曝露的檢討 (ロ)國家的國民的的日常諸政策の批判的研究 (ハ)諸國における新政策の批判的研究 (ニ)新日本の基本的恒久的國策全般の研究樹立 三、日本の科學體系の確立(イ)反動的資本家的諸理論の批判克服 (ロ)新イデオロギイによる全社會機構の再解剖分析 (ハ)社會科學全分野と新理論の展開と確立。

7 大日本生産黨

大日本生産黨は一昨年以來、津久井氏の脱退による黨の分裂、神軍隊事件による多數有力黨員の檢舉等内部的に極めて

不利なる情勢に當面するや昨年初頭先づ新幹部による組織の再建、陣容の確立をすることとなつた。かくて昭和十年を迎へるや黨は當面の鬭争目標は國民運動の全面的發展であるとなし、それがためには軍部中堅層との聯携による軍民一致の態勢の下に昭和維新を戦ふべきであるとしてゐる。

本年度における主要活動を摘記すれば次の如し。

(イ)十年運動方針 一月、本部は「農村政策、經濟非常時打開運動、三國政黨對策、マルキシズム指導下に暗躍する左翼政黨の撲滅、各地小市民層の職業組合の組織」に関する新方針を指令

(ロ)關西地方擴大協議會(三月十二日於大阪中之島公會堂)〔議事〕一、青年部規約改正及確立の件 二、美濃部博士排撃運動の件 三、不法黨與處罰法反對の件 四、第三回愛國勤勞祭をメーデー當日舉行の件 五、八木國際勞働代表派遣反對の件

(ハ)關東地方擴大協議會(四月二日於東京赤坂三會堂)〔議事〕一、美濃部學說排撃促進の件 二、府縣會議員選舉對策の件 三、組織擴大強化に關する件 四、農村對策の件 緊急動議 一、東京市政淨化の件 二、黨の傳統に付黨員に再認識せしむるの件

かくて、九日、生産黨は政府並に美濃部博士に對し機關說排撃の勸告文を提出。

(ニ)第十三回關西本部擴大協議會(七月五日於大阪中之島公會堂)〔議事〕一、臺灣及南洋政策に對する獻策申言の件(文官總督

制反對、南方生命線確保の件其他) 二、神軍隊事件同志物故者慰靈祭に代表派遣の件 三、選舉淨化對策の件 五、國際勞働會議

七六九

代表選出方法改正申言の件 其他

(ホ)關西本部擴大執行委員會(十月二十三日、於中之島公會堂)
〔議事〕一、國際明徵促行監視の件 二、勞働省設置要求の件
三、比島獨立運動援助の件 四、相澤中佐軍法會議公開要求の件、其他

(ヘ)生産黨は美濃部博士の天皇機關説問題が三月、議會において問題化するや、美濃部博士、一木樞府議長に辭職を求め、政府當局に對し屢々抗議を發表すると同時に演説會等をも行つてゐたが、八月四日政府の國體明徵聲明に對し次の如き聲明書を發表した。聲明書「天皇機關説は單に學説として取扱ふべからず。三十年來學界言論會政界の行動は凡て機關説實現に向つて全力を傾けたるものにして美濃部の如き既に大正初年より今日に至る政治歴史の上に嚴然として殘されたる事實問題なり。政府の機關説排斥聲明のみを以て満足すべきにあらず。進んで之れが撲滅實行の運動に猛進せざるべからず。右聲明す。」

(ト)内閣打倒國民大會(十一月二十日於大阪中之島公會堂) 在阪愛國團體の後援の下に、關西本部主催の表記大會は國體明徵問題に關し再聲明を發せる岡田内閣の總辭職を要求する宣言 決議をなし、廿二日政府に手交、同時に「反國體的」日本勞働組合會議、海員組合、社會大衆黨の即時解散をも政府に要求。

其他生産黨本年の活動として擧ぐべきは、伊エ紛争に對するエチオピア支援聲明(七月)比島獨立支持の聲明(九月)であらう。

8 皇 道 會

皇道會は昭和八年四月豫後備在郷軍人を中心とし、平野力三氏の日本農民組合の支持を立て、皇道精神宣揚・既成政黨打破・國家統制經濟の實現を期して兵農一致の政治結社として發足したものであつて、國家主義團體中比較的大衆的基礎をもつものといへよう。

本年における主なる活動を摘記すれば次の如し。

(イ)大本教「昭和神聖會」が昨年來提唱し來れる「改造斷行上奏請願運動」に對し、大日本國家社會黨、日本農民組合等と同様一月廿一日付を以て該運動と無關係なることを通達し、二月更に大々的に反對意見を發表、實行方法の姑息なるもの、愛國運動を攪亂するもの、不純なる手段方法は大衆を惑はすものとして排撃的態度を表明。

(ロ)美濃部博士の天皇機關説問題が國體明徵運動と關聯して國家主義團體間にとりあげられるや、美濃部學説に對する反對の急先鋒と目せられてゐる等々力森藏中將を總裁とする皇道會でも、三月十二日外來の民主主義學説なりとの聲明書を發表して反對を表明。

(ハ)第三回全國大會——皇道會第三回全國大會は四月三日東京市赤坂三會堂に開かる。出席代議員約三百名。可決議案次の如し
一、皇道會方針大綱 一、三月十四日を記念日となすの件 一、中小商工業者の生活擁護に關する件 一、勞働對策確立に關する

件 一、農村對策の徹底を政府に進言するの件 一、東北地方に軍需工業並に飛行場設置の件 「新役員」會長 陸軍少將黒澤主一郎、幹事長 海軍中將山下巍八郎、顧問 陸軍中將等々力森藏他で從來の總裁制廢止さる。

尙大會の可決したる方針大綱次の如し。

方針大綱

一、國體。我が國體の本義は肇國の始より確立不動にして、萬世一系の天皇が統治權の主體であらせらるることは、炳として日月の如く毫末も論議の餘地なきものとす。西洋の民主思想に胚胎する天皇機關説及び其の他苟しくも我國體に反する言説は、其の學説たるを問はず皇國に存在するを許容すべきものにあらず。

一、政治。皇道政治の徹底的實現を期せんがため一に黨利黨略に基いて進退する既成政黨に執着することなく國民の利益奉福を度外視する資本主義財閥に左右せらるることなく確乎たる信念と決然たる英斷とを以て皇道精神を基礎とする國策遂行に邁進する強力なる内閣の出現を望む。既成政黨の蟠きよする議會は之を解散せしむことを希望するも現内閣に議會解散の勇氣なきは遺憾なり。來る可き各選舉に際しては、全力を盡して既成政黨に屬する隨落者の排撃を期す。

一、經濟。資本主義經濟機構の惡弊を是正し以て皇道政治の徹底的實現を期するは國民的要望なり。その確立及び實行に關しては尙一層周密なる調査研究の要ありと認む。東北地方救済及び振

興に關しては應急對策の一端として現金交附を強調したるも當局の容るるところとならざりしを遺憾とす。若し夫れ恒久對策に至りては目下慎重に研究中にあり、各支部よりも之に關する所見を提出せられんことを望む。

一、思想。道徳の振興綱紀の肅正を期せんがためには制度よりも人物に重きを置き、法規よりも精神に力を注ぐの要あり。之が爲めあらゆる機會を捉へて皇道精神の普及徹底に努力せしむことを期す。我が皇道會會員は率先躬行國民の師表たる心得を以て行動せられんことを望む。

一、國防。軍備は着々充實せられつつあるを認むるも裝備改善に至りては列強に比して遙に遜色あるを遺憾とす、就中化學兵器及び防空機關の施設に於て然りとす、海軍々縮問題に關しては、飽迄比率主義を徹廢し一律平等の兵力量を確保する方針を堅持して邁進せむことを望む。

一、外交。對外國策の重點は日滿兩國の一體的提携親善を鞏固ならしむるに在るを認むるが故、日滿ブロックの完成に努力するを緊要とす。北滿鐵道讓渡協定成立は、日滿蘇三國の親交に一礎石を置きたるものとして大に慶賀すべく、之を契機として日蘇間に存する幾多の懸案解決に努力せられんことを望む。若し夫れ日支親善の回復に至りては、好く支那の眞意を確めずして一時的上調子に乗つて輕舉燥急に事を運ぶ如きことあらば却つて悔を千載に胎さんことを畏るるが故慎重の態度を以て外交工作を進められむことを望む。之を要するに我が皇道會は既に隱然たる大勢力を

政界に占むるに至れるを以て、群少の諸問題に執着齷齪することなく、常に國家的大問題に主力を注ぎ、飽迄嚴正執中の態度を堅持し皇道精神に基きて邁進せんと欲す。

(三)府縣會選舉 皇道會は從來議會主義的色彩は濃厚であつたが特に、第三回大會においては「既成政黨に屬する墮落者の排撃」「皇道政治の徹底的實現」のため、議會への積極的進出を決定した。かくして九月の府縣會選舉に當つては、山梨、福岡、岡山等主として日農の組織線に沿ひつつ十二名を立候補せしめ、その中當選三名、次點三名の結果を得た。

9 明 倫 會

昭和七年、五・一五事件を直接の契機として創立したる明倫會は在郷軍人を組織的背景とし産業資本家の支持もえており、創立以來三年を経過したる今日と雖も他の愛國團體にみられるが如き急進的傾向は殆んどなきもののやうである。

本年度における活動次の如し。

(イ)四月二十一日、東京日比谷市政講堂に第二回全國大會開かれ、議事中提出されたる兩緊急動議「日蘭會商促進の件」「會員三倍加運動徹底化に關する件」は同會にとつて極めて切實なる當面の問題であらう。

大會の決議次の如し。

決議 一、日本精神の振興擴充に努め、國體の尊嚴を冒瀆する異端逆説の掃滅を期す。二、強力内閣の成立を促進し綱紀の振

肅教育の刷新選舉及議會政治の革正、地方自治政の淨化向上を期す。三、對外貿易を打開促進すると共に國內の各種經濟的對立を解決し國民生活の安定と國力の充實を期す。四、東洋の安定勢力たる我地位を確立せんが爲め一層積極的の外交を行ひ且日滿の血盟を鞏固にし其の經濟的結合を促進せむことを期す。五、海軍々縮本會議に於て既定方針の貫徹を期し且つ其不成立に對し豫め豫備せむことを期す。

(ロ)天皇機關說問題發生するや、明倫會は逸早く政府の處置を要請、五月「國體明徴運動を徹底せしめよ」のパンフレットを發行、七月政府に對して明確なる聲明と徹底的處置を勸告、同時に支部に對して地方運動激發を指令。八月五日、政府聲明に對し再聲明を發して政府の具體策を要望した。

聲明書 將來此の政府聲明の實績をあぐるため政府の斷乎たる具體策即ち司法及び行政權の發動並に國體明徴に關する國民教育の徹底的刷新を觀ない限りは政府の折角の聲明も亦一種の畫餅に等しく從來機關說に絡まれる禍根を一掃することは到底望み難いと信じ吾人は引續き嚴重政府を監視し極力國體明徴の徹底を期さねばならぬ。若夫れ從來國體の本義を愆る新説を主張し、或は著書を刊行せる者に對しては其閱歷地位の如何を問はず容赦なく司法及び行政處分に付すべきであつて徒らに其人の身分や主張の年月の先後に捉はれて取捨すべき限りのものでない。

尙、九月の府縣會選舉には四名四府縣にて立候補、京都、甲府の兩市にて二名當選。

國家主義的及國粹團體一覽 (本研究所調查)

(國體名)	本部所在地(創立年月)	主張及目的	機關紙	幹部氏名	備考(當該團體發表會員數)
關西皇國勞農協議會	大阪市北區會根崎新地三ノ二九 總聯合大阪聯合會内 (昭二・八・三五)	人民戰線粉碎	ナシ	議長 赤崎寅藏 副議長 吉田賢一 書記長 今井武吉 大橋治房	愛國勞働全國懇話會關西地方勢力及皇國農民同盟其他ニヨリ結成
維新新黨準備會	大阪市北區西堀川町一四 (昭二・六・二〇)	皇道政治ノ確立、資本主義、共產主義、社會民主主義、フアシズム反對	「大阪中央新聞」日刊(準)	幹部 吉田益三(生産黨) 藤田文六(愛國同盟) 手島剛毅(新日同社) 村田龍藏(愛國社)	現存既成愛國團體ノ過半之ニ參加、母體タル愛國團體統一聯盟ハ同時ニ解消ス
二月會	東京市麴町區内幸町内幸ビル (昭二・二)	維新戰線ノ統一	ナシ	世話人 津久井龍雄 陶山篤太郎 鈴木善一 島中雄三 赤松克磨 小池四郎 松谷與太郎 宮崎龍介 其他七名	三月會改稱二・二六事件ヲ契機ニ成立、生産黨、國民協會愛國政治同盟、勤勞日本黨ヲ以ツテ構成
八月會	大阪市北區會根崎上四丁目一九 (昭二・八・二六)	國體本義ノ顯現、純正日本主義ノ闡明	ナシ	世話人 野村重臣 村井清一 吉田賢一	(三〇) 國家主義勞農團體幹部
國民思想研究所	東京市神田區三崎町一ノ七 (昭二・〇・八)	左翼轉向者ノ理論的實質的指導	「轉生」後「國民思想」ト改題、月刊	幹部 難波英夫 門屋藤四郎 村山藤四郎	(二〇〇〇) 全國左翼轉向者
大日本國民同志會	名古屋市南區明治町一ノ二 (昭二・〇・五)	純正維新運動ノ促進	「時局通信」月刊	委員長 住部善藏 書記官長 服部善一	(五、〇〇〇) 主ニ、勞働者農民中小工業者
北斗俱樂部	東京市麴町區内幸町大正ビル (昭二・〇・四)	維新日本建設、皇道ノ世界宣布	部(不定期) 報	中央幹事 兼本市正義、大川兼市、石井實雄、小黑將水外七名	(六〇〇) 主ニ、勞働者、農民學生等青年分子

亞細亞政策研究所
五 東京市京橋區木挽町一ノ一
(昭二〇・三)

大亞細亞政策ノ確立
(所報 其他 不定期)

山本勝之助
別府 俊介 (三五〇)

日の本社
東京市中野區大和町三四〇
(昭二〇・二)

維新精神ノ發揚
「天 晴」

代表 畠山清身

日本精神協會
東京市赤坂區溜池町三會堂
內 (昭八・二)

日本精神ノ宣揚
「日本精神」月刊

會長 菊池武夫
常務理事 森清人 (三、五〇〇)
主ニ智識層

十六日會
東京市荒川區日暮里町三ノ
一四七 (昭九・八)

日本主義團體青年幹部ノ橫斷的連携
會 報

神保孝三郎
柳町虎道、深澤源直、深田吟次郎、森本耕其他

昭和神聖會
東京市四谷區愛住町七六
(昭九・七)

皇道大本主義
「人類愛善新聞」週刊

副統 監 出口 王仁三郎
統 管 內 田 良平
副 統 出口 宇知 磨

維新會
東京市足立區千住元町一四
(昭九・八)

第二維新ノ實現
「維新」月刊

委員長 長 竹本信一
書記 長 市原 壽

天照會
東京市神田區須田町二ノ五
ノ六 (昭九・六)

敬神崇祖
「天照日本」月刊

總理 長 町田經宇
幹事 長 梅坂晶業
主ニ、軍部、敬神家、神職

日本國體研究所
東京市麴町區內幸大阪ビル
(昭九・五)

國體原理ノ學術的研究
ナシ (但不定期 資料刊行)

代表 表 金内良輔

日東義會
東京市日本橋區馬喰町四ノ
八、兩國ビル (昭九・四)

皇道思想ノ宣布
「東京日之出新聞」不定

總裁 長 牧野利德
書記 長 脇坂 務
主トシテ遊使人

維新青年隊
東京市麴町區內幸町幸ビル
(昭九・四)

維新運動ノ先驅的實踐
「日本愛國者新聞」月刊

副隊長 長 佐々木武雄
隊長 長 大川兼一
主ニ勞働者、愛國政治同盟ノ別働隊

勤勞日本黨
東京市神田區元岩井町一五
(昭九・四)

日本主義
「勤勞日本」日刊

總務 長 松谷與二郎
黨務 長 深田吟次郎
(三〇、〇〇〇)
農民勞働者

大日本國家社會黨	東京市芝區今入町和合クラ (昭九・三)	國家社會主義	「國社戰線」月刊 「進め」日刊	黨首 石川準十郎 黨務 別府峻十郎	(一、〇〇〇) 主ニ勤勞層
大日本國家社會主義協會	同右 (昭九・三)	國家社會主義ノ研究 普及	「國家社會主義」 目下休刊	會長 石川準十郎 事務 別府峻十郎	(一、〇〇〇) 主ニインテリ及學生
大學塾	東京市澁谷區代々木大山町 一〇七四 (昭九・三)	思想問題ノ解決 忠孝ノ科學的基礎探 究	ナシ	塾長 皆川治廣 所員 淡徳三郎、西雅 雄、其他	(五〇〇) 主ニ思想犯關係者
愛郷自治聯盟	水戸市新原町愛郷塾 (昭九・三)	農本自治主義	ナシ	總務 橋徳次郎 書記長 齋藤勇齊 大賀治男	(一、二〇〇) 愛郷會ヲ改稱
靖國會	東京市芝區芝公園協調會内 (昭九・三)	神武本義	ナシ	理事 今泉定助 吉津耕次郎 茂田	
興國統盟	東京市澁谷區八幡通二ノ一 五 (昭九・一)	皇道日本主義	「興國運動」其他	代表 鬼塚昌停	主ニ農村青年
新經濟國策研究會	東京市澁谷區千駄ヶ谷四ノ 七七五 (昭八・三)	新經濟國策ノ樹立		大井成元、渡邊 滿太郎、小林順 一郎、松本勇平	任務終了ノ爲解散
新日本同志會	東京市麴町區大手町二ノ二 日清ビル 高廣事務所内 (昭八・三)	現代社會惡ノ根源排 除	「新日本」	理事長 高廣三郎	
南町塾	東京市赤坂區青山南町三ノ 六〇 (昭八・三)	勤皇愛國	「大日本新聞」	塾主 宅野田夫	(二〇〇)
皇道發揚會	東京市小石川區駕籠町二三 七 (昭八・二)	皇道發揚	「皇道發揚」月刊	會長 今泉定助	
皇維會	東京市麻布區本村町一五二 (昭八・二)	日本精神ノ復興	皇維(不定期)	幹事長 大崎嘉一	(五〇〇)

京大清明會
京都市左京區北白川追分町一四五 中河方
(昭八・二〇)

君民一如ノ新日本建設
ナシ
遠藤季夫 木村健一 松岡俊夫

大亞細亞日本青年聯盟
東京市澁橋區百人町二ノ六〇二
(昭八・三)

亞細亞再建
「大亞細亞青年」月刊
顧問 鈴木克己 鈴木克己
(七〇〇) 青年層

國民協會
東京市麴町區內幸町一ノ二 商興ビル
(昭八・七)

日本精神ノ國民的侵透
「國民運動」月刊
文化委員長 赤松克麿 津久井龍雄 倉田百三
主ニ中間層

大亞細亞建設社
東京市麴町區內山下町一ノ一 東洋ビル四階
(昭八・五)

大道維新
「大亞細亞」總務 笠木良明
主ニ在滿日系官吏

皇道會
東京市芝區琴平町二
(昭八・四)

皇道政治ノ徹底
「皇道」月刊
會長 黑澤主一郎 幹事 山下巍 三郎 平野力
主ニ農民在郷兵、支持組合、日本農民組合

日本再建同盟
東京市芝區琴平町二小倉ビル
(昭八・四)

國政革新
ナシ
高岡大輔 高岡末吉
(二、〇〇〇)

新日本建設同盟
東京市下谷區池之端茅町二ノ二〇
(昭八・三)

義勇奉公
飛躍・新建 (不定期)
盟主 笠原幸八 主事 笠原正成
(一、〇〇〇) 主ニ農民及學生

大亞細亞協會
東京市麴町區內幸町大坂ビル
(昭八・三)

アジヤ聯盟結成
「大亞細亞主義」月刊
松井石根、菊池武夫 村川堅固、中谷武世
(一、〇〇〇)

國家主義東亞聯盟
東京市赤坂區青山北町一ノ八
(昭八・二)

赤露防過
ナシ
衰田明喜 香渡信

昭和義塾
東京市麻布區筧筒町一四
(昭八・二)

昭和維新斷行
「稜威」日刊
顧問 五百木良三 表前田芳藏
長野保

殉國會
東京市澁谷區圓山八三
(昭八・二)

盡忠報國
「稜威」日刊
代長 長野保
(二四〇)

大日本農道會	神戸市神戸區下山手通四丁目兵庫縣農會内 (昭八・三)	農本主義	「大日本農道新聞」旬刊	筆頭總務 山脇延吉	(三〇〇、〇〇〇) 主ニ地主、上層自作農ヲ中心トス
九大皇道會	福岡市外箱崎町小學校裏 (昭七・三)	建國精神發揚		吉峯德之助 木下允明	(二〇〇)
愛國革新聯盟	東京市深川區毛利町一〇 (昭七・二)	皇室中心主義	「革新新聞」月刊	顧問 江藤源九郎 會長 伊藤信司	(三、五〇〇) 中産階級工場勞働者
愛國法曹聯盟	東京市麴町區有樂町二ノ四 (昭七・二〇)	日本主義的司法權ノ確立	「愛國新聞」	林逸郎 草野正慶 伊藤清	(三八)
日本中小商工聯盟	東京市麴町區内幸町幸ビル (昭七・〇)	中小商業者ノ相互協力	會報	會長 小池四郎 副會長 萩原兼一郎 主事 大川兼一	(七、五〇〇) 小商人愛國政治同盟支持
大日本進興俱樂部	大阪市西成區長橋通二ノ七 (昭七・九)	皇道主義	「進興大日本」	主盟 佐々木藤松 務 宗川	(約三、〇〇〇) 主ニ農民及製造職人
日滿經濟調查局	東京市澁谷區代々木初臺七一 (昭七・九)	日滿經濟ノ研究	「日滿經濟論壇」月刊	總理事 內田維平 理事 三宮良信	主ニ地方農民及各團體支部大日本愛國青年同盟ヲ改稱
日本國民軍	東京市中野區大和町二七四 (昭七・九)	天皇中心國家主義	「民軍」月刊	委員長 四宮六郎 顧問 大川周明	(二五、〇〇〇) 中小商工業者
明倫會	東京市麴町區丸ノ内海上ビル七階 (昭七・五)	思君愛國天皇政治確立	「明倫」月刊	總理事 田中重 理事 二十三名	在郷軍人ヲ中心トス
新日本國民同盟	東京市四谷區大番町九 (昭七・五)	建國ノ本義ニ基キ搾取ナキ新日本ノ建設	「錦旗國民軍」月刊	委員長 佐々木良一 顧問 笠木禎輔	(五六、〇〇〇) 主ニ農民勞働者
自治農民協議會	東京市目黒區中根町一八四 (昭七・四)	農村自治ノ完成	「農村新聞」休刊	代表者 長野朗	自作農及小作農

大日本護國軍

小倉市富野
(昭七・五)

皇道世界宣布
非皇國思想排除

「皇治評論」

總本部長 久保美喜
參謀長 木本榮
書記長 青島理明
(一三、〇五〇)

日本新進青年聯盟

東京市小石川區武島町一三
(昭七・三)

青年自治

「みほぎ苑」月刊

幹事長 青島理明
(五〇〇)

愛國青年同盟

東京府八王子市千人町一三八
(昭七・二)

大日本主義

「神風」月刊

會長 野口幹

勤皇維新同盟

東京市向島區隅田町一ノ一一九八
(昭七・二)

金融奉還
第二維新實現

ナシ

代表 石渡山達

愛國政治同盟

東京市麴町區內幸町一ノ七幸ビル
(昭七・五)

建國精神ニ基キ搾取
ナキ新日本ノ建設

「維新日本」月刊

委員長 小池四郎
陶山篤太郎
(王〇、〇〇〇)
支持組合ハ日本産
業軍

無名士クラブ

東京市牛込區馬場下町三五
(昭七・九)

日本主義

「無名士新聞」

直原豐四郎
(一五、〇〇〇)

日本國體學會

東京市外武藏野町二
(昭七・六)

國體思想ノ研究普及

「國體學雜誌」

會長 里見宗繼
西田宗繼
國體主義同盟改稱

大民クラブ

東京市芝區芝公園十二號地
(昭六・三)

皇室中心主義

「大民」月刊

花田半助
目下活動休止

國士同盟

東京市目黒區三田一五一
(昭六・三)

亞細亞自治

「東北春秋」

主事長 中川重正

建國精神顯揚會

東京市本郷區根津八重垣町六九
(昭六・二)

建國ノ大精神

「國ノ礎」

會長 二子石官太郎
事務長 香取信一郎

大日本生産黨

東京市麴町區永田町三ノ八
大阪市北區西堀川町一四
(昭六・六)

大日本主義

「大日本生産黨報」月刊

顧問 頭山良平
總裁 內田益三
委員長 吉田益三
(三二〇、〇〇〇)

國防聯盟

東京市中野區本町通六ノ二
(昭六・二)

皇道主義

「國策斷行」

代表 望月義人
(四、〇五〇)

興民會	東京市赤坂區新町三ノ三七 (昭六・四)	敬天愛人愛鄉興民	「興民布告」	會長 長日川堂義門 書記 笹川多門	(五、〇〇〇) 主ニ地方農村青年
鶴鳴莊	東京市芝區今入町五 (昭六・三)	大日本主義	「かくめい」 パンフレット	招建市	會員ハニ滿洲國內 ニアリ
對外同志會	東京市世田ヶ谷區二ノ八二 三 (昭六・三)	對支ソ滿蒙英米對策 樹立		石光眞臣、五百木良三 入江種短、內藤順太郎 其他	(一、〇〇〇)
皇政宣揚會	臺北市落竹町一ノ二 (昭五・二)	皇道主義	ナシ	總裁 鎌田正成 總幹事 山下好太郎	(六〇〇) 主ニ中間層
大日本愛國義團	東京市城東區龜戶町五ノ一 一七 (昭五・二〇・一七)	共產黨撲滅日蓮主義	「愛國義團報」	團長 松岡林藏	(三、〇〇〇)
全日本護國聯盟	小樽市稻穂町東五ノ五 (昭五・〇)	昭和維新ノ完成	「護國日本」月刊	會長 林貞四郎 理事 田澤稔	(一、八〇〇)
新政會	東京市本郷區駒込林町三五 (昭五・三)	政黨政治排擊	「新 政」月刊	會長 神木猶之助 理事 眞繼義太郎	(九〇〇)
洛北青年同盟	京都市左京區高野泉町一八 (昭四・二)	皇道日本主義	「洛青ニュース」 月二回	委員長 中山五郎 書記長 北川祐	(四八〇) 主ニ學生及出身者
大日本昭和聯盟	東京市麴町區內山下町東洋 ビル (昭四・二)	敬神尊皇愛國	「あかるい政治」 月刊	總裁 水野鍊太郎 理事 守屋榮天	(二、〇〇〇) 主ニ知識階級
彌榮會	東京市麴町區九段三ノ四ノ 一 (昭四・六)	君意民心相即不二	「皇道新報」月刊	理事長 白川資七 常務 曾根朝起	(一五、〇〇〇) 主ニ神職、教員
日本青年協會	東京市麻布區新龍土町八 (昭三・三)	尊道愛國	「アカツキ」月刊	總裁 清浦奎吾 會長 宇垣龍吉	(三、〇〇〇) 主ニ農業者
大日本經國聯盟	東京市赤坂區福吉町二 (昭三・二)	皇道主義昭和維新斷 行	「經國新聞」月刊	總裁 一條實孝 理事長 爪生喜三郎	(五、〇〇〇) 中流以上福岡縣最 多數
内外更始クラブ	東京市牛込區原町一ノ四九 (昭三・〇)	皇道主義	「革新時報」月刊	代表 平野小劍	(五〇〇)

大日本錦旗會 東京市澁谷區氷川町三六 (昭三・五) 皇道主義 「錦旗公論」月刊 會長 本多 葵 堂 (三〇、〇〇〇)

祖 國 會 東京市杉並區井荻三ノ一 (昭三・九) 非祖國的ナルモノ一切排除 「祖 國」月刊 北 吟吉、若宮卯之助、武田豐四郎、下位 春吉 (四、五〇〇)

大日本守國會 名古屋市南區熱田旗屋町二九二 (昭三・三) 皇室中心主義 「守 國」月刊 會長 與 吳 鋼 二 (發表せず) 主ニ勤勞者

東亞振興會 東京市麴町區有樂町一ノ一 (昭二・七) 東亞問題研究 總 務 橋 富士松 (三五〇)

錦 旗 會 東京市牛込區喜久井町三四 (昭三・五) 王道主義 「日本思想」月刊 代 表 遠藤友四郎

大日本青年聯盟 東京市赤坂區青山南町二ノ一一 (昭三・二) 維新ノ宏漠顯揚 ナシ 理事長 久保寺 山之輔 (五、〇〇〇) 主ニ實業界

舊 邦 社 東京市麻布區田島町三六 (昭三・二) 天業恢弘思想善導 ナシ 理 事 友 野 直二 外二名 (約二〇、〇〇〇)

大衆國威聯盟 東京市麴町區平河町一ノ五 (昭三・二) 天皇政治獲得 「大衆國威」月刊 總 裁 箕 浦 春 浪 顧問 內田良平 其他

神州護國團 東京府八王子市千人町一三八 (昭三・二) 尙武皇道日本ノ確立 月 報 團 事 長 小野 口 健 幹 (六〇〇)

東亞學藝協會 東京市目黒區自由ヶ丘二六四 (昭三・二) 日本主義 「日本新論」月刊 常 務 木 村 秀 吉 (三、〇〇〇)

明 德 會 東京市赤坂區青山南町三ノ三六 (昭三・三) 皇室中心主義 「明德論壇」月刊 主 幹 塩谷慶一郎 (二、〇〇〇)

天 地 會 東京市芝區田村町櫻田館 (大正・一三) 人生ノ精神化皇國ノ修理固成 「維 新」月刊 會 長 大 和 茂 樹 (一二〇、〇〇〇) 主ニ勞働者、立憲維新黨外八團體合流

愛國同志會	東京市丸ノ内丸ビル六四一區 (大二五・一一)	皇道主義	「愛國」月刊	會長公爵 一條高實 理事長 大島精孝 (五、〇〇〇)
建國會	東京市荒川區三河島町六ノ七五 (大二五・三)	天皇政治確立	「皇道維新」月刊	會長 赤尾敏 (三、〇〇〇) 關東地方中心
金雞學院	東京市小石川區原町一二 (大二五・四)	王道主義	パンフレット (不定期)	院長伯爵 酒井正篤 監 安岡正篤 (二、〇〇〇) 教育者、官僚、其他
國本社	東京市麴町區平河町二ノ二ノ八 (大二五・三)	國本ヲ固クシ國家民族ノ急務ニ赴ク	「國本新聞」月刊	顧問 長平 沼騏一郎 齋藤 實 昭二・六 解散
回天時報社	東京市京橋區銀座四ノ五 (大二五・九)	皇道宣揚一死報國	「回天時報」月刊	社長 長池田 弘信 幹 香渡
東亞聯盟	東京市目黒區上目黒七ノ一二二八 (大二四・五)	アジア民族ノ平和確保		主盟 河野 巳一 (一、六〇〇)
原理日本社	東京市麴町區内幸町一ノ六 商興ビル (大二四・一一)	世界文化單位日本	「原理日本」月刊	三井 樽田 甲之喜 其他 (七〇〇)
大日本殉國會	東京市小石川區音羽町六丁目 (大二四・二)	絕對「忠」	「殉國」會	社 增井潤一郎 (五、〇〇〇)
風雲クラブ	東京市京橋區銀座八ノ八都ビル (大二四・二)	日本主義	「風雲」代	表 千々波 敬太郎 (一三〇)
大日本クラブ	東京市牛込區河田町一九 (大二四・六)	皇道日本主義	ナシ	代表 增田 一稅
明治會	東京市江戸川區一之江町 (大二四・五)	明治天皇ノ盛德渴仰	「大日本」月刊 「明治精神」月刊	會長 田中 智學 (一五、〇〇〇)

第五部 國家主義的及國粹團體一覽

恢弘會

東京市麴町區九段一丁目偕行社内
(大二三・四)

忠君愛國

「恢弘」月刊

副會長 大井成元
會長 筑紫熊七

(一、〇〇〇)
陸海軍將官

大日本護國會

東京市本所區吾妻橋二ノ一
(大二三・三)

尊皇愛國

ナシ

總裁公府 一條實孝
會長 大河原君
理事長 徹

(二〇、〇〇〇)
主ニ農業者

紫雲莊

東京市麴町區內幸町一ノ六
(大二三・三)

財閥膺懲

「紫雲」季刊

代表 橋本徹馬

勤王聯盟

東京市四谷區南寺町四二
(大二三・一)

天皇中心主義

「勤王」月刊

會長 菊池武天

更始一新會

東京市青山南町六ノ八三
(大二三・)

分限尊重、因果理法ヲ忘ル、勿レ

ナシ

角田清彦

大行社

東京市本郷區千駄木町五一
(大二三・三)

天皇中心
新興日本建設

「經濟社會」(不定期)

清水行之助
鈴木勇

洋々會

東京市麻布區霞町二二
宇佐川方
(大二三・六)

忠君愛國

幹事長 百武三郎
海軍大將

(約二三〇)
海軍將官有志

大本文化協會

東京市麴町區富士見町一ノ七
(大二三・九)

東洋文化ノ振興

「大東文化」月刊

副會長 山本悌二郎
學院總長 加藤政之助

大本文化學院ヲ經營

立憲養正會

東京市澁谷區代々木深町一六〇一
(大二三・三)

天皇政治確立

「養正時評」
月二回

總裁 田中喜孝
幹事長 加藤喜孝

(約五〇〇、〇〇〇)
主ニ中小農、商、工業者

國士同盟會

東京市世田ヶ谷區代田二ノ八二二
(大二三・三)

ユダヤ禍芟除

內藤順太郎

大日本報國會

東京市芝區新橋一ノ二
(大二三・)

盡忠報國

「報國評論」月刊

會長 高山公通
幹事長 山本武弘

原理日本軍

東京市澁橋區西大久保二ノ三四五
(大二三・三)

原理日本ノ世界的展
開
赤化

「原理日本」月刊

主盟 鬼倉重次郎

(一一、〇〇〇)

奉化會	東京市麴町區富士見町二ノ一〇〇 (大二〇・二二)	神祖崇拜 盡忠報國國體擁護	「奉化ノ友」月刊	常會 長 佐藤鐵太郎 務 葛生仁三郎 中間層以上 (九〇、〇〇〇)
護皇會	東京市牛込區市ヶ谷富久町一〇五 (大二〇・二〇)	大和民族性發揚	「護皇」月刊	會 長 中山忠次 (五、〇〇〇) 主=商人
新日本協會	東京市世田ヶ谷區代田一ノ七三二 (大二〇・五)	思想善導	「共存」月刊	會 長 山本悌二郎 理事 今井龍三郎 (二、〇〇〇)
國風會	東京市牛込區東五軒町一 (大九・二)	日本主義	「國風時報」 (不定期)	顧問 長 清浦奎吾 上原德彌 (一七、〇〇〇) 主=青年團員及在 鄉軍人
大乘會	東京市小石川區小日向臺町一ノ六三 (大九・三)	大乘佛教ノ眞諦具現	會 長 武田豐四郎 顧問 頭山滿外	會 長 渡邊千冬 顧問 高山通 (一〇〇、〇〇〇)
關東國粹會	東京市麴町區內幸町一ノ六 商興ビル本館 (大八・三)	皇室中心主義	「國粹」	會 長 中安信三郎 顧問 頭山滿外
大日本國粹會總本部	東京市赤坂區新坂町四五 (大八・三)	仁俠奉公血盟	「國粹の日本」	會 長 四宮憲章 軍人關係者多數
皇明會	東京市中野區鷺宮四ノ四八九 (大八・三)	皇道主義	會 長 大內基	保護教化目的團體 (一〇、〇〇〇) 別=滿洲正義團
働く會	東京市深川區平久町一ノ五 (大七・七)	二ノ金主義	ナシ	代表 大內基
大日本正義團	大阪市東淀川區豐崎西通一ノ三四 (大六)	皇室中心全體主義	「正義時報」月刊	主 盟 酒井榮藏 (一〇、〇〇〇)
大日本皇道義會	東京市澁谷區千駄ヶ谷四ノ六五八 (大七・七)	皇道主義	「自力」月刊	會 長 荒木貞夫 石川三郎 (八〇、〇〇〇)

皇民會
東京市赤坂區中ノ町一四
(大五・三)

思想善導
「皇民」月刊
會長 松井茂
事務 岡豐二
(一、三〇〇)
社會教化目的團體

國民精神協會
東京市目黒區東町五四
(大三・九)

國民精神作興
「國民精神」
主事 渡邊小洋
(一〇、〇〇〇)
佛教信者

天長知久團
東京市杉並區高圓寺三ノ三
〇一
(大三・二〇)

明治天皇ノ御威德奉戴
「頂角」月刊
團主 佐藤俊治
(二一、〇〇〇)
主ニ戶主

海軍有終會
東京市芝區榮町一三
(大三・九)

時事問題並思想問題研究
「有終」月刊
理事長 竹下資勇
副理事長 中鳥資男
(二一、八〇〇)
在郷將校

中央乃木會
東京市赤坂區新坂町六三
(大三・六)

乃木大將ノ誠烈顯揚會
會長 阪谷芳郎
(二一〇、〇〇〇)

乃木講
東京市赤坂區新坂町六四
(大四・三)

聖訓力行質素勤儉
「乃木講友」
總取締 井上幾太郎
(六〇、〇〇〇)
主ニ中産階級

皇神道實行團
別府市鶴見朝日大平山麓
(大三・四)

國粹神道ノ復興
「神國日本」
總師 山本彌榮彦
(五〇〇)
主ニ學校教師

修養團
東京市澁谷區千駄ヶ谷四ノ六六八
(明三六・二)

流汗鍛鍊同胞相愛
「向上・愛と汗・白ゆり」月刊
團長 沼田一三郎
幹事 沼田門三
(二〇〇、〇〇〇)
主ニ男女學生、青年團

國教宣明團
東京市世田ヶ谷區代田二ノ一〇五一
(明三六・一)

國教宣明
代表 酒井勝軍
日猶協會アリ

中央報德會
東京市四谷區三光町八
(明三六・一一)

思想善導
「斯民」月刊
理事 一木喜德郎
其他 教化目的團體
(七、五〇〇)

黑龍會
東京市麴町區永田町二ノ八六
(明三六・一)

天皇主義
ナシ
副主 葛內生良
主 幹 田能久平
中産階級

日本力行會
東京市板橋區小竹町二六四
一
(明三六・一)

キリスト教的海外發展
「力行世界」月刊
會長 永田 稔
(一、五〇〇)
各移住地農民

大日本武德會

京都市左京區岡崎西天王町
平安神宮境内
(明三〇、四)

武道獎勵

「武德」月刊

會長男爵 奈良武次

(二八〇、〇〇〇)
主二學生、生徒

日本弘道會

京都市神田區西神田二ノ一
(明九・三)

國民教化

「弘道」月刊

會長伯爵 德川達孝
主 廣江萬次郎

(五、〇〇〇)
主二埼玉千葉地方

〔其他〕

愛國勞兵隊(大阪市浪速區塩草町一一五三 昭七、一二創、幹部 東出信次郎、堂前孫三郎) 日本青年愛國同盟(京都市澁谷區原宿三ノ三一七 昭七、二創、幹部 河田正太其他) 赤誠會(京都市目黒區駒場町八〇四、昭七、一創、主事 栗原勇) 皇民意識研究會(京都市淀橋區下落合 四ノ二一九八、昭七、一〇創、長澤九一郎) 愛國學生聯盟(京都市瀧野川區田端五六五、昭六、九創、福島陸一) 櫻華聯盟(京都市澁谷區穩田 三ノ一九一、昭六、一二創、佐藤阜藏) 皇道振興會(京都市四谷區左門町四、昭六、一〇創、會長 北小路資武) 全國大日本主義同盟(京都市澁谷區常磐松二六、昭六、四創、盟主 松永材) 神道聯盟(京都市下谷區東坂町五〇、昭六、二創、理事長 佐藤清勝) 興國義會(京都市芝區田村町一内田ビル、昭五、一創、松林亮其他) 大日本國輝會(京都市麴町區内幸町一ノ六、昭四、一〇創、會長 肥田琢司) 愛國社(京都市芝區白金臺町一ノ八一、昭三、八創、岩田愛之助) 大日本奉公團(京都市麴町區土手三番町三〇、昭三、九創、蓮井繼太郎) 立憲革新青年黨(京都市日本橋區濱町二ノ八九、昭二、一一創、首頭 佐藤正吾) 東亞聯盟義會(京都市芝區田村町一九田ビル三〇、昭二、一創、入江種短其他) 大統社(千葉縣八幡町、代表 吉田三郎) 立憲大同聯盟(京都市目黒區上目黒九八七、大一四、一〇創、代表 下澤秀夫) 帝大七生社(京都市本郷區臺町三九、大一四、一創、穗積吾一其他) 皇國擁護會(京都市荒川區日暮里町九、大一三、七創、會長 本多輝男) 聖日本學會(京都市澁谷區原宿三ノ二三〇、大一三、一一創、理事長 田尻隼人) 國士會(京都市淺草區千束町二ノ三四、大一〇、九創、主幹 志村吉雄) 愛國青年社(京都市小石川區原町一三、明四三、六創、主幹 岩田直次郎)

國民精神文化研究所

京都市品川區上大崎長者丸
二八四
(昭七・〇)

國民精神文化ノ研究
指導及普及

「國民精神文化」
「國民精神文化」
類輯

所 部長 關屋龍吉

研究部長 紀平正美

研究部長 熊次
文部省直轄共產主義思想對策機關

附 録

昭和十年中に
制定せられたるに

社會問題關係法規

昭和十年中に
制定せられたる
社會問題關係法規
目次

法規一覽(一般・労働・農業・社會事業)……………	一	昭和元年大藏省令第四號專賣局共濟組合規則中改正……………	一〇
社會保險調查官制……………	四	海軍共濟組合規則中改正……………	二
著作權法施行ニ關スル件……………	四	遞信部内職員共濟組合規則ノ特例ニ關スル件……………	一三
青年學校令……………	四	林野現業員共濟組合規則中改正……………	一三
工場法中改正……………	六	警部補、巡查、消防手共濟組合ニ關スル中改正……………	一四
鑛業法中改正……………	六	警察共濟組合規則中改正……………	一四
健康保險法第十條ノ規定ニ依リ職權委任ノ件……………	七	移民保護法施行細則中改正……………	一六
健康保險法第十四條第一項第二號ノ事業指定……………	七	農村工業獎勵規則……………	一六
労働者災害扶助法中改正……………	八	米穀統制法施行令中改正……………	一七
労働者災害扶助責任保險法施行規則中改正……………	九	民事訴訟法中改正……………	一七
労働者災害扶助責任保險料率表追加……………	一〇	家畜保險法施行規則中改正……………	一八
		輸出活動寫眞フィルム取締規則……………	一八

昭和十年中の社會問題關係法規一覽

(×印は法令採録ス)

○一般ニ關スルモノ

八月十五日施行

- 昭和十年國勢調査施行令(勅令第八二號、四・一二)、(勅令第八三號、四・一三)、同上施行細則(閣令第一號、四・一三)、同上地方事務取扱規程(內閣訓令第一號、四・一三)、國勢調査員心得(內閣訓令第二號、四・一三)、同上申告書用紙様式(內閣告示第二號、四・一三)、同上從事員ニ示スベキ申告書記入心得及國勢調査書類手續(四・一三官報彙報)
- 內閣審議會官制(勅令第一一八號、五・一〇)
內閣調查局官制(勅令第一一九號、五・一〇)
選舉法ノ改正ニ伴フ地方制中改正(法律第四四、四五、四六四七號、七・二)
選舉肅正委員會令(勅令第一一〇號、五・七)、六月一日施行
臺灣州制改正(律令第一號、四・一)、市制改正(律令第二號)街庄制改正(律令第三號)、十月一日ヨリ施行、臺灣地方選舉取締規則(府令第一三號、六・三〇)
日本銀行金買入法中改正(法律第四號、三・二五)
政府貸付金處理ニ關スル法律(法律第二五號、三・三〇)
- ×社會保險調查會官制(勅令第二二八號、七・二六)
身元保證ニ關スル法律ヲ臺灣ニ施行スル件(勅令第二五四號、八・一五)
海上ニ於ケル人命ノ安全ノ爲ノ國際條約(條約第五號、七・一)同上關係令(遞信省令第二二號、八・一〇)
×著作權法ノ施行ニ關スル勅令(勅令第一九〇號、七・八)、著作權審查會官制(勅令第一九一號、七・八)、著作權法施行規則中改正(內務省令第四六號、七・九)、著作權法中改正法施行期日ハ七月十五日ヨリ施行
數學刷新評議會官制(勅令第三〇七號、一一・一六)
日本精神作興ニ關スル訓令(文部省訓令第四號一四・一〇)
實業學校規程中改正(文部省令第九號、九・三)
刑事訴訟法中改正(法律第四三號、五・一一)
×青年學校令(勅令第四一號、三・三〇)、青年學校教員養成所令(勅令第四七號、三・三〇)同上關係諸勅令(第四二、四三、四四、四五、四六、四八號)、青年學校規程(文部省令第四號、四・一)、青年學校教員資格規程(文部省令第五

號、四・一)、青年學校教員養成所規程(文部省令第六號、四・一)同上關係諸令(文部省訓令第二號、四・一、勅令第二〇三號、七・一九、勅令第二四九號、八・九、陸軍省令第八號、八・一三、文部省訓令第一九號、八・二一、陸軍省令第二三號、一一・三〇、法律第二二號、三・二九、勅令第三九、四〇號、三・二九、外務省令第七號、六・一一、外務省告示第九九號、一一・九、關東局令第三七號、五・七)

關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ輸入若ハ移入スル出版物取締規則(關東局令第三九號、五・一六)

○勞働問題ニ關スルモノ

×工場法中改正(法律第一九號、三・二九)

×鑛業法中改正(法律第二四號、三・二九)

×健康保險法第十條ノ規定ニ依ル職權委任(內務省令第一號一・九)

×健康保險ノ療養ニツキ大學附屬醫院等ニ關スル件中改正(內務文部省令一・九)

健康保險法施行規則中改正(內務省令第二一九號、五・一)

——廳府縣健康保險出張所設置ノ件

×健康保險法第十四條第一項第二號ノ事業指定(內務省告示第一七八號、四・一)

×勞働者災害扶助法中改正(法律第一八號、三・二九)、同上施行規則中改正(內務省令第四八號、七・三一)

×勞働者災害扶助責任保險法施行令中改正(勅令第二七號、三・二二)、同上施行規則中改正(內務省令第一六號、三・二六)同上保險料率表追加(內務省告示第二〇二號、四・八)汽罐取締令(內務省令第二〇號、四・九)(內務省告示第二〇四號)發電用汽機汽罐取締規則(遞信省令第一四號、五・一)電氣工事人取締規則(遞信省令第三一號、九・三、十月一日ヨリ施行)

現業員ノ共濟組合ニ對スル政府給與金ノ增額ニ關スル件中改正(勅令第一三四號、五・一四)

×專賣局共濟組合規則中改正(大藏省令第三號、三・一九)

×海軍共濟組合規則中改正(海軍省令第一三號、一〇・二八)

×遞信部內職員共濟組合勤續給與金ニ關スル件(遞信省令第一七號、六・三)

×林野現業員共濟組合規則中改正(農林省令第一三號、六一)

×警部補等共濟組合ニ關スル改正(勅令第二四四號、八・一)

警察共濟組合規則中改正(內務省令第五〇號、八・二、十月一日ヨリ施行)、同上事務取扱規程中改正(內務省訓令第一四號、一〇・一)

朝鮮總督府遞信官署現業共濟組合ニ關スル件中改正(勅令第三二〇號、一二・二四)通信手ノ挿入

臺灣總督府交通局鐵道職員共濟組合規則中改正(府令第三號

三・一五)

朝鮮船舶安全令(制令第二號、一・一二)、三月一日ヨリ施行

(府令第一九號)、朝鮮外國船舶安全規則(府令第二二號、

二・二三)、朝鮮船舶設備規程(府令第二二號)

朝鮮船舶職員令中改正(制令第三號、一・一二)

海外拓殖委員會官制(勅令第一五六號、五・三一)

×移民保護法施行細則中改正(外務省令第九號、七・二二)

外國勞働者取締規則(關東局令第五號、三・九)

○農業問題ニ關スルモノ

臨時東北振興事務局設置(勅令第一四一號、五・二四)

經濟更生部參與設置(勅令第一五三號、五・三一)

農地移住獎勵補助規則(朝鮮總督府令第七四號、五・二九)

×農村工業獎勵規則(農林省令執二〇號、八・九)

×米穀統制法施行令中改正(勅令第三〇八號、一一・二六)

米穀生產費調查會規則中改正(一・二七)

民事訴訟法中改正(法律第一五號、三・二七)五月一日ヨリ施行(勅令第九號)

×家畜保險法施行規則中改正(農林省令第六號、四・一五)

不動産融資及損失補償中改正(法律第一六號、三・二七)同上

法第一條ニヨル資金融通ニ關スル規程中改正(大藏省令第

一一號、五・二八)產業組合中央金庫特別融通及損失補償法

中改正(法律第一七號、三・二七)、同上施行規則中改正(農

林省令第一二號、五・二八)

○社會業事ニ關スルモノ

國際衛生條約(條約第九號、一一・二二)

實業教育振興委員會規程(六・一八)

罹災救助基金ノ貯蓄額ニ關スル件(勅令第二〇號、二・一五)

×輸出活動寫眞フキルム取締規則(內務省令第六三號、一〇・

二一)

尼港事變等ニ於ケル被害者ノ救恤ニ關スル件(勅令第一四六

號、五・二八)、(外務省令第五、六號、五・二九)(外務省告

示第三一、三二號、五・二九)

滿洲ニ於ケル死歿者臨時特別賜金賜與規程(海軍省告示第六

號、四・八)

癩療養所職員制中改正(勅令第三〇號、三・二六、勅令第二九

〇號、一〇・四)、國立癩療養所官制中改正(勅令第二八九

號、一〇・四)、外島保養院等ニ關スル國庫補助(勅令第三

六號、三・二九)星塚敬愛園ノ設置(內務省告示第三四二號)

朝鮮癩豫防令(制令第四號、四・二〇)、同上施行規則(府令第

六二號)六月一日ヨリ施行

麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約(條約第四號、六・

一一)

朝鮮麻藥取締令(制令第六號、四・二五)、同上取締令施行規

則(府令第五九號)、九月一日ヨリ施行

社會保險調查官制

(昭和一〇・七・二六)
勅令第七十八號

第一條 社會保險調查會ハ内務大臣ノ監督

ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ社會保險ニ關スル事項ヲ調査審議ス

第二條 調査會ハ會長一人及委員三十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ委員及臨時委員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ

關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル委員ノ任期ハ四年トス但シ特別ノ事由アル

場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス會長事故アルトキハ内務大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代野ス

第五條 調査會ニ幹事ヲ置ク内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 調査會ニ書記ヲ置ク内務大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
勞働保險調査會官制ハ之ヲ廢止ス

著作權法施行ニ關スル件

(昭和一〇・七・八)
勅令第一九〇號

第一條 内務省ニ著作登錄簿ヲ備ヘ著作權

法及之ニ基キテ發スル命令ニ依ル登錄事項ヲ登錄ス

第二條 著作權法第二十二條ノ五第二項ノ規定ニ依リ著作權者トノ協議調ハザル著作物ヲ放送セントスル場合ハ内務大臣ノ

裁定ヲ受クベシ同法第二十七條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ著作物ヲ發行又ハ

興行セントスル場合亦同ジ

第三條 内務大臣第一條ノ登錄ヲ爲シ又ハ前條ノ裁定ヲ爲サントスル場合ニ於テ關係者朝鮮ニ住所ヲ有スルトキハ朝鮮總督

ニ、臺灣ニ住所ヲ有スルトキハ臺灣總督

ニ豫メ協議スベシ

第四條 著作登錄簿ノ種類及様式、登錄手續其ノ他第一條ノ登錄ニ關シ必要ナル事項並ニ第二條ノ裁定ニ關スル手續ハ内務大臣之ヲ定ム

附 則
本令ハ昭和十年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照略〕

青年學校令

(昭和一〇・三・三〇)
勅令第四一號

第一條 青年學校ハ男女青年ニ對シ其ノ心身ヲ鍛鍊シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ國民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス

第二條 北海道府縣、市町村、市町村學校組合、町村學校組合及町村制ヲ施行セザル地域ニ於ケル町村又ハ町村學校組合ニ

準ズベキ公共團體ハ青年學校ヲ設置スルコトヲ得

市町村、學校組合及町村學校組合ハ前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲學區ヲ設クルコトヲ

得

第三條 商工會議所、農會其ノ他之ニ準ズベキ公共團體ハ青年學校ヲ設置スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設置シタル青年學校ハ私立トス

第四條 私人ハ青年學校ヲ設置スルコトヲ得

第五條 青年學校ノ設置廢止ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

青年學校ノ設置廢止ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第六條 青年學校ニ普通科及本科ヲ置ク但シ土地ノ情況ニ依リ普通科又ハ本科ノミヲ置クコトヲ得

青年學校ハ研究科ヲ置クコトヲ得

第七條 普通科ノ教授及訓練期間ハ男子ニ在リテハ五年女子ニ在テハ三年トス但シ土地ノ情況ニ依リ男子ニ在リテハ四年、女子ニ在リテハ二年ト爲スコトヲ得

研究科ノ教授及訓練期間ハ一年以上トス

第八條 普通科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ尋常小學校卒業者又ハ之ニ相當スル素養

アル者トス

本科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ普通科修了者、高等小學校卒業者又ハ之ニ相當スル素養アル者トス

研究科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ本科卒業者又ハ之ニ相當スル素養アル者トス

第九條 普通科ノ教授及訓練科目ハ男子ニ在リテハ修身及公民科、普通學科、職業科並ニ體操科トシ女子ニ在リテハ修身及公民科、普通學科、職業科、家事及裁縫科並ニ體操科トス

本科ノ教授及訓練科目ハ男子ニ在テハ修身及公民科、普通學科、職業科並ニ教練科トシ女子ニ在リテハ修身及公民科、普通學科、家事及裁縫科、職業科、職業科並ニ體操科トス

研究科ノ教授及訓練科目ハ本科ノ教授及訓練科目ニ就キ適宜之ヲ定ムベシ但シ修身及公民科ハ之ヲ缺クコトヲ得ズ

教授及訓練科目ノ程度ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 青年學校ニハ特別ノ事項ヲ修得セシムル爲專修科ヲ置クコトヲ得

第十一條 青年學校ニハ相當員數ノ專任教員ヲ置クベシ

第十二條 青年學校ノ教員ノ資格ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十三條 青年學校ノ設備ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

第十四條 青年學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スルコトヲ得ズ但シ道府縣立ノ學校ニ在テハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 本令ニ依ラザル學校ハ青年學校ト稱スルコトヲ得ズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

青年學校ノ本科ノ教授及訓練期間ハ土地ノ情況ニ依リ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ當分ノ内之ヲ男子ニ在リテハ二年又ハ三年ト爲スコトヲ得

青年學校ノ專任教員ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ在テハ地方長官ノ認可ヲ受ケ當分ノ内之ヲ置カザルコトヲ得

本令施行ノ際現ニ存スル公立ノ實業補習學校及青年訓練所ハ之ヲ本令ニ依リ設置シタ

ル青年學校ト看做ス
前項ノ青年學校ニシテ本令ニ依リ難キモノ
ハ本令施行後六月ヲ限り仍従前ノ實業補習
學校及青年訓練所ノ例ニ依リ教育ヲ爲スコ
トヲ得

工場法中改正

(昭和一〇・三・二九)
法律第一九號

第十五條ノ二 工場主前條ノ規定ニ基キ扶
助ヲ爲シタルトキハ工業主ハ其ノ扶助ノ
價額ノ限度ニ於テ民法ニ依ル損害賠償ノ
責ヲ免ル

工業主及職工ノ出損スル共濟組合勅令ノ
定ムル所ニ依リ工場主ヲシテ扶助ヲ爲ス
ヲ要セザラシム給付ヲ爲シタルトキハ工
業主ハ其ノ價額ノ限度ニ於テ民法ニ依ル
損害賠償ノ責ヲ免ル

第十五條ノ三 第十五條ノ規定ニ基キ扶助
ヲ受クルノ權利ハ二年間之ヲ行ハザルト
キハ時効ニ因リ消滅ス

第十五條ノ四 第十五條ノ規定ニ基キ扶助
ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フ
ルコトヲ得ズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
工場法第十五條ノ規定ニ基キ扶助ヲ受クル
ノ權利ノ時効ニシテ其ノ進行ガ本法施行前
ニ始リタルモノニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル
但シ本法施行ノ日ヨリ起算シ其ノ殘期ガ二
年ヨリ長キトキハ其ノ日ヨリ起算シテ第十
五條ノ三ノ規定ヲ適用ス

〔參 照〕

明治四十年三月二十九日公布法律第四
十條號工場法抄錄

第十五條 工業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依
リ職工カ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又
ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺
族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生
計ヲ維持シタル者ヲ扶助スベシ

鑛業法中改正

(昭和一〇・三・二九)
法律第二〇四號

第八十條ノ次ニ左ノ三條ヲ加フ

第八十條ノ二 鑛業權者前條ノ規定ニ基キ
扶助ヲ爲シタルトキハ鑛業權者ハ其ノ扶
助ノ價額ノ限度ニ於テ民法ニ依ル損害賠

償ノ責ヲ免ル

鑛業權者及鑛夫ノ出損スル共濟組合命令
ノ定ムル所ニ依リ鑛業權者ヲシテ扶助ヲ
爲スヲ要セザラシムル給付ヲ爲シタルト
キハ鑛業權者ハ其ノ給付ノ價額ノ限度ニ
於テ民法ニ依ル損害賠償ノ責ヲ免ル

第八十條ノ三 第八十條ノ規定ニ基キ扶助
ヲ受クルノ權利ハ二年間之ヲ行ハザルト
キハ時効ニ因リ消滅ス

第八十條ノ四 第八十條ノ規定ニ基キ扶助
ヲ受クル權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フル
コトヲ得ズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
鑛業法第八十條ノ規定ニ基キ扶助ヲ受クル
ノ權利ノ時効ニシテ其ノ進行ガ本法施行前
ニ始リタルモノニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル
但シ本法施行ノ日ヨリ起算シテ其ノ殘期ガ
二年ヨリ長キトキハ其ノ日ヨリ起算シテ第
八十條ノ三ノ規定ヲ適用ス

〔參 照〕

明治三十八年三月八日公布法律第四十五
號鑛業法抄錄
第八十條 鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ

依り礦夫ガ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スベシ

健康保險法第十條ノ規定ニ依

リ職權委任ノ件

(昭和一〇・一・九)
(內務省令第一號)

左ニ掲グル職權ヲ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ委任ス

- 一 健康保險法第十四條第一項及第三項並ニ第十九條ノ規定ニ依ル職權(事業ガ二以上ノ道府縣ニ跨ル場合及健康保險組合ノ設立、解散又ハ規約ノ變更ラ件ヲ場合ヲ除ク)
- 二 健康保險法及第三十七條ノ職權中健康保險組合ニ對シ事實ニ關スル報告ヲ爲サシメ事業及財産ノ狀況ヲ検査スル職權及同法第三十八條ノ職權(組合ガ二以上ノ道府縣ニ跨ル場合ヲ除ク)

附 則

本令ハ昭和十年四月一日之ヲ施行ス
健康保險ノ療養ノ給付ヲ爲ス大學附屬醫院ニ關スル勅令施行ニ關スル件中改正

一附錄 社會問題關係法規

(昭和一〇・一・九)
(內務・文部・省令)

第二條第三項ヲ削ル

第三條中「又ハ前條第三項ノ書面」ヲ削ル

第四條中「又ハ健康保險法施行規則第四十

五條第三項ノ書面」ヲ削ル

第五條第一項ヲ左ノ如ク改ム

保險醫ノ療養ヲ受クル被保險者同時ニ病

院ニ就キ療養ヲ受クル必要アルトキ又ハ

病院ノ療養ヲ受クル被保險者同時ニ保險

醫若ハ他ノ病院ニ就キ療養ヲ受クル必要

アルトキハ被保險者證ヲ保管スル保險醫

又ハ病院ニ就キ療養證明書ノ交付ヲ受ク

ルベシ

第六條中「第二條第三項ノ書面」ヲ削ル

第七條 病院被保險者ニ對シ處方箋ヲ交付

スル場合ニ於テハ之ニ左ニ掲グル事項ヲ

記載スベシ

一 被保險者證ノ記號及番號

二 所轄廳府縣名又ハ健康保險組合ノ名

稱

三 使用期間ノ開始及終了年月日

被保險者前項ノ處方箋ニ依リ藥劑ノ支給

ヲ受ケントスルトキハ被保險者ノ指定シタ

ル藥劑師ニ之ヲ提出スベシ

第八條中「及前條第一項」ヲ削ル

附 則

本令ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前ニ處方箋ノ交付ヲ受ケタル被
保險者ハ本令施行後ト雖モ之ニ依リ藥劑
ノ支給ヲ受クルコトヲ妨グズ此ノ場合ニ
於ケル手續ハ從前ノ例ニ依ル

健康保險法第十四條第一項

第二號ノ事業指定

(昭和一〇・四・一)
(內務省告示第一七八號)

- 一 電信、電話、瓦斯又ハ水道ニ關スル工
作物ノ建設、保存、修理又ハ破壊ノ工事
- 二 道路、河川、港灣、鐵道及軌道ニ關ス
ル土木工事
- 三 砂防工事

(昭和一〇・四・一)
(內務省告示第一七九號)

大正十五年十月內務省告示第百五十六號第百
五十七號、昭和元年十二月內務省告示第九號
及昭和四年八月內務省告示第二百七十六號ハ
之ヲ廢止ス(健康保險法第十四條第一項ノ

事業指定ノ告示ナリ)

労働者災害扶助法中改正

(昭和一〇・三・二九)
法律第一八號

第一條 第一項第二條(ロ)ヲ左ノ如ク改ム

(ロ) 鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業又

ハ水道、電氣若ハ瓦斯ノ事業ヲ營ム者

ガ其ノ事業ノ爲ニスル直營工事並ニ此

等ノ事業ニ於ケル使用中ノ工作物(作

業ノ運行ニ直接關係ナキモノヲ除ク)

ニ關スル註文ニ依ル工事

第四條 第一條第一號又ハ第四號ノ事業ガ

專ラ同一ノ註文者ノ註文ニ依リ爲サル

モノナルトキハ其ノ註文者モ亦其ノ事業

ニ付事業主トス船舶ヨリ若ハ船舶ヘノ貨

物ノ積卸ノ作業(動力ニ依リ運轉スル揚

重機ヲ用フルモノニ限ル)ニシテ註文ニ

依リ爲サルルモノ又ハ同項第二號(ロ)ノ

註文ニ依ル工事ニ付テハ其ノ註文者(數

次ノ註文ニ依ル場合ニ於ケル上級註文者

ヲ含ム)モ其ノ註文者ニ依ル作業又ハ工

事ニ關シ亦同ジ

前項ノ註文者ガ扶助ノ請求ヲ受ケタルト

キハ労働者ヲ使用シテ事業ヲ爲ス者ニ對シ、尙數次ノ註文ニ依ル場合ニ於テハ其ノ上級註文者ニ對シテモ先ヅ催告スベキ旨ヲ請求スルコトヲ得前條第三項但書ノ規定ハ此ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四條ノ二 事業主本法ニ基キ扶助ヲ爲シ

タルトキハ事業主ハ其ノ扶助ノ價額ノ限

度ニ於テ民法ニ依ル損害賠償ノ責ヲ免ル

事業主及労働者ノ出損スル共濟組合勅令

ノ定ムル所ニ依リ事業主ヲシテ扶助ヲ爲

スヲ要セザラシムル給付ヲ爲シタルトキ

ハ事業主ハ其ノ給付ノ價額ノ限度ニ於テ

民法ニ依ル損害賠償ノ責ヲ免ル

第四條ノ三 本法ニ基キ扶助ヲ受クルノ權

利ハ二年間之ヲ行ハザルトキハ時効ニ因

リ消滅ス

第四條ノ四 本法ニ基キ扶助ヲ受ルクノ權

利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

労働者災害扶助法ニ基キ扶助ヲ受クルノ權

利ノ時効ニシテ其ノ進行ガ本法施行前ニ始

リタルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル但シ

本法施行ノ日ヨリ起算シ其ノ殘期ガ二年ヨ

リ長キトキハ其ノ日ヨリ起算シテ第四條ノ三ノ規定ヲ適用ス

〔參 照〕

昭和六年四月二日公布 法律第五十四號労働者

災害扶助法抄録

第一條第一項

本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ

之ヲ適用ス

ニ 土木工事又ハ工作物ノ建設、保存

修理變更若ハ破壊ノ工事ニシテ左ノ

一ニ該當スルモノ

(ロ) 鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業

又ハ水道、電氣若ハ瓦斯ノ事業ヲ

營ム者ガ其ノ事業ノ爲ニスル直營

工事

第四條 第一條第一項第一號又ハ第四號

ノ事業ガ專ラ同一ノ註文者ノ註文ニ依

リ爲サルルモノナルトキハ其ノ註文者

モ亦其ノ事業ニ付事業主トス

前條第三項ノ規定ハ前項ノ註文者ガ扶

助ノ請求ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

労働者災害扶助責任保險法施行

令中改正

(昭和一〇・三・二二)
勅令第二七號

第六條第二項中 「政府ハ請負金額ノ定アル工事ニ付テモ其ノ材料ガ注文者ヨリ支給セラルルコト其ノ他ノ事由ニ因リ前項第一號ノ規定ニ依ルヲ適當ナラズト認ムルトキハ」ヲ「政府ハ第一項第一號ノ規定ニ依ルヲ著シク不適當ナリト認ムルトキハ」ニ改メ同條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

注文者ガ工費用物ヲ支給スル場合ニ於テハ左ノ各號ニ依リ算定シタル價額ヲ其ノ工事ノ請負金額ニ加算シタルモノヲ以テ前項第一號ノ保險料算定ノ基礎タル請負金額トス

- 一 注文者ガ購買シタル物ニ付テハ其ノ購買價格
- 二 注文者ガ其ノ業トシテ生産又ハ製造シタル物ニ付テハ其ノ支給ノ時ニ最近接シテ注文者ガ販賣シタル通常ノ價格
- 三 前二號ノ規定ニ依リ難キ物ニ付テハ其ノ見積價格

第七條第二項中 「請負金額」ノ下ニ「(注文者ガ工費用物ヲ支給スル場合ニ於テハ前條第二項ニ規定スル道府縣以外ノ道府縣ニ移轉シタルトキハ其ノ居住地)」ニ改ム

附 則

附 則 社會問題關係法規

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十年四月二十日迄ニ保險契約ノ申込ヲ爲シタル工事ノ保險料ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル
〔參照略〕

勞働者災害扶助責任保險法施行

規則中改正 (昭和一〇・三・二六) (內務省令一六號)

- 第一條第一項第八號ヲ左ノ如ク改ム
- 八 注文者ヨリ工場用物ノ支給ヲ受クル場合ニハ其ノ種類別ノ數量及價格ノ見積額

第八條ニ左ノ一號ヲ加フ

- 七 注文者ヨリ支給ヲ受ケタル工費用物ノ有無

同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ届出ニ際シテハ第二十条第三項ノ規定ニ依リ委託ヲ受ケタル注文者ノ申告書ヲ併セテ提出スベシ

第十二條ノ二 保險金受取人療養擔當者ヲ變更セントスルトキハ左記事項ヲ具シ豫メ地方長官ニ届出ズベシ新ニ療養ヲ擔當セントスル者現ニ療養ヲ擔當スル者ト同

一道府縣内ニ居住スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 保險證書ノ作成年月日及記號番號
(保險金受取人保險契約者ナラザルトキハ保險金受取人證書ノ作成年月日及記號番號)但シ保險證書又ハ保險金受取人證書受領前ニ在リテハ保險契約者又ハ保險金受取人ノ住所氏名及工事ノ場所及名稱

- 二 勞働者災害扶助法施行規則第五條ノ勞働者死傷報告届出ノ年月日
- 三 扶助ヲ受クル者ノ住所氏名及生年月日

- 四 現ニ療養ヲ擔當スル者ノ住所氏名
- 五 新ニ療養ヲ擔當セントスル者ノ住所氏名

第十八條中 「工事ノ主タル事務所」ノ次

- ニ「(工事終了後ニ在リテハ保險契約者又ハ保險金受取人ノ住所)」ヲ加フ

第十九條中 「工事ノ主タル事務所ノ所在地」ノ次ニ「(保險金ノ請求ニ付テハ扶助開始後ニ於テ扶助ヲ受クル者ガ工事ノ主タル事務所ノ所在スル道府縣以外ノ道府縣ニ移轉シタルトキハ其ノ居住地)」ヲ

加フ

第二十條 労働者災害扶助法第一條第一項

第二號(ハ)ノ工事ノ注文者請負者ニ工事

用物ヲ支給ケタルトキハ工事終了後遅滞

ナク其ノ支給シタル物ノ種類別數量及左

ノ各號ニ依リ算定シタル價額ヲ社會局長

官ニ申告スベシ

一 注文者ガ購買シタル物ニ付テハ其ノ

購買價格

二 注文者ガ其ノ業トシテ生産又ハ製造

シタル物ニ付テハ其ノ支給ノ時ニ最近

接シテ注文者ガ販賣シタル通常ノ價格

三 前二號ニ依リ難キ物ニ付キテハ其ノ

見積價格

地方長官ハ前項ノ注文者ニ對シ請負金

額其ノ他必要ト認ムル事項ノ申告ヲ命

ズルコトヲ得

第一項ノ申告書ハ保險契約者ニ委託シ

テ之ヲ提出スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十年四月二十日迄ニ保險契約ノ申込ヲ

爲シタル工事ニ關スル注文者ノ支給物ニ關

スル届出ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

〔参照略〕

労働者災害扶助責任保險保險料

率表追加

昭和一〇・四・八
内務省告示第二〇二號

地下鐵道建設工事

但シ開鑿式ニシテ上表部ヲ一般
交通ノ用ニ供セザルモノヲ除ク

二一三

三二〇

昭和元年大藏省令第四號專

賣局共濟組合規則中改正

(昭和一〇・三・一九)
大藏省令三號

キハ年金ヲ算定スル場合ニ限り該直前ノ
額ニ依ル

同條第二項中「別表第二號」ヲ「別表第

一號」ニ第三項中「退職掛金」ヲ「共濟

掛金」ニ「別表第二號」ヲ「別表第一號」

ニ改ム

第二十一條 削除

第四十一條 組合員脱退ノ際組合ニ對スル

未拂金アルトキハ給付金額ヨリ之ヲ控除

ス

第五十六條第一項中「結核性疾患」ヲ「結

核性疾患又ハ癩患」ニ第二項中「三十日

分」ニ改ム

第五十八條第一項中 「分娩ノ爲職務ニ服

セサルトキハ」ヲ削リ「服セサリシ期間」

ヲ「服セサルトキハ其ノ期間」ニ改ム

第六十一條中 「妊娠四箇月ニ滿チスシテ」

第五條 臨時ニ使用セラルル者及外國人ハ
組合員タルコトヲ得ス臨時ニ使用セラル
ル者ニシテ三十日ヲ超エテ引續キ使用セ
ラルルニ至リタルトキ又ハ國籍ヲ失ヒタ
ルトキ

第十一條第二項 削除

第十八條中退職給付ヲ左ノ如ク改ム

退職給付

一 退職年金

二 退職一時金

第十九條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ其ノ額ガ直前ノ標準日額ヨリ低キト

「妊娠三箇月ヲ超エスシテ」ニ改ム
第六十四條第一項中 「年齢四十五歳」ヲ

「男子組合員ニ在リテハ年齢四十五歳、
女子組合員ニ在リアハ年齢四十歳」ニ改ム

第六十五條 組合員加入後六箇月ヲ經過シ

脱退シタルトキハ左ノ區分ニ依リ退職一時金ヲ給ス但シ前條ニ依リ退職年金ヲ給スヘキトキ又ハ第六十七條第二項後段ニ依リ遺族扶助金ヲ給スヘキトキハ此ノ限ニ在ラス

一 加入後三年以内ナルトキハ共済掛金

總額ニ相當スル金額

二 加入後四年以内ナルトキハ共済掛金

總額ニ百分ノ百十五ヲ乗シタル金額

三 加入後四年ヲ經過シタルトキハ共済

掛金總額ニ加入一年以内ヲ増ス毎ニ前號ノ乘率ニ百分ノ五ヲ累加シ算出シタル金額

第六十六條 組合員加入後六箇月以内ニ左

ノ各號ノ一ニ該當シ因テ脱退シタルトキハ前條ノ規定ニ拘ラス共済掛金ニ相當スル額ヲ退職一時金トシテ給ス
一 職務上ノ負傷又ハ疾病ニ因ル解職

二 精神異狀又ハ惡疾ニ因ル解職
三 死亡

四 陸海軍ノ徵集又ハ召集ニ因ル退職

五 工場ノ廢止其ノ他事業上ノ都合ニ因ル解職

六 非現業ヘノ轉職

第六十七條第二項中 「退職年金ニ關スル

規定ノ適用ヲ受クル者加入後二十年ヲ經過シ年齢四十五歳ヲ超エ」ヲ「退職年金ヲ受クヘキ資格アル者」ニ改メ第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
年金ヲ受クル者再ヒ組合員トナリタルトキハ其ノ期間ハ第一項ノ期間ニ之ヲ算入セス

第六十九條第二項中「四十日分」ヲ「九十日分」ニ「五十日分」ヲ「百五日分」ニ

「十日分」ヲ「十五日分」ニ改ム

第七十二條第一項中第七號及第八號ヲ削リ

第二項中 「第五號、第七號又ハ第八號」

ヲ「及第五號」ニ改ム

第七十四條 削除

第七十五條中「前條ノ給付額以内」ヲ「第七十二條第一項ニ該當スル者ニ對スル給付額ノ二分ノ一以内」ニ改ム

第八十四條中 「六名」ヲ「七名」ニ改ム
別表第一號ヲ左ノ如ク改ム

別表第一號(給料日額、標準日額及掛金表)

等級	給料日額	標準日額	掛金額	同上ノ内 共済掛金
一等	五〇〇以上	五〇〇	一〇・三〇	八・二五
二等	四・五〇以上五・〇〇未満	四・五〇	九・二五	七・四五
三等	四・〇〇以上四・五〇未満	四・〇〇	八・二〇	六・六〇
四等	三・五〇以上四・〇〇未満	三・五〇	七・二〇	五・八〇
五等	三・〇〇以上三・五〇未満	三・〇〇	六・一五	四・九五
六等	二・八〇以上三・〇〇未満	二・八〇	五・七五	四・六〇
七等	二・六〇以上二・八〇未満	二・六〇	五・三五	四・三〇
八等	二・四〇以上二・六〇未満	二・四〇	四・九五	三・九五
九等	二・二〇以上二・四〇未満	二・二〇	四・五〇	三・六五
一〇等	二・〇〇以上二・二〇未満	二・〇〇	四・一〇	三・三〇
一一等	一・九〇以上二・〇〇未満	一・九〇	三・九〇	三・一五
一二等	一・八〇以上一・九〇未満	一・八〇	三・七〇	二・九五
一三等	一・七〇以上一・八〇未満	一・七〇	三・五〇	二・八〇
一四等	一・六〇以上一・七〇未満	一・六〇	三・三〇	二・六〇
一五等	一・五〇以上一・六〇未満	一・五〇	三・一〇	二・五〇
一六等	一・四〇以上一・五〇未満	一・四〇	二・九〇	二・三〇
一七等	一・三〇以上一・四〇未満	一・三〇	二・六五	二・一五
一八等	一・二〇以上一・三〇未満	一・二〇	二・四五	二・〇〇
一九等	一・一〇以上一・二〇未満	一・一〇	二・二五	一・八〇

二〇等	一・〇〇以上一・二〇未満	一・〇〇	二・〇五	一・六五
二一等	九〇以上一・〇〇未満	九〇	一・八〇	一・五〇
二二等	八〇以上九〇未満	八〇	一・六五	一・三〇
二三等	七〇以上八〇未満	七〇	一・四五	一・一五
二四等	六〇以上七〇未満	六〇	一・二五	一・〇〇
二五等	五〇以上六〇未満	五〇	一・〇〇	八五
二六等	四〇以上五〇未満	四〇	七〇	六五
二七等	四〇以上	三〇	五〇	五〇

別表第二號 削除

附 則

本令ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行ノ日前加入シタル組合員ニ對スル
 退職一時金ハ左ノ各號ノ額ヲ合算シタルモ
 ノトス

- 一 本令施行前ノ掛金總額（舊退職掛金）
 ニ對シ加入後脱退迄ノ經過年數ニ相當ス
 ル從前ノ規定ニ依ル給率ヲ乘シタル額但
 シ大正十五年三月一日前ニ加入シタル組
 合員中退職年金ニ關スル規定ノ適用ヲ受
 クル者ニ付テハ加入後脱退迄ノ經過年數
 ニ對シ第九十七條第二號ノ規定ニ依リ算
 出シタル額
- 二 本令施行後ノ共済掛金積額ニ對シ加入

後脱退迄ノ經過年數ニ相當スル本令ニ依
 ル給率ヲ乘シタル額

本令施行ノ日前加入シタル女子組合員ニシ
 テ退職年金ニ關スル規定ノ適用ヲ受ケサル
 者ニ對シテハ本令ニ依ル退職年金ノ計算ニ
 付本令施行前ノ加入期間ヲ通算セス
 前項ニ該當スル女子組合員力退職年金ヲ受
 クルニ至リタルトキハ脱退ノ際第二項第一
 號ノ規定ニ依リ算出シタル額ヲ一時金トシ
 テ給ス

〔參照略〕

海軍共済組合規則中改正

（昭和一〇・一〇・二八）
 （海軍省第一三號）

第九條中「千分ノ四十七」ノ下ニ「（昭和
 十年十一月一日以後ニ加入シタル組合員ハ
 千分ノ五十九）」ヲ「千分ノ五十四」ノ下ニ
 「（昭和十年十一月一日以後ニ加入シタル組
 合員ハ千分ノ六十六）」ヲ、「男子組合員掛
 金中千分ノ二十七」ノ下ニ「（昭和十年十一
 月一日以後ニ加入シタル組合員ハ千分ノ三
 十九）」ヲ加フ

別表第一號ヲ左ノ如ク改ム

給付乘率表

加入期間	給付乘率	
	甲	乙
一年未滿	一・〇〇	一・〇〇
二年未滿	一・〇〇	一・〇〇
三年未滿	一・〇〇	一・〇〇
四年未滿	一・〇九	一・〇七
五年未滿	一・一一	一・〇九
六年未滿	一・一四	一・一一
七年未滿	一・一六	一・一三
八年未滿	一・一九	一・一五
九年未滿	一・二一	一・一八
十年未滿	一・二四	一・二〇
十一年未滿	一・二七	一・二二
十二年未滿	一・三〇	一・二四
十三年未滿	一・三二	一・二七
十四年未滿	一・三五	一・二九
十五年未滿	一・三八	一・三二
十六年未滿	一・四一	一・三四
十七年未滿	一・四四	一・三七
十八年未滿	一・四八	一・三九
十九年未滿	一・五一	一・四二

二十年未滿	一・五四	一・四五
二十一年未滿	一・五八	一・四七
二十二年未滿	一・六一	一・五〇
二十三年未滿	一・六五	一・五三
二十四年未滿	一・六八	一・五六
二十五年未滿	一・七二	一・五九
二十六年未滿	一・七六	一・六二
二十七年未滿	一・八〇	一・六五
二十八年未滿	一・八四	一・六八
二十九年未滿	一・八八	一・七二
三十年未滿	一・九二	一・七五
三十一未滿	一・九七	一・七八
三十二年未滿	二・〇二	一・八二
三十三年未滿	二・〇六	一・八五
三十四年未滿	二・一一	一・八九
三十五年未滿	二・一六	一・九三

(備考)

- 一 加入期間三十五年以上ハ一年ヲ加フル
毎ニ甲〇・〇五乙〇・〇四ヲ加フ
- 二 昭和十年十一月一日以後ニ加入ノ組合員ニ對スル給付ハ加入期間ノ掛金總額ニ當該給付乘率乙ヲ乘シタル額トス
- 三 昭和十年十月三十一日以前ニ加入ノ組

合員ニ對スル給付ハ同日以前ノ掛金總額ニ前後通算シタル加入期間ニ該當スル給付乘率甲ヲ乘シタル額及昭和十年十一月一日以後ノ掛金總額ニ前後通算シタル加入期間ニ該當スル給付乘率乙ヲ乘シタル額ノ合算額トス

附則本令ハ昭和十年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照略〕

遞信部内職員共濟組合規則ノ特例ニ關スル件

(昭和一〇・六・三)
遞信省令第一七號

遞信部内職員共濟組合員中昭和十年五月一日ヨリ同年六月一日マデノ間ニ於テ共濟組合ヲ脫退シタル者ニシテ遞信大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルモノニ對シテハ遞信部内職員共濟組合規則所定ノ勤續給與金ニ左記區令ニ依ル金額ヲ加算給與ス

- 一、自大正九年八月 至大正十年十月 期間ノ加入者ニハ脫退給與金ニ〇・〇三ヲ乘シタル額
- 二、自大正八年八月 至大正九年七月 期間中ノ加入者ニハ脫退給與金ニ〇・一五ヲ乘シタル額

- 三、自大正七年八月 至大正八年七月 期間ノ加入者ニハ脫退給與金ニ〇・一五ヲ乘シタル額
- 四、自大正六年八月 至大正七年七月 期間ニ加入者ニハ脫退給與金ニ〇・一八ヲ乘シタル額
- 五、自大正五年八月 至大正六年七月 期間ノ加入者ニハ脫退給與金ニ〇・一九ヲ乘シタル額
- 六、自大正四年八月 至大正五年七月 期間ノ加入者ニハ脫退給與金ニ〇・二〇ヲ乘シタル額
- 七、自大正四年五月 至大正四年七月 期間ノ加入者ニハ脫退給與金ニ〇・二二ヲ乘シタル額

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

林野現業員共濟組合規則中

改正 (昭和一〇・六・一)
農林省令第十二號

第五條 組合員ヨリ營林局長ニ提出スル文書ハ關係營林署長又ハ國有林產物販賣所長ヲ、審査會ニ提出スル文書ハ關係營林署長又ハ國有林產物販賣所長及營林局長ヲ經由スヘシ

第七條中 「營林局署」ノ下ニ「及國有林產物販賣所」ヲ加フ

第九條第四號中 「營林局署」ノ下ニ「又

ハ國有林產物販賣所」ヲ加フ

第十一條第三項、第二十一條第一項及第二

十三條第一項中「營林局署長」ノ下ニ「又

ハ國有林產物販賣所長」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス

警部補、巡查、消防手共濟組合

ニ關スル中改正 (昭和一〇・八・一)
勅令第二四四號)

本令ニ左ノ題名ヲ附ス

警察共濟組合令

第四條 北海道廳、警視廳及府縣所屬ノ警

部、消防士及消防機關士ハ内務大臣ノ定

ムル所ニ依リ組合ニ加入スルコトヲ得但

シ其ノ俸給ハ第二條ノ俸總額ニ之ヲ算入

セズ

附 則

本令ハ昭和十年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

警察共濟組合規則中改正

(昭和一〇・八・二)
内務省令第五〇號)

第一條中 「大正九年勅令第四十四號」ヲ

「警察共濟組合令」ニ改ム

第五條 組合員ヲ分チテ甲種組合員及乙種

組合員トス

警部補、巡查又ハ判任官ノ待遇ヲ受クル

消防手ニ任命セラレ若ハ復職ヲ命セラレ

タル者ハ任命又ハ復職ノ日ヨリ甲種組合

員タルモノトス

甲種組合員ニシテ警部、消防士若ハ消防

機關士ニ任スラレタル者又ハ警部、消防

機關士ニシテ所屬地方長官ニ對シ組合加

入ノ意思ヲ表示シ其ノ承認ヲ經タル者ハ

任官又ハ承認ノ日ヨリ乙種組合員タルモ

ノトス

第六條第二號中 「刑事裁判ニ因リ失官、

失職シタルトキ」ヲ「失官、退官若ハ退

職シタルトキ」ニ改メ、第四號中「警部

補」ノ前ニ「警部、消防士、消防機關士」

ヲ、同號ノ左ノ二號ヲ加フ

五 甲種組合員乙種組合員タル官ニ任セ

ラレ二十日內ニ脱退ノ意思ヲ表示シタ

ルトキ

六 乙種組合員トナリ三年以上ヲ經過シ

脱退ノ意ヲ表示シタルトキ

同條ニ左ノ二項ヲ加フ

前項第五號又ハ第六號ノ意思表示ハ所屬

地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ

第一項第五號ノ意思表示アリタルトキハ乙

種組合員タル官ニ任セラレタルトキ脱退

シタルモノト看做ス

第八條ニ左ノ一項ヲ加フ

第六條第一項第三號ノ規定ニ依リ脱退シ

タル者其ノ休職當月復滿シタルトキハ其

ノ月ノ掛金ハ更ニ之ヲ支拂ハサルモノト

ス

第九條中「五種」ヲ「八種」ニ改メ、第五

號ノ次ニ左ノ三號ヲ加フ

六 特別給與金

七 分娩給與金

八 學資補助金

第十一條第一項中「但シ」ノ次ニ「明治二

十五年勅令第八十號官吏療治料給與ノ件

又ハ」ヲ加フ

第十三條第一號乃至第三號中「退職シタル

トキ」ヲ「官職ヲ免セラタルトキ」ニ改

ム

第十四條中 「月俸二月分」ヲ「月俸三月

分」ニ改メ但書ヲ削ル

第十五條中「組合員」ヲ「甲種組合員」ニ

改メ、第一項中「組合員脱退シ」ノ次ニ

「又ハ乙種組合員トナリ」ヲ加ヘ、第二項中「前項」ヲ「第一項」ニ改メ、第三項中「第六條」ノ次ニ「第一項」ヲ加フ

同條第一項ノ次ニ一項ヲ加フ

甲種組合員左ノ各號ノ一ニ該當シ脱退シタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス掛金總額ノ十分ノ八ヲ給與スルモノトス

一 死亡シタルトキ

二 公務ニ因ル傷疾又ハ疾病ノ爲其ノ官

職ヲ免セラレタルトキ

三 撥官、癡職又ハ癡廳ニ因リ退官又ハ

退職シタルトキ

四 官制又ハ定員ノ改正ニ因リ過員ヲ生

シタル爲其ノ官職ヲ免セラレ又ハ休職

トナリタルトキ

五 戰時又ハ事變ニ際シ陸海軍ニ召集セ

ラレ休職トナリタルトキ

第十五條ノ二 特別給與金ハ左ノ各號ノ一

ニ該當スル場合ニ於テ月俸六月分ニ相當

スル金額ヲ給與スルモノトス

一 公務ニ因リ死亡シタルトキ

二 公務ニ因ル傷疾又ハ疾病ノ爲第十三

條第一號又ハ第二號ニ該當シ癡疾給與

金ヲ受ケタルトキ

第十五條ノ三 分娩給與金ハ組合員ノ配偶者分娩シタルトキ十圓ヲ給與スルモノトス

第十五條ノ四 學資補助金ハ組合員ト同一

ノ定ニ在リ組合員ニ於テ現ニ扶養スル子

尋常小學校在學中每學年初ニ於テ一人ニ

付五圓ヲ給與スルモノトス

第十六條中 「第十四條」ノ次ニ「及第十

五條ノ二」ヲ加フ

第十八條及第十九條中 「組合員」ノ次ニ

若ハ組合員タリシ者」ヲ加フ

第二十條第一項但書ノ次ニ「組合員タリシ

者死亡シタル場合ニ於テ其ノ受クヘカリ

シ救濟金ノ受領ニ付亦同シ」ヲ加フ

第二十條ノ二 本令ノ規定ニ依ル救濟金ノ

給與ニ付テハ配偶者タルノ事實アリト認

ムヘキ者ハ民法第七百七十五條ノ届出ヲ

了ヘスト雖モ之ヲ配偶者ト看做ス

第二十一條中 「前條」ヲ「第二十條」ニ

改ム

第二十二條中 「失職」ヲ「退職」ニ改ム

第二十三條 組合員、組合員タリシ者又ハ

第二十條第一項ノ規定ニ依リ救濟金ヲ受

領スヘキ者救濟金給與ノ事由發生ノ日ヨ

リ二年内ニ請求ヲ爲ササルトキハ救濟金ヲ給與セズ

組合員若ハ組合員タリシ者又ハ其ノ戸主、

家族若ハ代理人第十九條ノ規定ニ違背シ

タルトハ救濟金ヲ給與セサルコトアルベ

シ

第十四條中 「組合員」ノ次ニ「組合員タ

リシ者」ヲ加フ

第三十四條第一項中 「銀行ニ預入シ」ノ

次ニ「信託會社ニ信託シ」ヲ加ヘ「國債

證券若ハ地方債證券」ヲ「國債證券、地

方債證券若ハ內務大臣ノ指定スル有價證

券」ニ改メ、第二項中「管理方法」ノ次

ニ「又ニ其ノ處分ニ關シテ」ヲ加フ

附 則

本令ハ昭和十年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ日ニ於テ現ニ組合員タル者ハ其

ノ日ヨリ甲種組合員タルモノトス但シ第十

五條ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ組合員トナ

リタル日ヨリ甲種組合員タリシモノト看做

ス

本令施行前給與事由ノ發生セル救濟金ニ付

テハ從前ノ規定ニ依ル

〔參照略〕

移民保護法施行細則中改正

(昭和一〇・七・二二)
外務省令第七號

第一條 移民保護法第一條ノ勞働ハ農業、

林業、水産、鑛業、土石採取、工業、染色、洗濯、土木、建築、印刷、製本、旅館、料理、娛樂、理髮、交通及運輸ニ關スル勞働竝ニ行商其ノ他肉體的勞務ヲ主トスル勞働トス

附 則

本令ハ昭和十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參 照〕

明治四十年^{六月}八月^{八日} 外務省令第三號移民保

護法施行細則抄錄

第一條 移民保護法第一條ノ勞働ハ農業

漁業、鑛業、工業、土木、運搬、建築炊事、洗濯、裁法、理髮、給仕及看病等ニ關スル勞働トス

農村工業獎勵規則

(昭和一〇・八・九)
農林省令第二〇號

第一條 農林大臣ハ農林工業ヲ獎勵スル爲

本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎

勵金ヲ交付ス

第二條 獎勵金ハ左ニ掲グリ道府縣其ノ他

農林大臣ノ適當ト認ムル團體ノ支出スル

費用又ハ補助金ニ對シ之ヲ交付ス

一 道府縣ニ於テ農村工業ノ獎勵ニ從事

スル職員ヲ設置スル爲要スル費用

二 産業組合其ノ他農林大臣ノ適當ト認

ムル團體ノ農村工業用器具機械、建物

又ハ工作物ノ設置竝ニ技術習得又ハ製

品ノ販賣ニ關スル施設ニ要スル費用又

ハ之ニ對シ交付スル道府縣ノ補助金

三 農林大臣ノ適當ト認ムル全國ヲ區域

トスル團體ノ農村工業ニ關スル生産指

導及販賣斡旋ノ爲ニ要スル費用

第三條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ

申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ毎年二

月末日迄ニ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

一 事業計畫書

二 收支豫算書

補助金ニ對シ獎勵金ノ交付ヲ受ケントス

ル者ハ前項ノ書類ノ外補助ニ關スル規程

ヲ提出スベシ

第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者前條ノ

書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ

加ヘントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受

クベシ

第五條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ事業

成績書及收支決算書ヲ翌年六月三十日迄

ニ農林大臣ニ提出スベシ

第六條 獎勵金交付ヲ受ケタル者獎勵金ノ

全部ヲ當該年度内ニ支出スルコト能ハザ

ルトキハ第二條第一號及第三號ノ獎勵金

ニ付テハ其ノ殘額ヲ當該年度後ニ於テ同

一ノ事業ニ對シ支出スルコトヲ要シ同條

第二號ノ獎勵金ニ付テハ之ヲ事業ト共ニ

當該年度後ニ繰越シ支出スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル獎勵金ヲ事業ト共ニ繰

越シタルトキハ翌年度四月十五日迄ニ農

林大臣ニ之ヲ報告スベシ

第七條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各

號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣

ハ獎勵金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズル

コトアルベシ

一 本則ノ規定ニ違反シタルトキ

二 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルト

キ

四 支出額ガ豫算額ニ比シ著シク減小シ

タルトキ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ中ヲ施行ス
第三條中二月末日迄トアルハ昭和十年度ニ
限リ八月三十一日迄トス

米穀統制法施行令中改正

(昭和一〇・一・二六)
勅令第三〇八號

第十四條ニ左ノ一項ヲ加フ
前項但書ノ買入ヲ爲ス場合ニ於テ第十二
條第一項但書ノ平均價格ガ標準最高價格
ヲ現ニ超エ又ハ超エントスル虞アルトキ
ハ買入ハ其ノ間之ヲ行ハザルモノトス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參 照〕

昭和八年 十月二十
三日公布 勅令第二百八十號米

穀統制法施行令抄錄

第十四條 米穀ノ買換ヲ行フ場合ニ於ケル
賣渡及買入ハ同時期ニ於テ之ヲ行フ但シ
八月ヨリ十月迄ノ間ニ於テ賣渡ヲ行ヒ新
米ノ出廻期ニ於テ買入ヲ行フ場合ハ此ノ
限ニ在ラズ

附錄 社會問題關係法規

民事訴訟法中改正

(昭和一〇・三・二七)
法律第一五號

第五百七十條第一項第二號中「一ヶ月」ヲ
「三ヶ月」ニ改ム

同條第二項中「然レトモヲ」削リ「第三號
乃至第八號」ヲ「第一項第三號乃至第八號」
ニ改メ同項ノ前ニ左ノ二項ヲ加フ

前項第二號ノ場合ニ於テ食料又ハ新炭ニ
各數種ノモノアルトキハ執達吏ハ債務者
ノ利益ヲ考慮シテ差押ヲ爲ササル範圍ヲ
定ムルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ執達吏ハ一應差押ヲ爲
シタル上執行裁判所ニ差押フ可キ物ノ指
定ヲ求ムルコトヲ得此指定ニ對シテハ當
事者ハ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第五百七十條ノ二 差押ニ因リ債務者カ其

生活上回復スルコト能ハサル窮迫ノ状態
ニ陥ルノ恐アル場合ニ於テ債務者カ誠實
ニシテ債務履行ノ意思アリ且債權者ノ經
濟ニ甚シキ影響ヲ及ホサルモノト認ム可
キ顯著ナル事由アルトキハ裁判所ハ債務
者ノ申立ニ因リ前條ノ規定ニ依ルノ外必
要ナル限度ニ於テ差押フルコトヲ得サル

財産ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ裁判ヲ爲シタル後ニ於テハ理由消
滅シ又ハ事情變更シタルトキハ裁判所ハ
當事者ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ前項
ノ裁判ヲ取消シ又ハ之ヲ變更スルコトヲ
得第五百二十二條第二項ノ規定ハ第二項
ノ場合ニ之ヲ準用ス

附 則

本令施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本令施行前ニ開始シタル強制施行ニ付テハ
仍從前ノ例ニ依ル但シ第五百七十條ノ二ノ
規定ハ本令施行前ニ開始シタル強制執行ニ
付テモ亦之ヲ適用ス
國稅徵收法第十六條第二號中「一箇月」
ヲ「三箇月」ニ改ム

附則第二項本文ノ規定ヲ適用スル場合ニ關
シ之ヲ準用ス

〔參 照〕

明治二十三年 四月二十
一日公布 法律第二十九號

民事訴訟法抄錄

第五百七十條 左ニ掲クル物ハ之ヲ差押
フルコトヲ得ス
第一 衣服、寢具、家具及ヒ厨具但此
物カ債務者及ヒ其家族ノ爲メ缺ク可

カラサルトキニ限ル

第二 債務者及其家族ニ必要ナル一箇

月間ノ食料及ヒ薪炭

第三 技術者、職工、勞役者及ヒ穩婆

ニ在テハ其ノ營業上缺ク可サル物

第四 農業者ニ在リテハ其農業上缺ク

可カラサル農具、家畜、肥料及ビ次

ノ收穫マテ農業ヲ續行スル爲メ缺ク

可カラサル農産物

第五 文武ノ官吏、神職、僧侶、公立

私立ノ教育場教師、辯護士、公證人

及ヒ醫師ニ在テハ其職業ヲ執行スル

爲メ缺ク可カラサル物竝ニ身分相當

ノ衣服

第六 文武ノ官吏、神職、僧侶及ヒ公

立私立ノ教育場教師ニ在テハ第六百

十八條ニ規定スル職務上ノ收入又ハ

恩給ノ差押ヲ受ケサル金額但差押ヨ

リ次期ノ俸給又ハ恩給ノ支拂マテノ

日數ニ應シテ之ヲ計算ス

第七 藥舗ニ在テハ調藥ヲ爲ス爲メ缺

ク可カラサル器具及藥品

第八 勳章及ヒ名譽ノ證標

然レトモ債務者ノ承諾アルトキハ第

三號乃至第八號ニ掲ケタ二物ヲ除ク

外之ヲ差押フルコトヲ得

明治三十年 三月二十 日公布 法律第二十一

號國稅徵收法抄錄

第十六條 左ニ掲クル物件ハ之ヲ差押ル

コトヲ得ス

二 滯納者及其ノ同居家族ニ必要ナル

一箇月間ノ食料及薪炭

家畜保險法施行規則中改正

(昭和一〇・四・二五)
(農林省令第六號)

第十八條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ未ダ經過セサル期間ニ對スル保險

料ノ計算ハ保險料期間ガ其ノ始期ノ屬ス

ル月ノ翌月ノ初日ニ始マリタルモノト看

做シ月割ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第十九條第一項中 「五年」ヲ「十年」ニ

改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

輸出活動寫眞フィルム取締規則

(昭和一〇・一〇・二一)
(内務省令第六三號)

第一條 多衆觀覽ノ用ニ供スル活動寫眞ノ

フィルムハ未現像フィルム及陰畫フィル

ムヲ含ム以下之ニ同ジハ本令ニ依リテ

行フ檢閲ニ合格スルニ非サレバ之ヲ輸出

スルコトル得ズ

フィルムノ製作、販賣、貸付又ハ興行ヲ

業トスル者ノ輸出スルフィルムハ之ヲ多

衆觀覽ノ用ニ供スルモノト看做ス

第二條 前條ノ規定ニ依リ輸出フィルムノ

檢閲ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ

檢閲ヲ受クベキ輸出フィルムニ臺本一部

ヲ添ヘ内務大臣ニ申請スベシ

一 住所、氏名及職業(法人ニ左リテハ

其ノ名稱、主タル事務所所在地並ニ代

表者ノ住所及氏名)

二 輸出フィルムノ題名

三 製作者

四 卷數及メートル數

五 製作年月日

六 輸出ノ目的

七 輸出地名、輸出年月日及積載船舶名

(航空機ヲ用フル場合ニ在リテハ其ノ

名稱)

八 仕向地及陸揚地若ハ著陸地

九 荷受人ノ住所及氏名

第三條 時事ヲ撮影シ多衆觀覽ノ用ニ供ス

ル輸出フィルムニシテ内務大臣ノ檢閲ヲ受クル暇ナキトキハ前條ノ例ニ依リ製作地又ハ輸出地ヲ管轄スル地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ）ニ申請シ其ノ檢閲ヲ受クルコトヲ得

第四條 前二條ノ規定ニ依リ檢閲ヲ受ケ合

格シタル輸出フィルムニ付第二條第一號又ハ第六號乃至第九號ノ事項ヲ變更シタルトキハ速ニ當該フィルムノ檢閲官廳ニ届出ヅベシ

第五條 地方長官必要アリト認ムルトキハ多衆觀覽ノ用ニ供セサル輸出フィルムノ檢閲ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル檢閲ニ合格セサルフィルムハ之ヲ輸出スルコトヲ得ズ

第六條 輸出フィルムヲ檢閲シ左ノ各號ノ

一ニ該當スルモノト認ムルトキハ之ヲ不合格トス

一 皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ又ハ國家ノ威信ヲ損スルモノ

二 外國トノ親善關係ヲ害スルモノ

三 國民生活ニ對シ誤解又ハ惡感情ヲ抱

カシムルモノ

四 政治上、軍事上、絶濟上其ノ他國家

ノ重大ナル利益ヲ害スルモノ

第七條 檢閲ニ合格シタルトキハ様式第一

號ノ檢閲合格證明書ヲ交付シ輸出フィルムニハ様式第二號ノ合格印章及記號番號ヲ押捺ス但シ地方長官ノ行フ檢閲ニ合格シタルモノニ在リテハ記號番號ノ押捺ヲ省略スルコトヲ得

第八條 檢閲ニ合格シタル輸出フィルムノ題名ヲ變更シ又ハ卷數若ハメートル數ヲ増減シタルトキハ檢閲ノ努力ヲ失フ

第九條 檢閲ニ合格シタル輸出フィルムニシテ三月内ニ輸出セサルトキハ檢閲ノ効力ヲ失フ

檢閲官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ異リタル期間ヲ定ムルコトヲ得

第十條 檢閲官廳其ノ檢閲ニ合格シタル輸

出フィルムニシテ第六條各號ノ一ニ該當スルニ至リタリト認ムルトキハ其ノ輸出ヲ禁止スルコトヲ得

檢閲官前項ノ規定ニ依リフィルムノ輸出ヲ禁止シシルトキハ其ノ所持者ニ對シフィルムヲ提示セシメ合格印章及記號番號

ノ抹消並ニ檢閲合格證明書ノ返納ヲ命ズルコトヲ得

第十一條 檢閲官吏ハ警察官吏取締上必要アリト認ムルトキハ輸出フィルムノ存在ヲ認知スルニ足ルベキ場所ニ臨檢シ輸出フィルム又ハ檢閲合格證明書ノ提示ヲ求めルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ檢閲官吏ハ様式第三號ノ證票ヲ携帯スベシ

第十二條 輸出フィルムニ押捺セラレタル合格印章若ハ記號番號ヲ毀損シタルトキ又ハ檢閲合格證明書ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ當該フィルムノ檢閲官廳ニ事由ヲ具シテ合格印章若ハ記號番號ノ押捺又ハ檢閲合格證明書ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三月以下ノ懲後若ハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第一條第一項又ハ第五條第二項ノ規定ニ違反シテフィルムヲ輸出シ又ハ輸出セントシタル者

二 第十條第一項ノ規定ニ依ル禁止命令ニ違反シテフィルムヲ輸出シ又ハ輸出

ニ違反シテフィルムヲ輸出シ又ハ輸出

セントシタル者

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ
拘留又ハ科料ニ處ス

一 第二條、第三條又ハ第十二條ノ規定
ニ依ル申請書ニ處偽ノ記載ヲ爲シタル
者

二 第四條ノ規定ニ違反シテ届出ヲ爲サ
サル者又ハ届書ニ處偽ノ記載ヲ爲シタ
ル者

三 第五條一項ノ規定ニ依ル檢閲ヲ拒ミ
タル者

四 第十條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ從
ハサル者

五 第十一條第一項ノ規定ニ依ル臨檢ヲ
拒ミ又ハ輸出フィルム若ハ檢閲合格證
明書提示ノ要求ニ應ゼサル者

第十五條 フィルムヲ輸出スル者ハ其ノ代
理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他
ノ從業者ガ本令ニ違反シタルトキハ自己
ノ指揮ニ出デサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ
免ルルコトヲ得ズ

第十六條 本令ニ適用スベキ罰則ハ其ノ者
ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ
法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者

又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人
ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同
一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ
限ニ在ラス

附 則

本令ハ昭和十年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔様式略〕

へ
米穀對策…………… 599

ホ
俸給生活者…………… 96
方面委員…………… 664
北米・加奈陀移民…………… 111
北海道全協會組織再建事件…………… 728
北斗俱樂部…………… 765
保險施設…………… 586

マ
繭生産費…………… 74

ミ
民事訴訟法中改正法律…………… 402, 419, 611

ム
無産政黨…………… 485
無産者診療…………… 675

メ
明倫會…………… 772
メーデー…………… 289, 395

ユ

郵便年鑑…………… 586

ヨ
吉田村爭議…………… 256

リ
林業勞働者…………… 87
臨時工…………… 23, 303, 322, 395
隣保事業…………… 691

ロ
勞働者數…………… 3, 15
勞働者教育…………… 21, 430, 593
勞働移動…………… 26
勞働者募集…………… 28
勞働時間…………… 37
勞働災害及死傷病者…………… 44, 582
勞働爭議…………… 215, 629, 631
勞働組合…………… 274
勞働運動(勞働組合運動)…………… 274, 631
勞働…………… 289
勞働立法…………… 302
勞働關係法規…………… 577
勞働者災害扶助法及施行規則…………… 582, 583
勞働者災害扶助責任保險法…………… 592
勞働者運動對策…………… 629
勞働爭議調停事務打合會議…………… 629

地方財政改善對策…………… 613
貯金及金融…………… 12, 55
貨銀…………… 6, 31, 86

テ

遞信從業員聯盟…………… 388
天皇機關說排擊, 國體明徵問題……………
309, 505, 756

ト

東京市從業員組合…………… 377
東京瓦斯產業勞働組合…………… 356
東電從業員組合…………… 357
東北飢饉救授…………… 329
東北振興調查會…………… 612
東北九・一一事件…………… 726
特高警察網…………… 752
特殊救護事業…………… 663
特別高等課長會議…………… 632
特殊施療施設…………… 678
都市從業員組合全國協議會…………… 345
徒弟…………… 106

ナ

南米移民…………… 113

ニ

日本海員組合…………… 364
日本共產黨…………… 726, 729
日本共產黨關西地方委員會(多數派) 730
日本港灣從業員組合…………… 350
日本交通勞働聯盟系組合…………… 368
日本產業俱樂部…………… 308, 325, 522
日本主義勞働組合戰線…………… 308
日本製鐵從業員組合…………… 355
日本消費組合聯盟…………… 528
日本農民組合…………… 413
日本農民組合總同盟…………… 414
日本無政府共產黨…………… 721, 723
日本無線技士會…………… 426
日本勞働組合會議…………… 300, 314, 322, 327
日本勞働總同盟…………… 316, 325, 328, 331,
356, 520
日本勞働組合總聯合…………… 304, 379
日本勞働合全國評議會…………… 314, 324, 361

日本勞働祭…………… 298, 309
日本勞働同盟…………… 326, 384
日本勞農救授會…………… 724
乳幼兒保護運動…………… 682
妊産婦並乳幼兒保護施設…………… 681

ネ

年齡別勞働者數…………… 18

ノ

農家…………… 58
農會(帝國農會)…………… 615
農業地主の對策…………… 569
農業經濟調查…………… 76
農業勞働者…………… 85
農業者團體…………… 421
農山漁村經濟更生施設…………… 606
農山漁村經濟更生計畫…………… 606
農作狀況…………… 62
農村道場…………… 610
農村工業獎勵施設…………… 609
農村負債整理…………… 608
農民運動…………… 398
農民に對する施設…………… 597
農民戰線統一運動…………… 399

ハ

八月會…………… 768
濱川原爭議…………… 253

ヒ

肥料對策…………… 605
貧兒保護事業…………… 683

フ

福利慰安施設…………… 558
福島縣一・八事件…………… 727
府縣會議員選舉…………… 400, 485, 506
不就學兒童…………… 683
扶助給與…………… 557, 568
婦人勞働者…………… 104, 272, 278, 426, 623
婦人運動…………… 739
婦人保護…………… 692
不法團結等處罰法案…………… 752
物價…………… 7

工場鑛山監督方針	579
國民協會	766
國民健康保險制度案	592
國家主義的諸政黨	505
國家主義的運動	755
國際勞働會議	280
皇道會	508, 770
皇國農民同盟	416
耕地面積	57
米生產費	72
交通勞働者	16, 18, 36
行旅病人及行旅死人救護	633
高等學校入學規程改正	755

サ

埼玉縣下の組織再建事件	728
産業及勞働の統制	308
蠶絲對策	603

シ

私設社會事業	659
失業狀態	4, 29, 92, 103
失業保護事業	666
失業救濟事業	667
失業共濟事業	671
兒童虐待防止事業	685
資本家の施設及對策	556
社會大衆黨	486, 494
社會政策的施設及方針	573
社會政策的事業及官制(各省)	577
社會立法協會	635
社會事業行政一般	657
社會教育	689
社會主義的團體の設立及解散	721
社會主義的團體及個人の活動	722
社會主義運動取締及對策(內務, 司法 文部)	749
自由勞働者	92
主要なる勞働爭議	226
主要なる小作爭議	253
商業使用人	91, 624
女工	104
少年勞働者	109, 624
少年職業紹介	686
昭和製作所爭議	234

消費組合狀況	520
消費組合運動	526
植民地に於ける運動(朝鮮, 臺灣)	745
住宅	672
職業別人口	2
職業婦人	104, 273, 623
職業紹介事業	666
新日本海員組合	386
新日本國民同盟	510
神武會	761

ス

水平運動	741
------	-----

セ

生計費	9, 52, 80, 98
青年團	690
青年學校	689
全國産業團體聯合會	564
全國農民組合	399
全國農民組合全國會議派	417
全國勞働組合	316, 329, 337, 522
全國勞働組合自由聯合會	393
施療病院及診療所	678

ソ

則天會	764
其他移民	115
その他の保護事業	672
その他の醫療事業	680

タ

體性別勞働者數	17
大日本國家社會黨	509, 514
大日本生産黨	769
退職手當積立金法案	327, 565, 574
臺灣地方自治聯盟	749
田畑賣買價格	68

チ

治安維持法改正	750
中間階級者	96, 266, 425, 622
中央教化團聯合會	690
地行社	764
地主組合	421, 571

索 引

ア

- 愛國政治同盟…………… 508, 517
- 亞細亞労働會議…………… 288, 289
- 愛知縣東三地方電鐵爭議…………… 236
- アナ系労働組合…………… 393
- 青森縣下の組織再建運動…………… 727
- 安全週間…………… 584

イ

- 維新青年俱樂部…………… 768
- 市川三松館爭議…………… 271
- 移入鮮人…………… 117
- 移入鮮人事件…………… 119
- 移入鮮人運動…………… 120
- 移入中華民國人…………… 121
- 茨城縣に於ける組織再建事件…………… 728
- 醫療保護事業…………… 675

ウ

- 右翼諸組合の結成…………… 390

オ

- 大崎キネマ爭議…………… 269

カ

- 海員協會…………… 426
- 海外移民…………… 110, 627
- 海軍労働組合聯盟…………… 358
- 海事準備會議…………… 287
- 學生自治運動…………… 735
- 學生左翼運動…………… 734
- 官業労働總同盟…………… 351
- 關東消費組合聯盟…………… 526
- 官公業當局の施設及對策…………… 567
- 簡易生命保險…………… 586

キ

- 救護事業…………… 661
- 救護法による救護事業…………… 661
- 歸郷旅費…………… 558

- 漁業労働者…………… 88
- 共濟組合…………… 556, 568
- 教化事業…………… 691
- 教學刷新評議會…………… 754
- 協調組合…………… 421, 570
- 虛弱兒保護事業…………… 688
- 北日本農民組合…………… 418
- 勤勞日本黨…………… 515

ク

- 組合戰線統一運動…………… 316
- 軍事救護…………… 663

ケ

- 經濟的保護事業…………… 672
- 藝娼妓酌婦…………… 108
- 藝術家の運動…………… 738
- 警察行政刷新調査機關…………… 752
- 缺食兒童保護…………… 683
- 健康保險…………… 587
- 健康保險課長會議…………… 588

コ

- 鑛業法…………… 582
- 鑛山労働者…………… 16, 17, 20, 22, 27, 34
41, 47, 54, 56
- 鑛山監督局長會議…………… 58
- 小作料…………… 70
- 小作法…………… 401, 633
- 小作爭議…………… 241, 633
- 小作調停…………… 258, 333
- 小作人組合…………… 421
- 公益食堂…………… 675
- 公益質屋…………… 673
- 公益市場…………… 674
- 工場法…………… 582
- 工場監督主任官事務打合會議…………… 579
- 工場衛生(労働衛生)…………… 48, 583
- 工場労働者…………… 15, 17, 18, 21, 26, 31,
37, 44, 52, 55
- 工業福利團體…………… 584

索 引

大原社會問題研究所設立趣意書

世界戦争以來社會問題の解決は我國に於てもその急を要するに到つた。この問題の解決は、公平なそして飽くまで根本的な立場からするを要し、決して、一部利害關係者の見地からすべきでない。それには問題の基礎に遡り、我が國の實際に鑑み且つ諸外國の實例に徴して、充分研究調査を遂げなければならぬ。本研究所はこの趣旨の下に建てられたものであり、その事業の計畫は大體次の規程に掲ぐるが如くである。

財團 大原社會問題研究所規定(摘録)

第一條 本所ハ社會問題ニ關スル學術上ノ研究調査ヲ行ヒ社會問題ノ解決ニ資スルヲ以テ目的トス。

第二條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フモノトス。

一、社會問題ニ關スル學術上ノ研究調査ヲ行フコト。

二、社會問題ニ關スル圖書及資料ヲ蒐集シ研究者閱覽ノ便ヲ圖ルコト。

三、社會問題ニ關スル印刷物ヲ刊行スルコト。

四、ソノ他役員會ニ於テ必要ト認メタル事業。

第三條 本所ハ大原社會問題研究所ト稱ス。

第四條 本所ハ事務所ヲ大阪市天王寺區伶人町二十四番地ニ置ク。

第十一條 本所ニ左ノ役員ヲ置ク。

- 一、理事 貳名
- 二、監事 壹名

大原社會問題研究所設立趣意書

三、委員 若干名

創立年月日 大正八年二月九日

役員

常務理事 高野岩三郎

理事 權田保之助

監事 柿原政一郎

委員 權田保之助 細川 嘉六 久留間鮫造 森戸 辰男
大林 宗嗣 大内 兵衛 高野岩三郎(A B C 順)

大原社會問題研究所出版書目録

(一) 大原社會問題研究所雜誌

當研究所で社會問題の各部門に關する研究及調査を發表する純學術雜誌である。

第一卷第一號(第一冊) 大正十三年八月二十日發行

定價 送料

アドルフ・ケトレーと唯物論的見解……………高野岩三郎

唯物史觀に於ける「生産」及「生産方法」……………權田保之助

ドイツ社會黨合同問題と其背景……………森戸辰男

東京市に於ける労働者家計の一模型……………權田保之助

古典派、俗派、歴史派及マルクス派經濟學

(ローザ・ルクセンブルグ)……………久留間鮫造

大阪市公園利用狀態調査……………大林宗嗣

マルクスのユダヤ人問題……………細川嘉六

アダム・スミス誕生二百年……………久留間 鮫造
當所々藏アダム・スミス關係圖書目錄

第二卷第一號(第二册)大正十三年四月十日發行

定價 送料
二〇〇 五

ズユースミルヒの人口論……………高野岩 三郎

經濟現象に於ける權力關係……………長谷川 萬次郎

社會生活に於ける娛樂の一考察……………權田保之助

ケネーの「經濟表」と唯物史觀……………榊田民藏

ドイツ兩社會黨合同前史……………森戸辰男

貨幣の必然性(ヒルファアデーニング)……………久留間 鮫造

社會主義と植民政策(カウツキー)……………細川 嘉六

社會主義と植民政策に關するエンゲルスの書簡……………細川 嘉六

平均利潤率と労働價值説との關係

(マルクス剩餘價值學說史の一節)……………久留間 鮫造

マルクスの葬式……………森戸辰男

第二卷第二號(第三册)大正十三年十二月十日發行

定價 送料
一〇〇 八

社會科學者としてのキリアム・ペツタイ……………高野岩 三郎

ドイツ社會民主黨合同の經緯……………森戸辰男

ヘーゲルの哲學史とマルクスの經濟學史……………久留間 鮫造

東京市に於ける少額俸給生活者の一模型……………權田保之助

米國に於ける産業組合の發達……………北澤新次郎

ラヴェット著「チャーティズム」緒論……………大林宗嗣

マルクスの經濟學説を克服する唯一の方法……………久留間 鮫造

第三卷第一號(第四册)大正十四年一月一日發行

定價 送料
一〇〇 八

マルクス價值概念に關する一考察……………榊田民藏

ドイツ社會黨合同の完成……………森戸辰男

帝國主義と無産階級……………細川 嘉六

ニユー・ラナーク講話……………大林宗嗣

支那侵略……………細川 嘉六

理論家としてのレーニン……………久留間 鮫造

兒童の公的扶養問題……………高田 慎吾

第三卷第二號(第五册)大正十四年四月二十日發行

定價 送料
一〇〇 八

イギリス労働黨内閣の外交策……………大内兵衛

兒童保護の經濟的基礎……………高田 慎吾

日本現時の労働人口と問題の無産政黨……………榊田民藏

普選法案中の缺格者に就て……………高田 慎吾

世界生産體系の變遷に關するバルヴスの解釋……………細川 嘉六

ユダヤ人問題(カール・マルクス)……………久留間 鮫造

マルクスの「剩餘價值學說史」と階級闘争……………森戸辰男

マルクス論の一節(ニコライ・レーニン)……………細川 嘉六

第四卷第一號(第六册)大正十五年三月一日發行

定價 送料
一八〇 三

本邦に於ける社會經濟組織の推移……………高野岩 三郎

マルクス國家觀の生誕……………森戸辰男

私生子問題に就て……………高田慎吾
 労働組合法問題をめぐる二つの経済思想……………榎田民藏
 労働者及少額俸給生活者の家計状態比較……………権田保之助
 セツツルメントの思想的背景……………大林宗嗣
 ホブソン著「帝國主義研究」……………細川嘉六
 「経済的批判」(カール・マルクス)の腹案に就て……………久留間鮫造
 税制改革批判(カール・マルクス)……………大内兵衛

第五卷第一號(第七册)昭和二年三月五日發行

スチルナアの無政府主義とマルクスの國家觀……………森戸辰男
 現代植民地運動に於ける階級利害の對立……………細川嘉六
 救貧法改正案に對する私見……………高田慎吾
 マルクスの價值法則と平均利潤……………榎田民藏
 コンラート・シュミットに與へた
 エンゲルスの手紙……………久留間鮫造
 「唯一者」の結構……………森戸辰男

第六卷第一號(第八册)昭和四年九月二十日發行

ズエースミルヒの人口論的著書「神の秩序」
 の初版に關する若干の考證と紹介……………高野岩三郎
 恐慌研究序論……………久留間鮫造
 地租委譲と中小地主階級……………大内兵衛
 マルクス・エンゲルスのイデオロギー觀……………森戸辰男
 通貨原理に關するマルクスの書簡……………榎田民藏

邦譯マルクス・エンゲルス文獻……………内藤赴夫

第七卷第一號(第九册)昭和五年三月二十日發行

娛樂地「淺草」の研究(一)……………権田保之助
 新帝國主義的世界的ブロックの形成について……………細川嘉六
 堺市内職及副業の調査並に研究……………大林宗嗣
 Das Kommunistische Manifest の成立に
 關する若干の史料(一)……………森戸辰男

ドイツ社會民主黨の租税に關するテーゼ……………大内兵衛

マルクス紙幣論の一解釋(エ・ルードウィッヒ)……………榎田民藏
 前號拙論中の一論點につき林要氏に答ふ……………久留間鮫造

第七卷第二號(第十册)昭和五年九月一日發行

マルクスの恐慌論の確認のために……………久留間鮫造
 教育映畫運動と其社會的展開……………権田保之助
 金本位の基礎理論マルクス説の紹介……………榎田民藏
 Das Kommunistische Manifest の成立に
 關する若干の史料(二)……………森戸辰男

A Catalogue of Eitzbacher-Library of Anarchism

第七卷第三號(第十一册)昭和五年十二月五日發行

日本に於ける女子の職業的活動……………森戸辰男
 家計調査に現はれた給料生活者及び農業者の
 租税負擔……………大内兵衛

世界帝國主義ブルジョアジーの新世界戦争へ

の一巨歩……………細川嘉六

日本に於ける家計調査とその実施に就て……………高野岩三郎

ソヴェート聯邦及び資本家諸國に於ける……………權田保之助

勞賃(エル・エウエントフ)……………櫛田民藏

チャーチスト運動史に就いて……………大林宗嗣

A Catalogue of Eitzbache-Library of Anarchism

定價 送料
六 六

第八卷第一號(第十二册)昭和六年六月一日發行

女給生活の調査研究……………大林宗嗣

民衆娛樂の發達と歸趨……………權田保之助

我國小作料の特質について……………權田民藏

豫算の協賛についての社會黨の原理

とタクティク……………大内兵衛

Das kommunistische Manifest の成立

に關する若干の史料(完)……………森戸辰男

邦文雜誌掲載社會主義文獻……………昭和五年度

定價 送料
五 四

第八卷第二號(第十三册)昭和六年九月二十日發行

社會國家・企業國家の成育……………大内兵衛

資本の蓄積と固定資本の償却基金……………久留間鮫造

女給生活の調査研究(二・完)……………大林宗嗣

金及び商品……………櫛田民藏

第九卷第一號(第十四册)昭和七年二月二十日發行

……………森戸辰男

……………細川嘉六

……………櫛田民藏

……………昭和五年度

定價 送料
六 四

第九卷第二號(第十五册)昭和七年十月一日發行

……………久留間鮫造

……………細川嘉六

……………笠信太郎

……………櫛田民藏

定價 送料
六 四

第拾卷第一號(第十六册)昭和八年三月十五日發行

……………權田保之助

……………大林宗嗣

……………細川嘉六

……………森戸辰男

定價 送料
五 四

第拾卷第二號(第十七册)昭和八年七月十五日發行

……………森戸辰男

……………大内兵衛

……………櫛田民藏

……………櫛田民藏

マルクスのヴァグネル批評……………久留間 鮫造

定價 送料
六錢 六錢

第拾卷第三號(第十八冊)昭和八年十一月二十日發行

勞働者娛樂論(一)……………權田保之助

我國社會主義史への瞥見(一)……………森 戸 辰 男

大阪市に於ける理髮結髮並に美粧調査(一)……………大 林 宗 嗣

カール・カウツキー文獻(一)……………内 藤 越 夫

(二) 大原社會問題研究所パンフレット

研究所が社會問題の研究に適當なる參考資料を選び定期に刊行せんとするものであつて、既刊の分は左の如くである。

第一冊 資本主義國家の一歸着點……………大内 兵衛著
(獨逸戰後の經濟狀態)

定價 送料
大正二・五・五 三〇錢 二錢 (品切)

第二冊 現實と理想と空想……………高野岩三郎著

同 二・七・一〇 一〇 二 (品切)

獨逸社會民主黨新綱領解……………高野岩三郎譯
說(ベヒンスタイン)

附 クロポトキンの死……………森戸 辰男著

第三冊 I・w・wの先驅としての……………北澤新次郎著
ナイツ・オブ・レーバ

同 二・八・一 三〇 二 (品切)

附 勞働組合問題の……………ルードナー著
世界政策的提案

第四冊 無産兒童保護策に於ける新傾向……………高田 慎吾著

大原社會問題研究所出版書目録

定價 送料
同 二・九・一 三〇錢 二錢 (品切)

第五冊 社會革命と民衆娛樂……………權田保之助著

大正二・二〇・一〇 三〇 二 (品切)

第六冊 英國炭業に於ける賃金制度の展開……………細川 嘉六著

同 二・二・一 三〇 二

第七冊 ロシヤ大飢饉と其救濟運動……………森戸 辰男著

同 二・二・二八 三〇 二

第八冊 俸給生活者の没落と其運動……………大内 兵衛著

同 二・三・一 三〇 二 (品切)

第九冊 カール・マルクス……………榎田 民藏譯
「自由貿易問題」

同 二・四・一 三〇 二 (品切)

第十冊 都市社會政策としての公園問題……………大林 宗嗣著

同 二・五・一 三〇 二 (品切)

第十一冊 英國に於ける國家の一國家……………細川 嘉六著

同 二・七・一 三〇 二

(英國炭坑組合運動の發展)

第十二冊 資本主義社會に於ける再生産の……………久留間 鮫造譯
問題(ローザ・ルクセンブルグ)

同 二・八・五 三〇 二

第十三冊 英國議會に於ける勞資の對戦……………大内 兵衛著

同 二・二・一 三〇 二

第十四冊 ヴェブレンの産業組織論……………北澤新次郎著

同 二・四・五 三〇 二

第十五冊	労働党内閣の財政策……………大内 兵衛著	同	一三・六・一	三〇	二	定價 送料
第十六冊	最近本邦社会統計資料……………高野岩三郎著	同	一三・八・一	二〇	二	
第十七冊	資本主義のヨーロッパと社会主義のロシア……………越智 道順譯	附	トロツキー(ヨーロッパ合衆國論)			
第十八冊	キーンズの「幣制改革論」……………大内 兵衛著	同	一三・三・五	三〇	二	
第十九冊	マルクス「剰餘價值學 説史」第一卷第一分冊……………森戸 辰男譯	同	一四・二・一	三〇	二	
第二十冊	マルクス「剰餘價值學 説史」第一卷第二分冊……………森戸 辰男譯	同	一四・二・一	三〇	二	
第二十一冊	社会批評家としてのアプトン・シンクレア……………北澤新次郎著	同	一四・七・三	三〇	二	
第二十二冊	マルクス「剰餘價值學 説史」第一卷第三分冊……………榊田 民藏譯	同	一四・一〇・五	三〇	二	
第二十三冊	マルクス「剰餘價值學 説史」第一卷第四分冊……………大内 兵衛譯	同	一四・三・五	二〇	二	

第二十四冊	マルクス「剰餘價值學 説史」第一卷第五分冊……………森戸 辰男譯	同	一五・四・五	六〇	四	久留間 鮫造
第二十五冊	マルクス「剰餘價值學 説史」第一卷第六分冊……………大内 兵衛譯	昭和	二・七・三〇	三〇	二	
第二十六冊	マルクス「剰餘價值學 説史」第一卷第七分冊……………榊田 民藏譯	同	三・四・三	三〇	二	
第二十七冊	マルクス「剰餘價值學 説史」第一卷第八分冊……………久留間 鮫造譯	同	三・二・一〇	三〇	二	
第二十八冊	マルクス「剰餘價值學 説史」第一卷第九分冊……………森戸 辰男譯	同	三・三・二〇	三〇	二	
第二十九冊	マルクス「剰餘價值學 説史」第一卷第十分冊……………森戸 辰男譯	同	四・一・二五	三〇	二	

(三) 大原社会問題研究所アルヒーフ

當研究所が社会問題研究に適當なる調査記録を撰び、不定時に刊行せんとするものであつて、既刊の分は左の如くである。

第一冊	本邦消費組合の現況(一九三五)……………後藤 貞治著	大正	二四・九・三〇	五〇	四	錢
第二冊	農民組合による小作農家の現状調査(一九三六)……………太田 敏兄著	同	二五・三・一〇	五〇	四	(品切)

(四) 大原社會問題研究所年鑑

當研究所が労働問題社會事業(社會衛生)の研究の資料として前一年中の事實と傾向とを叙述し加ふるに各部門内關係の基礎的統計と文献等を蒐録するものである。

(日本社會事業年鑑は昭和二年以來日本労働年鑑に合併することとし、又日本社會衛生年鑑は大正十二年版以來當研究所の手を離れ、岡山縣倉敷市労働科學研究所に於て編纂出版することとなつた)。

	定價	送料
日本社會事業年鑑 (大正九年版)	一・八〇	一五
同 (大正十年版) (品切)	二・五〇	一五
同 (大正十一年版) (品切)	二・〇〇	一五
同 (大正十二年版) (品切)	二・五〇	一五
同 (大正十三年版) (品切)	四・〇〇	一五
同 (大正十四年版) (品切)	二・五〇	一三
同 (大正十五年版) (品切)	一・八〇	一三
日本社會衛生年鑑 (大正九年版)	二・二〇	一五
同 (大正十年版) (品切)	二・五〇	一五
同 (大正十一年版) (品切)	四・〇〇	一五
日本労働年鑑 (大正九年版)	三・六〇	一八
同 (大正十年版) (品切)	五・五〇	一八
同 (大正十一年版) (品切)	三・〇〇	一八
同 (大正十二年版) (品切)	三・〇〇	一八

大原社會問題研究所出版書目録

(五) 大原社會問題研究所叢書

當研究所が社會問題に關する特殊の研究調査を行ひたる結果を發表し、又は社會問題に關する權威ある文献を翻譯刊行するものであつて、既刊の書は左の如くである。

(一) 幼兒保護及福利増進運動……………大林 宗嗣著	定價 一・五〇	送料 六	(品切)
(二) 乳兒死亡の社會的原因に關する考察……………暉峻 義等著	大正一〇・四・三〇	四	(品切)
(三) ソシアル・セツツルメント事業の研究……………大林 宗嗣著	同 一〇・四・三〇	四	(品切)
(四) ピアトリスボツタリ著消費組合發達史論……………久留間 鮫造譯	同 一〇・四・三〇	四	(品切)

同 (大正十三年版)	五・〇〇	一八
同 (大正十四年版)	四・〇〇	一八
同 (大正十五年版) (品切)	三・八〇	一八
同 (昭和二年版)	三・〇〇	一八
同 (昭和三年版)	三・〇〇	一八
同 (昭和四年版)	三・〇〇	一八
同 (昭和五年版)	三・〇〇	一八
同 (昭和六年版)	三・〇〇	一八
同 (昭和七年版)	四・〇〇	一八
同 (昭和八年版)	三・八〇	一八

(昭和九年版以後栗田書店發行 別頁參照)

- (五) 民衆娯樂の實際研究……………大林 宗嗣著 同 一四・五・一〇 二〇〇 一五
(品切)
- (六) 本邦消費組合論……………久留間 鮫造 丸岡 重堯著 同 一一・二・二五 三・三〇 一五
(品切)
- (七) ウエツプ夫妻著産業民主制論……………高野岩三郎譯 昭利 二・二・二〇 八〇〇 二四
- (八) 東京市に於ける機械工業の熟練工とし…北澤新次郎著 大正一三・七・二五 一〇〇
- (九) ウエツプ夫妻著消費組合運動……………山村 喬譯 同 一四・五・一〇 四・八〇 二〇
- (十) ウエツプ夫妻著大英社會主義國の構成……………丸岡 重堯譯 同 一四・八・二五 三・五〇 一五
- (十一) 兒童問題研究……………高田 慎吾著 昭和 三・七・五 一〇〇 三
- 尙他に原文對譯資本論初版首章及附録(カール・マルクス)……………大原社會問題研究所編 同 三・八・一 一・八〇 三

上記出版物の發賣所

東京市神田區錦町三丁目

株式會社 同人社 (振替東京二七〇六五番)

(六) 月刊大原社會問題研究所雜誌

改卷に際して

大原社會問題研究所雜誌(季刊)は第十卷第三號(第十八冊)を以て終刊とし、こゝに月刊大原社會問題研究所雜誌を發刊する。本誌は部分的には舊雜誌の繼續であると共に、大正十五年來すでに第三十三號を出してゐる『資料室報』と計畫中であつた『圖書室報』と『労働年鑑』附録との併合である。毎號百頁内外の豫定であるから、勢ひ舊雜誌に掲載されてゐたやうな大きい調査・研究は之を割愛せざるをえない。それらは新たに計畫中の『研究叢書』として世に問ふ積りである。

本誌の編成について略説すれば、『説苑』には主として本所研究員の論文又は本所の諸講演會における講演を掲げる。表現形式は充分通俗でありたいと思ふ。『調査』、『資料』においては社會問題・社會運動の基礎的事實の情況・動向を闡明する調査をかゝげる。調査室の充實と相俟つて、將來大にこの欄の擴大を所期してゐる。『紹介及批評』は文書の形において現はれた社會的諸イデオロギイの紹介及批評を試みようとするものである。『文獻』は圖書室及資料室の編纂にかかる文獻の解題及び目録を紹介するもので、うち、『社會問題關係主要雜誌記事目録』は從來本所刊行の労働年鑑に附録として添加して來たもの、『新着圖書資料』は資料室報に掲載して來たものである。いづれも引續き連載する積りである。新着圖書資料は必ずしも新刊圖書資料と同じではないが、外國のものとはともかく、國內

刊行物については入手しうべき社會問題關係新刊書の殆んどすべてを網羅するであらう。『立法』は社會問題に直接間接に關係ある法令集で、『政治・經濟・社會日誌』と共に、記録の用に備へる意である。『所報』は當研究所關係の時事の報道である。

發刊に臨み、舊雜誌年來の讀者の支援に對し滿腔の感謝を表すと共に、本誌の果さんとする學問的貢獻と使命に對し更に大方の鞭撻を切望する次第である。

第一卷第一號(七月號)昭和九年七月八日發行
定價 送料
四〇 四〇

說苑 我國に於ける社會事實の調査方法について高野岩三郎

日本銀行金買入法の意義について大内兵衛

調査 勞賃の國際比較に關する一資料笠信太郎

立法 日本銀行金買入法

政治・經濟・社會日誌(昭和九年四月)資料室編

所報 (昭和九年一月五月)

文獻 社會問題關係主要雜誌記事目錄(昭和

八年度(1))圖書室編

新着圖書資料(昭和九年四月)圖書室・資料室編

第一卷第二號(八月號)昭和九年八月十日發行
定價 送料
四〇 四〇

說苑 我國に於ける勞働者教育について(上)森戸辰男

調査 本邦主要勞働學校現況一覽(昭和八年度)編纂室編

紹介及批評 リュビームフ氏著 地代論 榎田民藏
松村四郎氏譯

大原社會問題研究所出版書目録

立法 出版法中改正、土石採取場安全及衛生規則

政治・經濟・社會日誌(昭和九年五月)資料室編

所報 (昭和九年六月)

文獻 社會問題關係主要雜誌記事目錄(昭和

八年度(2))圖書室編

新着圖書資料(昭和九年五月)圖書室・資料室編

第一卷第三號(九月號)昭和九年九月五日發行
定價 送料
四〇 四〇

說苑 我國に於ける勞働者教育について(中)森戸辰男

獨逸のトランスファ・モラトリアム

を中心として田中鐵三郎

紹介及批評 本邦映畫社會問題關係書解説(上)權田保之助

政治・經濟・社會日誌(昭和九年六月)資料室編

所報 (昭和九年七月)

文獻 社會問題關係主要雜誌記事目錄(昭和

八年度(3))圖書室編

新着圖書資料(昭和九年六月)圖書室・資料室編

第一卷第四號(十月號)昭和九年十月五日發行
定價 送料
四〇 一・五

說苑 米生産費について(一)榎田民藏

我國に於ける勞働者教育について(一)森戸辰男

調査 昭和六年に於ける我國主要勞働者消費

組合の概況(上)齋藤廣

紹介及批評 本邦映畫社會問題關係書解説(中)權田保之助

政治・經濟・社會日誌(昭和九年七月)……………資料室編
所報(昭和九年八月)……………

社會問題關係主要雜誌記事目錄(昭和

八年度(4))……………圖書室編

新着圖書資料(昭和九年七月)……………圖書室・資料室編

定價 送料
四〇 一・五

第一卷第五號(十一月號)昭和九年十一月五日發行

說苑 映畫國策について(一)……………權田保之助

米生産費について(二)……………榎田民藏

調査 昭和六年に於ける我國主要労働者消費

組合の概況(下)……………齋藤廣

紹介及批評 本邦映畫社會問題關係書解説(下)……………權田保之助

政治・經濟・社會日誌(昭和九年八月)……………資料室編

所報(昭和九年九月)……………

社會問題關係主要雜誌記事目錄(昭和八年

度(5))……………圖書室編

新着圖書資料(昭和九年八月)……………圖書室・資料室編

定價 送料
四〇 一・五

第一卷第六號(十二月號)昭和九年十二月五日發行

卷頭 故榎田民藏氏肖像及略歴……………

說苑 墮胎について……………大林宗嗣

映畫國策について(二・完)……………權田保之助

資料 第三回労働統計實地調査工場労働者の賃銀

立法 少年教護法及同施行令……………

政治・經濟・社會日誌(昭和九年九月)……………資料室編
所報(昭和九年十月)……………

榎田民藏氏著作目錄……………

社會問題關係主要雜誌記事目錄(昭和

八年度(6))……………圖書室編

新着圖書資料(昭和九年九月)……………圖書室・資料室編

定價 送料
四〇 一・五

第二卷第一號(一月號)昭和十年一月一日發行

說苑 米生産費について(三・完)

——小農經營合理化の基礎資料としての報告の意義——

……………榎田民藏氏遺稿

近世社會事會思想の一展望……………竹中勝男

資料 本邦最近の産業利潤率……………笠信太郎

新着圖書資料(昭和九年十月)……………圖書室・資料室編

立法 改正衆議院議員選舉法及同施行令……………

政治・經濟・社會日誌(昭和九年十月)……………資料室編

所報(昭和九年十一月)……………定價 送料
四〇 一・五

第二卷第二號(二月號)昭和十年二月七日發行

說苑 代金納は現物年貢の假裝なりや

——山田盛太郎氏の批評に答ふ——……………榎田民藏

資料 英國に於ける労働者教育……………森戸辰男譯

新着圖書資料(昭和九年十一月)……………圖書室・資料室編

政治・經濟・社會日誌(昭和九年十一月)……………資料室編

所報 (昭和九年十二月).....

第二卷第三號(三月號)昭和十年三月六日發行

定價 送料
四〇錢 一・五錢

說苑 著名社會主義者の對基督教關係に關する告白(一).....

森 戸 辰 男

墮胎對策について..... 大 林 宗 嗣

資料 國際消費組合運動の統計的概観.....

本邦消費組合運動の統計的概観.....

—第五回市街地購買組合調査より—.....

最近に於ける「勞働者家計調査」.....

—内閣統計局家計調査より—.....

文獻 新著圖書資料(昭和九年十二月)..... 圖書室・資料室編

政治・經濟・社會日誌(昭和九年十二月)..... 資料室編

所報 (昭和十年一月).....

第二卷第四號(四月號)昭和十年四月一日發行

定價 送料
四〇錢 一・五錢

說苑 昭和五年國富統計について..... 大 内 兵 衛

著名社會主義者の對基督教關係に關する告白(二・完).....

森 戸 辰 男

紹介及批評 賀川・安藤共著「日本道德統計要覽」を讀みて.....

高 野 岩 三 郎

文獻 社會問題關係主要雜誌記事目錄(昭和九年度(1)).....

圖書室編

新著圖書資料(昭和十年一月)..... 圖書室・資料室編

大原社會問題研究所出版目錄

政治・經濟・社會日誌(昭和十年一月)..... 資料室編
所報 (昭和十年二月).....

第二卷第五號(五月號)昭和十年五月五日發行

定價 送料
四〇錢 一・五錢

說苑 國際聯盟の「世界經濟概観」を讀む..... 久留間 蛟 造

調查 支那の農業恐慌と農民の狀態(一)..... 支那問題調査科

文獻 社會問題關係主要雜誌記事目錄(昭和九年度(2)).....

圖書室編

新著圖書資料(昭和十年二月)..... 圖書室・資料室編

立法 治安維持法改正法律案.....

政治・經濟・社會日誌(昭和十年二月)..... 資料室編

所報 (昭和十年三月).....

第二卷第六號(六月號)昭和十年六月一日發行

定價 送料
四〇錢 一・五錢

說苑 軍需生産と再生産過程の問題..... 笠 信 太 郎

調查 支那の農業恐慌と農民の狀態(二・完)..... 支那經濟調査科

文獻 社會問題關係主要雜誌記事目錄(昭和九年度(3)).....

圖書室編

新著圖書資料(昭和十年三月)..... 圖書室・資料室編

立法 米穀自治管理法案・米穀統制法中改正法案・米穀共同貯藏助成法案.....

政治・經濟・社會日誌(昭和十年三月)..... 資料室編

所報 (昭和十年四月).....

定價 送料

第二卷第七號(七月號)昭和十年七月五日發行

四錢 一・五錢

説苑 我國に於ける統計的調査の二典型とし

ての國勢調査と家計調査……………高野岩三郎

調査 社會主義文献目錄の所在(一)……………内藤 赴夫

紹介 生計費は百年前よりも高くなつたか……………編 纂 室

文献 社會問題關係主要雜誌記事目錄(昭和九

年度(4))……………圖書室編

新著圖書資料(昭和十年四月)……………圖書室・資料室編

立法 產鹵處理統制法案・蠶絲業組合法中改

正法律案・蠶絲業法中改正法律案・肥

料統制法案・飯米差押禁止法案・杉山

元治郎氏提出小作法案……………調 査 室 編

政治・經濟・社會日誌(昭和十年四月)……………資 料 室 編

所報 (昭和十年五月)……………

第二卷第八號(八月號)昭和十年八月一日發行

四錢 一・五錢

説苑 學生娛樂問題……………權田保之助

調査 社會主義文献目錄の所在(二)……………内藤 赴夫

紹介 李景漢編「定縣社會概況調査」を讀む……………支那經濟調 査 科

文献 社會問題關係主要雜誌記事目錄(昭和

九年度(5))……………圖書室編

新著圖書資料(昭和十年五月)……………圖書室・資料室編

政治・經濟・社會日誌(昭和十年五月)……………資 料 室 編

所報 (昭和十年六月)……………

定價 送料

第二卷第九號(九月號)昭和十年九月一日發行

四錢 一・五錢

説苑 田民藏氏の農業理論……………大内兵衛

紹介及 評 經濟週期平均によつて見る物價

及び生産の發展……………笠 信太郎

調査 社會主義文献目錄の所在(三・完)……………内藤 赴夫

文献 社會問題關係主要雜誌記事目錄(昭和

九年度(6))……………圖書室編

新著圖書資料(昭和十年六月)……………

政治・經濟社會日誌(昭和十年六月)……………資 料 室 編

所報 (昭和十年七月)……………

第二卷第十號(十月號)昭和十年十月五日發行

四錢 一・五錢

説苑 協同組合運動の指導原則としてのロッ

ヂデール原則……………森戸辰男

資料 年少者の映畫觀覽狀態概観……………權田保之助

最近百十二年間に亘る工業品價格指數……………笠 信太郎

文献 社會問題關係主要雜誌記事目錄(昭和九

年度(7))……………圖書室編

新著圖書資料(昭和十年七月)……………圖書・資料室編

立法 退職積立金法案要綱……………

政治・經濟・社會日誌(昭和十年七月)……………資 料 室 編

所報 (昭和十年八月)……………

第二卷第十一號(十一月號)昭和十年十一月十日發行

四錢 一・五錢

説苑 富問答……………久留間 鮎造

定價 送料

第三卷總目次……………

資料 ドイツに於ける婦人労働の動向ナチ

スの婦人労働対策……………編輯室譯

支那農村統計……………支那經濟調査科

文献 社會問題關係主要雜誌記事目錄(昭和九

年度(8))……………圖書室編

新着圖書資料(昭和十年八月)……………圖書室・資料室編

立法 國民健康保險制度要綱案……………

政治・經濟・社會日誌 昭和十年八月)……………資料室編

所報 (昭和十年九月)……………

第二卷第十二號(十二月號)昭和十年十二月五日發行

說苑 南京政權と世界政治……………細川嘉六

紹介 農家の窮乏について……………鈴木鴻一郎

文献 新着圖書資料 昭和十年九月)……………圖書室・資料室編

立法 自動車災害保險制度要綱(內務省社會

局労働部案未定稿)……………

政治・經濟・社會日誌(昭和十年九月)……………資料室編

附、昭和十年府縣會選舉成績

所報 (昭和十年十月)……………

第二卷總目次

第三卷第一號(一月號)昭和十一年一月一日發行

說苑 國民健康保險法案について……………大林宗嗣

大原社會問題研究所出版目錄

資料 ドイツ社會民主黨の農業綱領について……………大内兵衛

最近の支那對外貿易と支那經濟……………支那經濟調査科

文献 新着圖書資料(昭和十年十月)……………圖書室・資料室編

政治・經濟・社會日誌(昭和十年十月)……………

所報 (昭和十年十一月)……………

第三卷第二號(二月號)昭和十一年二月七日發行

說苑 日本のインフレーションの型について

(上)……………笠信太郎

新興大衆運動に於ける基督教的勢力の

復興……………森戸辰男

資料 世界經濟恐慌と中國植民地化の現状

(王崑崙)……………支那經濟調査科

文献 新着圖書資料(昭和十年十一月)……………圖書室・資料室編

政治・經濟・社會日誌(昭和十年十一月)……………資料室編

所報 (昭和十年十二月)……………

第二卷總目次(訂正)

第三卷第三號(三月號)昭和十一年三月十日發行

說苑 勞資調和論者としての片山潜……………内藤赴夫

日本のインフレーションの型について(下)……………笠信太郎

資料 英國に是ける總選舉並に地方選舉の結果……………纂室

文献 新着圖書資料(昭和十年十二月)……………圖書室・資料室編

政治・經濟・社會日誌(昭和十年十二月)……………資料室編

第三卷第四號(四月號)昭和十一年四月十日發行
 定價 送料
 四〇 一・五

說苑 労働運動黎明期における片山潜の社會主義思想……………内藤 赳夫

紹介・批評 農家の消費稅負擔狀況……………鈴木鴻一郎
 — 農林省農務局の調査について —

資料 總選舉の結果……………資料室

文献 新着圖書資料(昭和十一年一月)……………圖書室・資料室編

政治・經濟・社會日誌(昭和十一年一月)……………資料室
 所報 (昭和十一年二月)……………

第三卷第五號(五月號)昭和十一年五月七日發行
 定價 送料
 四〇 一・五

說苑 唯物史觀の黎明を踏める足跡

— 榊田民藏氏の『唯物史觀』を読む — 大内 兵衛

紹介・批評 大平洋の三角鬭争と支那……………支那經濟調査科

資料 日本に於けるメーデー……………資料室

文献 社會問題關係主要雜誌記事目錄(昭和十年度(1))……………圖書室編

新着圖書資料(昭和十一年二月)……………圖書室・資料室編

政治・經濟・社會日誌(昭和十一年二月)……………資料室編

所報 (昭和十一年五月)……………

第三卷第七號(六・七月合併號)昭和十一年七月十五日發行
 定價 送料
 四〇 一・五

說苑 小工業の狀態に關する日本及獨逸の統

計に就て——附、臨時國勢調査施行の提唱……………高野岩三郎

紹介・批評 國際労働局發行『國際労働機關と社會保險』……………編纂室

『ロシアに於ける資本主義の發展』の問題の立て方……………大内 兵衛

文献 社會問題關係主要雜誌記事目錄(昭和十一年度(2))……………圖書室編

— 新着圖書資料(昭和十一年三・四月)……………圖書室・資料室編

立法 特別議會に於ける社會關係法案(1)……………

政治・經濟・社會日誌(昭和十一年三・四月)……………資料室編
 所報 (昭和十一年四・五月)……………

第三卷第八號(八月號)昭和十一年八月三十一日發行
 定價 送料
 四〇 一・五

說苑 我國における社會主義運動と基督教との交渉……………森戸辰男

拔萃帳より……………久留間 鮫造

紹介・批評 「日本社會事業大年表」について……………大林 宗嗣

文献 社會問題關係主要雜誌記事目錄(昭和十年度(3))……………圖書室編

新着圖書資料(昭和十一年五月)……………圖書室・資料室編

政治・經濟・社會日誌(昭和十一年五月)……………資料室編

第六十九特別議會と社會問題……………

所報 (昭和十一年六・七月)……………

所報（昭和十一年一月）……………

月刊大原社會問題研究所雜誌發賣所

東京市神田區神保町一丁目三十九番地

栗田書店（振替東京一二三四番）

月刊大原社會問題研究所雜誌合本

★第一卷

自昭和九年七月
至昭和九年十二月

★第二卷（上）

自昭和十年六月
至昭和十年十一月

★第二卷（下）

自昭和十年七月
至昭和十年十二月

★第三卷

自昭和十一年一月
至昭和十一年八月

▲クロース

▲定價各卷二圓五十錢

▲上製函入

▲送料各卷 廿二錢

發賣所・栗田書店

(呈進録目細詳) 書行刊店書田栗

久松 潜一 著	萬 葉 集 考 說	三・五〇 二・二〇
笹野 堅 編	室 町 時 代 短 篇 集	六・八〇 二・二〇
外村 史郎 編	補 増 ロ シ ア 語 辭 典	一・八〇 一・〇〇
ハウゼン 本 ス タ イ ン 勝 譯 著	裸 體 藝 術 社 會 史	四・〇〇 二・〇〇
東京書籍商組合編	刊 第 八 圖 書 總 目 錄	八・〇〇 三・〇〇
資源局 編 纂	米 國 總 動 員 計 畫	一・〇〇 一・〇〇
小野 清造 著	生 命 保 險 會 社 の 金 融 的 發 展	二・三〇 一・四〇
千葉 龜雄 編	增 補 訂 新 聞 語 辭 典	一・六〇 一・二〇
木村 孫八郎 著	新 聞 經 濟 面 の 讀 み 方 (産 業 篇)	一・八〇 一・四〇
野田 兵一 著	新 聞 經 濟 面 の 讀 み 方 (金 融 篇)	一・五〇 一・四〇
小川 節 著	補 増 新 聞 政 治 外 交 面 の 讀 み 方	二・〇〇 一・〇〇
阿部 賢一 編	聞 新 經 濟 記 事 の 基 礎 知 識	二・五〇 二・三〇
田中 貢 著	鐵 鋼 及 機 械 工 業	三・五〇 二・三〇
田中 貢 著	商 業 政 策	二・五〇 一・八〇
田中 貢 著	增 補 訂 日 本 工 業 政 策	三・〇〇 二・三〇

昭和十一年十二月三十一日印刷
昭和十二年一月五日發行

日本勞働年鑑第十七輯

〔定價四圓五拾錢〕

編纂者

大原社會問題研究所
高野岩三郎

發行者

東京市神田區神保町一ノ三九番地
栗田確也

印刷者

東京市神田區西神田一ノ四番地
松村保



發行所

東京市神田區神保町一ノ三九番
振替東京一〇六二
電話神田(25)一三四七
電話(三三二七九)・三二八九

栗田書店

(松村印刷所印刷)

大原社會問題研究所編

日本勞働年鑑

★第十五輯——昭和九年版

▲菊版函入八百餘頁
▲定價四圓送料廿二錢

★第十六輯——昭和十年版

▲菊版函入八百餘頁
▲定價四圓五十錢送料廿二錢

緒言——年度大觀 年度重要日誌 凡例

第一部 勞働者狀態

概說第一篇 勞働者狀態一般

第二篇 工・鑛・交通勞働者狀態

第三篇 農業勞働者狀態

第四篇 其他の勞働者の狀態

第五篇 中間階級者・婦人勞働者・職業婦人並に少年勞働者狀態

第六篇 勞働移民狀態

勞働者狀態統計表

第二部 勞働者運動

概說第一篇 勞働者爭議(並に小作爭議)

第二篇 勞働組合(並に農民組合)

第三篇 無產政黨

第四篇 消費組合運動

勞働者運動統計表

第三部 勞働施設及對策

概說第一篇 雇主の施設及對策

第二篇 社會政策的施設

第三篇 勞働者運動對策

勞働施設及對策統計表

第四部 社會事業

概說第一篇 社會事業行政

第二篇 社會事業施設

第三篇 兒童保護事業

第四篇 社會教化事業

社會事業統計表

第五部 思想團體及思想運動

概說第一篇 社會主義的運動

第二篇 國家主義的運動

國家主義 以國粹團體一覽

附錄 社會問題關係法規

★ 成 構 要 內 ★

發 行 所 · 栗 田 書 店

覆刻 ● 戦前版日本労働年鑑

第17集 / 1936年版



戦前版発行 一九三七年一月五日
覆刻版発行 一九六九年一月一〇日
同第二次発行 一九七九年一〇月二九日

覆刻者 法政大学 大原社会問題研究所

発行所 財団法人 法政大学出版局

〒一〇六 東京都港区南麻布二丁目一四
電話・〇三(四五三)〇七二七
振替・東京六一九五八一四番

印刷所 株式会社 平文社

製本所 有限会社 昭栄堂製本所

戦前版 日本労働年鑑

全21集一覧

第 1 集	1920年 (大正 9)	版
第 2 集	1921年 (大正10)	版
第 3 集	1922年 (大正11)	版
第 4 集	1923年 (大正12)	版
第 5 集	1924年 (大正13)	版
第 6 集	1925年 (大正14)	版
第 7 集	1926年 (大正15)	版
第 8 集	1927年 (昭和 2)	版
第 9 集	1928年 (昭和 3)	版
第 10 集	1929年 (昭和 4)	版
第 11 集	1930年 (昭和 5)	版
第 12 集	1931年 (昭和 6)	版
第 13 集	1932年 (昭和 7)	版
第 14 集	1933年 (昭和 8)	版
第 15 集	1934年 (昭和 9)	版
第 16 集	1935年 (昭和10)	版
第 17 集	1936年 (昭和11)	版
第 18 集	1937年 (昭和12)	版
第 19 集	1938年 (昭和13)	版
第 20 集	1939年 (昭和14)	版
第 21 集	1940年 (昭和15)	版

法政大学出版局刊